





する認識が宇野さんと私では大変大きな開きがある、こういう感じがしてならないのであります。宇野さんが言つておられるのは、政治倫理、政治資金規正法、選挙制度、これが今度のリクルートの金との関係にまつわる問題があるから、そこでひとつこれを正すのが政治改革だ、こう思つていらっしゃるようですが、私は大変次元の低い話だと思うのですね。

それでは、どうして私がそういうことを言つているかというと、今の日本国憲法に基づいて現在の議会が運営されているかどうか、この問題について私はかつて一回論議をいたしましたことがござりますが、そういう意味で、ちょっと私は一番基本になりますところを皆さんに申し上げておきたいのであります。

明治憲法は、最初のところをちょっと読みますと、第一章「天皇」、第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、第二条「皇位ハ、皇室範ノ定ムル所ニ依リ、皇明子孫之ヲ繼承ス」、第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」、ここまでなんです。第四条「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ニ依リ之ヲ行フ」、第五条「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」、明治憲法は、天皇絶対主権でありますから、議会といふのは、天皇が出してきたものに協賛する、オーケーをするというために設けられておる機関であつて、議会の独立性とかそういうものはこの大日本帝国憲法では認められていないのであります。行政絶対有利というのがこの憲法の趣旨であります。

私は、今日の日本の行政を見ておりますと、そういう意味で果たして現在の日本国憲法が正しく守られているかどうかという点についてまず申し上げておかなければならぬと思うのであります。

それは、日本国憲法第四章、国会の地位、第四十一条「国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。」こういうふうになつて

おります。だから、立法は、まさに全部明治憲法、帝国憲法では天皇でありますけれども、我々が立法を決めるということを憲法は明記をしておるわけであります。そうして、さらに第七十二条、「内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を提出し、一般國務及び外交關係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」こういうふうになっておりまして、内閣にも議案を国会に提出する権利は保障されておりますけれども、國權の最高機關である立法機關が議員の手による議員立法をやるというのが法律の本来の建前なんであります。大日本帝国憲法と日本国憲法の基本的な違いがここにあるわけであります。何が現在の大蔵省は、大蔵委員会に提出する法案は全部大蔵省がつくるのが当たり前という認識のもとにすべてのことが今行われているわけであります。

おまけに一つ問題がありますのは、今度金融制度改革についての作業が行われているようであります。私ども国会議員に対しては、結論が出るまでは何らの報告もない。学者を中心とした審議会か委員会かで一方的にどんどん話が決まって、新聞には出てくる、しかし、私たちは一言も公式に、こういう経過です、こういうふうにやっていかがでしようかという相談がないのです。そういうふうしてさつと出してくる。それで、それが通ると、この認識が暗黙のうちに私は大蔵省の中にある、こう思うわけであります。これが一つの今これから起こる問題。

もう一つの問題は、私はかねてから、この問題会議でも提案をいたしました国債資金特別会計の問題、財政法改正の問題、これらについてもう何回となくここで論議をしてきたにもかかわらず、なつかつ今日政府側が積極的にやろうという意思がない。私がこの間代表質問でやらしていただきたのは、まず、どうしても今度平成二年度に対しこれらの法律改正を政府がやる気がなければ、全部の議員の皆さんにこの問題の重要性を訴えて、ひとつ全議員が理解をしていただいて議員立

法で日本財政の抜本的な改革をここでやる必要がある、そのためには同僚議員が本会議の質問をやつてくれと言つていただいたので、皆さんにわかりやすいようにこの問題の問題点を明らかにして質問をさせていただいたわけであります。そうしまして、自由民主党を含めて多数の皆さんのお手をいたしましたけれども、拜見をしておりまして、非常に敬服をいたしております。ですから、二条、「内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を提出し、一般國務及び外交關係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」この二条、内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を提出する権利は保障されておりますけれども、國權の最高機關である立法機關が議員の手による議員立法をやるというのが法律の本来の建前なんであります。大日本帝国憲法と日本国憲法の基本的な違いがここにあるわけであります。何が現在の大蔵省は、大蔵委員会に提出する法案は全部大蔵省がつくるのが当たり前という認識のもとにすべてのことが今行われているわけであります。

ですから、きょうはこの問題について、要するに政治改革というのは単にさつきの政治倫理、政治資金あるいは選挙制度改革ではなくて、一番大事なのは、国会のあり方をいかにするかという事なのであります。日本国憲法の示しておる議会制民主主義を、今空洞化しているような議会制民主主義を、我々の手で運営するようになれば、同僚が出した法律案について我々がボイコットして欠席するなどということは物事の道理としておかしいわけであります。政府が出してくるから野党が反対、こういう形式が今日の、この間までの国会の異常な事態を招いた、実は私はこう思つておるのではありません。政府が反対、こういう形式が今日の、この間までの国会の異常な事態を招いた、実は私はこう思つておるのではありません。

よその委員会まで私は関係がありませんが、大蔵大臣にまず伺いたいのは、大蔵委員会と大蔵省の関係について、少なくとも國權の最高機關で立法機關であることが中心であつて、大蔵省はこの立法機關に対し協力をしながら議員立法として問題の処理をするとか、第一条、第二条、問題の問題の処理をするとか、第一、第二、第三、問題の多いもの、日本銀行と大蔵省の関係をどうしようという気持ちはないのですよ、少なくとも現行憲法に照らして異常であるという部分について、国会がそれを行わないということは国会の責任だと私は感じておるわけでありまして、そういう意味で国会議員の皆さんのが國權の最高機關の議員として自分たちの職分を果たしていただきたいといふ気持ちでございます。

そこで、今の大蔵委員会に関する大蔵省主導による法案提案という問題です。もちろん大蔵省が出すことに反対するわけじゃありませんよ。出しますは、委員会に対して中間報告なり経過なりを報告しながらやつてもらうのでなければ、もし物質問題に答えておられるのを拝見しておりますと、まさに今この税制が非常に重要なときの大蔵大臣として、村山大臣が本当にその真価を發揮されて、ひつ全議員が理解をしていただい

は何も官僚の諸君をいじめる気は毛頭ありません。そういう手続が日本国憲法に沿つて行なわれていない、この基本的な政治改革をこれからひとつ村山大蔵大臣の手でやつていただきたい、こう考えておりますので、これらについての大蔵の御答弁を最初に伺いたいと思います。

○村山國務大臣 長年大蔵委員会で活躍され、そしてまた財政金融に非常に造詣の深い堀委員から、またさらに大きな角度から御提言いただきましてありがとうございます。

私たちもそう思つておるわけでございまして、やはり法律案というものは行政府だけが出すのではなくて、ここで議員が御勉強いただいてどんどん出していただく、そういう状況になることが非常に望ましい、私も実はそう思つておるのでございます。そういう意味で、やはりいろいろな討論が行われる、やはりそのためには単に法案といふことではなくて日常討論が与野党の間で行われることこれが大事じゃないだろうかと思つております。

終戦後ずっと見ておりましたと、与党的議員の質問がほとんどないということ、これもまことにおかしな話だと思ってるのでござります。それで、私の率直な感じでございますけれども、ほどんど野党の議員から言われたこと、そのうち非常に強烈に言われたものを、行政府の方は、あれはどうもかなわぬから少しは何かいじらなければいけないというようなことでじつておる。与党的議員でも随分勉強されておる、だから、お互いにそういう素地をまずつくるということが先決問題ではないだろうか。その上でそれに値する案がどんどん議員の皆様から出るということは本当に歓迎すべきことであり、そのことがやはり憲法が望んでおる精神であるう、このように思つております。

(「委員長退席、大島委員長代理着席」)  
○堀委員 村山大蔵大臣、大変率直な御答弁をいただいてありがとうございます。  
私はかねてから、自民党的皆さんにもつと質問

の機会を与えるたいとずっとやつてきておるわけなんであります。そこで、では問題はどこにあるかといいますと、今の国会のシステムが、法案を出しますけれども、財政法四条は、何か一般に今はしたたなるだけ早く通そう、これが誤りなんです。法案は十分審議をして、みんなが納得をしてから上げればいいのですから、この間からの国会はさつき申し上げたように異常なんであって、私は現在職二十八年六ヶ月になるわけでありますけれども、こんなことは長い期間になかったことなんですね。しかし大蔵委員会は、そういう異常な状態でないときには整整と十分審議をするといふことで、私はこの二十八年、最初の二年ほどは文教委員会におりましたけれども、昭和三十五年一月以来当委員会におるわけでありますから、今の大蔵のお話、私も率直にそう思います。

ですから、今度は自民党的理事の皆さんに申し上げておきたいのですけれども、この前一回新井さんが、私の前に自民党として予算委員会の始まる前の質問をされました。大変いい質問をされましたので、私は新井さんに、あなたのきょうの質問は本当によかつたと申し上げているのですけれども、皆さんやはり常に質問の機会が与えられれば御勉強になつて、それが与野党で議員立法をつくる土台をつくっていくんだろうと私は考えますので、理事の皆さんにぜひひとつ御認識をいたさたいと思いますので、そこはよくお願いをいたしたいと思います。

そこで、その次にちょっと申し上げたいのは、この間本会議で申し上げましたけれども、財政法を変えるということは確かに大きな問題ですけれども、私があのとき申し述べたように、昭和二十二年三月三十一日というのは、マッカーサー司令部から覚書が出、指令が出て、それを受けてあ

行主義という財政法ができたと思うのです。だから、財政法を私何回もここで申し上げておりますけれども、財政法四条は、何か一般に今は繰り入れなりなりしていく。六十年で計算いたしますと一・六六六となるのでしょうかが、定率は四条債というものは出されて当たり前というようない認識になつてあるでしようが、何回も申し上げるよう、第四条「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。」これは義務規定なんです。「但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」こうなつておるわけですから、四条債を出すのは当たり前ではないのです。特例なんです。そういう認識をまずきちっとしていただき。

そうして、それから第五条「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。」こういうようなものがありますし、さらに、御承知の償還計画を出せといふのがついているわけであります。要するに、国債不発行主義で来ておつたのですから、償還計画といふものは意味があつたと思ひます。そんなに大量なものが出てはすがないという想定でできております。ところが、この年度末百六十二兆になつて、償還計画といふものがまじめな意味で本当にできるのでしょうか。ちょっと大臣にそこをお聞きしたいのであります。

○村山國務大臣 御案内のとおりでござりますけれども、今、国債整理基金特別会計がそれを引き受けているわけでございまして、三つのルートからやつております。一つは定率繰り入れ、それから予算繰り入れ、それから剩余金繰り入れといふことでございますが、大体予算繰り入れあるいは御承知のような大量の臨時軍事費の調達のための日銀引き受けが、異常な状態で通貨が膨張いたしておりましたし、さらに、戦後の生産関係から見て、物資が不足で、異常なインフレーションがあつた。だから、私はその反省として国債不発行主義があつた。

年債の期限が参りますと、その六分の一だけ現実の定率繰り入れにあわせて現金償還の財源をそこにつくっております。足りない分、それは剰余金に繰り入れなりなりしておるけれども、金はちつとも入っていません。金が入っていないければ償還計画なんといふのは紙に書いただけのことでありまして、償還できるめどはない、こういうことであります。

それはこの財政法が考えた今の国債不発行主義であります。そこで、では問題はどこにあるかといいますと、今の国会のシステムが、法案を出しますけれども、財政法四条は、何か一般に今はしたたなるだけ早く通そう、これが誤りなんです。法案は十分審議をして、みんなが納得をしてから上げればいいのですから、この間からの国会はさつき申し上げたように異常なんであって、私は現在職二十八年六ヶ月になるわけでありますけれども、こんなことは長い期間になかったことなんですね。しかし大蔵委員会は、そういう異常な状態でないときには整整と十分審議をするといふことで、私はこの二十八年、最初の二年ほどは文教委員会におりましたけれども、昭和三十五年一月以来当委員会におるわけでありますから、今の大蔵のお話、私も率直にそう思います。

ですから、今度は自民党的理事の皆さんに申し上げておきたいのですけれども、この前一回新井さんが、私の前に自民党として予算委員会の始まる前の質問をされました。大変いい質問をされましたので、私は新井さんに、あなたのきょうの質問は本当によかつたと申し上げているのですけれども、皆さんやはり常に質問の機会が与えられれば御勉強になつて、それが与野党で議員立法をつくる土台をつくっていくんだろうと私は考えますので、理事の皆さんにぜひひとつ御認識をいたさたいと思いますので、そこはよくお願いをいたしたいと思います。

そこで、その次にちょっと申し上げたいのは、この間本会議で申し上げましたけれども、財政法を変えるということは確かに大きな問題ですけれども、私があのとき申し述べたように、昭和二十二年三月三十一日というのは、マッカーサー司令部から覚書が出、指令が出て、それを受けてあ

そういうところに問題があるのですが、私は今の財政改革を国債発行主義に変えると言っているんじやないのです。要するに、皆さんの認識でいくと特例債、私の認識でいくと特例債、これがよいよ来年には終わりになるということになつた時点では、少なくとも発行するとすれば四条債という特例債を国会の議決の範囲内でやるということになるとくるわけでありまして、私はこの四条のところを変えるとかそんなことを言う気はないのです。ただしかし、償還計画だとか、現実に今の情勢にフィットしないような部分は考えた方がいい。

兆九千億ということは、これは大体年間平均七千億円ですね。そうすると、五十年これが節約されると節約されないで三十五兆円、百年節約されなければ七十兆円の財政負担を国民に与えるような制度がこのままあっていいのだろうかというふうなことは、私は委員の皆さんも同じ御感覚ではないかと思うのです。

私は、この間宮澤さんが大変いいことをおっしゃっていたので、あの話を聞いていただかなの方もありましょからちよつと申し上げておきますが、

時期にもう一度考えてみるべき問題であろうかと思ひます。こういうふうに宮澤大蔵大臣は言つておられるのです。

この時期に来年が来るわけでありますから、この時期に合わせてさつき申し上げた財政法と国債資金特別会計法について真剣に皆さんにおやりいただくということであれば、いろいろな過去の経緯もありますので政府に御一任をしたいし、来年度に間に合わせないということならば、私は自民党

債としてというのですか、財源補てん債としての公債と資金繰りとしての公債というのを駿別しているわけでございます。これは日本もドイツもどちらもそういうでございます。ほかの国を見ますところはもう御案内のとおりでございます。

そして、減債基金制度を持つておりますのは、今現実に動いているのは日本だけでございます。そして今、先ほど申しましたように、二兆六千億というるのはどうなるかなといつて私は心配しております。このことからもう一つの制度がいいのかなという

御承知のように、私はこの間委員会でイギリスの制度についてちよつとお話しを申し上げました。このイギリスの制度は、要するにちょうど私が提案しておるような資金から両方に資金が行くように、これは一九六七年の法律改正でできているわけであります、既に英國はうまくこれを運用しながらやつておるという事実から見ましても、私は何もこれを見て國債資金特別会計の提案をしたわけではないでありますけれども、たまたまいギリスにもこういう制度があるということが勉強しておる中でわかりまして、こういう制度があつていいんじやないか。現状で、今六十年とおっしゃつたのですけれども、果たして六十年で今の問題の処理が完了するのかどうか、大変騒ぎを感じておるわけでございます。

今日のような低金利の時代には既成国債をもと低利なものに借換えれば大きな国益になるはずであるが、このような発想が浮かばないのは、現在の財政制度が大福帖式で、金利の調整がないからである（関係法令はほとんど終戦直後のもの）。将来制度を改め国債の発行や管理を景気動向、金利、税収などを勘案して経済法則に則つて彈力的に行なうこととすれば金利支払などかなりの節約が可能になる。

六十一年三月二十四日の宮澤総務会長のお話であります。

そしてまたその後の方でも、これは昨年の四月二十二日の当委員会での答弁でありますけれども、宮澤大臣の答弁は、

堀委員の言われるよう物を考えていきます

○村山國務大臣 私も委員の御指摘があつたもので、すから官澤前大蔵大臣のあれを見ました。官澤さんは非常にバランスのとれた人で、両方言っておられる。一つは金利についてもうちょっと真剣的に考えた方がよろしい、低金利時代であるから、こういう御指摘で、柔軟性を持つて考えなさい。この問題と、それからもう一つ、ふつと借金をしていいんだということになると、その結果財政会計法等関連法案を含めての改正を議員の皆さんとの御協力をいただいて出すことにしたい、こう考えておるわけでありますけれども、大臣、そこらのめどについてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

私は、民主主義というものは黙っておれば高福祉低負担を望んでくるであろう。普通の国民といふものは、歳出は余計にしなさい、税は低くしてください、これはもう偽らざる話である。それで、あるから国民の代表である国会議員が出来まして、そなへばかり言つてもそなへならぬのですよ、高福祉を望むにはやはりそれなりの財政的な基礎がないかぬのですよ、こういう意味で財政制度はできているのじやなかろうか。国会对政府の関係ももちろんでござりますけれども、予算編成の過程における、例えば大蔵原案をつくる、政府のは、節度の問題とそれから彈力性、機動性、特に金利について、この接点の問題があると思うのにです。

ことしも新発債その他は少ないのでけれども、借換債を入れるとたしか二十二兆くらい出るようになりますね。これをずっと見て、いきますと、大体二十兆台というのがまだまだ長く続くわけであります。この間委員会では五十年から百年と申し上げましたけれども、そういうふうに、新

と、借金はしてはならないという原則の法律から、いかにして借金を経済的にやるかといううえへ、ふと考え方がある程度シフトさせていくと、いう部分がどうしても私は出てくるのだと思っています。

こういうふうにはつきりお答えになつて、

の節度がどうなるか。節度という言葉を使っておりませんが、恐らくそのことを言っておるのだろうと思います。私も基本的に、財政の問題としてやはり二つの点を制度的にどう組み合わせていくのがいいのかなということに非常に思いをいたすわけでございます。

原案をつくるときにも、もう戸籍的に提出要求があることが多いことは御案内のとおりでございます。そのため、かつてどれぐらい多くの赤字財政になってきたか、これも御案内のとおりでございます。  
そういう問題があるものですから、今の日本の財政制度の組み方あるいは減債基金のあり方、こ

発債という形では出ないけれども、借換債といふのは裏返せば新発債でありますから、そういう格好でずっと出ていく。その長期の期間について、私がこの間本会議での問題を提起しましたように、五十六年の四月から六十三年度いっぱいやつてみたら、上手に運用すれば、この間の国債費の利子が五兆九千億ぐらい節約できる。八年間で五

しかし、他方で、幸いにして昭和六十五年度に特例公債を脱却できるといたしますと、いわばそういう歳入補てんの意味での公債というものは一遍そこで離れられるかもしれない。建設公債をどうするかということはまた別の議論があろうと思いますので、おつしやいますような問題はやはり常に私ども考えていかなければなりません。

と申しますのは、各國の予算制度、もう御案内でもございましょうけれども、單年度均衡主義をとつております国は日本とドイツだけでござります。そして、ドイツは建設国債は出せますけれども、もとよりあれば赤字国債、特例国債は出せない、こういうことになつております。したがつて、同じ借金でも日本とドイツだけは一つの財源

ればそれなりに非常に意味のあるものだと私は思つております。ただ、金利との関係でどういうふうにやっていったらいいのか。

そして、委員御指摘でござりますが、実はもう一つは金融市場の問題がございまして、御案内のように、日本には世界では類のない興長銀があるわけでございます。これが五年の利付債、それか

ら割引債を発行しておるわけでございます。興長銀そのものがどうあるべきかというのと、今は金融制度調査会で検討しておるのでござりますけれども、国債の歴史を考えてみると、国債は四十一一年まではなかったわけで、四十年の補正予算でたしかに出たと思いますが、四十一年から初めて建設国債を出すに至った。そのときに金融市場に配慮したというのは、その金融債との競合の問題でございまして、したがって五年ではなくて十年債を基本にするというような考え方。

その後いろいろな国債が発行されました。年債でござりますけれども、これは全部シート引き受けということでございまして、市中消化はやらないとか、それから四年債、三年債、二年債、今年度は半年のが出ていわゆる短国債が出ておりますけれども、いずれもこれも割引債と競合しないように仕組まれておるわけでございます。したがつて、国債を発行する場においては、毎年発行額でやつておりますが、いまだに金融市场の競合の問題といふものがありまして、そのすき間というものをねらっておる。しかしながら同時に、このごろ金融は非常に弾力化しておりますので、多様化していく。それで、金利といふものはいつ上がるか、先高になるか先安になるかというのをなかなかわからぬものでございますから、どちらかといふといふいろいろな種類のものをつくつて、そしてその間、先高になつても先安になつても対処していく。いけるように、償還期間を多様にしていくという方策をとつておるわけでございます。

そういうことがずっとありまして、財政上の問題、それから金融市场の問題、特に金融市场の問題は証券、債券の多様化という問題になつてきておるわけでございます。そういう問題と全部私は絡んでくる問題だと思います。しかし、これは大変な問題でござりますので、私も真剣に検討してまいりたいと思っておるところでございます。

○畠委員 今お話しになりましただれども、確かに日本がすぐれているところは、さつき私が申し上げたように現実に行われてないのですよ。大臣

も、二兆六千億払い込んでいないで日本は減債制度があると言つても、減債制度を機能させるように定率繰り入れやらなければ予算繰り入れも完結に行つていい、完全に行つていいということは、減債制度がやれないところに現在の経済情勢が陥っているという、その認識なくして、減債制度があるのは日本だけだというのは世界に通用しない話なんですね。

ですから私は、やはり現実を直視して、国民にとって何が一番望ましいのかという選択を我々国会議員は任せているんだと思うのです。大蔵省の官僚だけに国民は任せておるわけではないのでありますから、その点を大蔵省の皆さんも真剣に考えていただいて、これから予想される日本経済の状態に対してもどういう選択が一番望ましいのか。

確かに大臣のおっしゃったように、国民は高福祉を負担を求めています。しかし、私はそんなことをこれまでこの委員会で言つたことは一回もなないであります。少なくとも高福祉を求めるならば高負担でなければ、天から金が降つてくるわけではないのでありますから、できないことを求められる国民には率直にそれはできないといふことを言つておる。少なくとも高福祉を求めるなら、どうも日本は直接税というものは間接税で、どうやら間接税が直接税のようだとおっしゃつたところの勇気のない者は政治家をやめたらいいと思うのですよ。そんなに国民に迎合ばかりして、できもしないことを言つておるというようなことは重要な問題がある、私はこう思つておるわけです。そういう意味では、政治家は国民に責任を負つて、今この時点だけの話ではなくて、将来の展望に立つて考えなければならないと私は思つておるのです。

最後に、税金のことと一言だけ申し上げておきたいのですけれども、何か新聞を見たりきのうの痛税感を与えておるけれども、二兆九千億の九二%は月給の中で差し引かれていますから、得したか損したか余りよくわからない。ところが、今度国民全部が消費税で税金というものがわかつた。だから、このことは日本税制にとって非常に意味があると私は思つておるのです。

國民が税金というものについて痛税感を感じるときに、初めて國民が税金というものを真剣に考える。議員の皆さんも真剣に今考えておられる。そういう意味で非常に意味があるので、その痛税感をなくしてしまかそなうなどという発想を税の専門家である村山大蔵大臣が予算委員会で発言しておられるのを聞いて、ここだけはちょっとおられない。こう考えておりますので、その点の御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

内税でやつているところは肉屋さん、魚屋さん、八百屋さん。果物屋が半分ぐらいが内税になつてますよ。私どもと一緒に行つた調査の若い衆は、内税といふけれども、一休定価が幾らで、幾ら税金を取つているのだと言つたら答えられないわけですよ。私がその人に、それはこういう種類のものは朝と夜で本来値段の変わるものなんだ、新鮮な魚、朝は高く売るけれども、夕方になると、あしたに持ち越したら鮮度が下がるから値段は下げるのだ。価格の動くものについて外税といふのは確かに非常にやりにくいからある程度内税だらうけれども、そういう商品の価格が一日の間で動くもの、あるいは牛肉のように、同じようなロースといつても、肉の質のいいロースから悪いロースまで品質によって値段が違うのです。だから、そういう品質の問題が価格に反映するものは私は内税である程度やむを得ないと想うのですが、低負担を求めていません。しかし、私はそんなことをこれまでこの委員会で言つたことは一回もなないであります。少なくとも高福祉を求めるなら、どうも日本は直接税といふのは間接税で、どうやら間接税が直接税のようだとおっしゃつたところの勇気のない者は政治家をやめたらいいと思うのですよ。そんなに国民に迎合ばかりして、できもしないことを言つておるというようなことは重要な問題がある、私はこう思つておるわけですが、そういう意味では、政治家は国民に責任を負つて、今この時点だけの話ではなくて、将来の展望に立つて考えなければならないと私は思つておるのです。

○村山國務大臣 第一段の先の方の、本論の方の話でございますが、減債基金繰り入れはやつてゐるわけでございますが、財源が本来の財源ではない。やつていることはやつておるわけでございます。たまたまNTTがあつたということでおられます。この先がどうかという、そこを心配していることでございます。

それから痛税感の問題、おっしゃるとおりでございます。私が言つておりますのはそうではなくて、内税にするか外税にするかというのと、本来事業者、納税者、それから消費者、双方の便益で決まる問題でございましょう。政府が干渉すべき問題ではありません。こういうことを申し上げておるわけなんです。それで、ちょうどフランスの歴史で初めてだと思っているのです。何か大臣が、どうも日本は直接税といふのは間接税で、どうやら間接税が直接税のようだとおっしゃつたところの勇気のない者は政治家をやめたらいいと思うのですよ。そんなに国民に迎合ばかりして、できもしないことを言つておるというようなことは重要な問題がある、私はこう思つておるわけですが、そういう意味では、政治家は国民に責任を負つて、今この時点だけの話ではなくて、将来の展望に立つて考えなければならないと私は思つておるのです。

それで、先生ももちろん御承知でござりますが、今度のような税法といふ形式を持つた税制改革といふのは世界にも例がないであります。そして、あそこには理念が随分出ておりました。痛税感という問題は確かにその点はプラスでございます。しかし、この問題は本来は市場の問題だ、そういうことを言つておるわけでございます。

それで、先生ももちろん御承知でござりますが、今度のような税法といふ形式を持つた税制改革といふのは世界にも例がないであります。そして、あそこには理念が随分出ておりました。痛税感といふ問題は確かにその点はプラスでございます。しかし、この問題は本来は市場の問題だ、そういうことを言つておるわけでございます。

感をなくしてしまかそなうなどという発想を税の専門家である村山大蔵大臣が予算委員会で発言しておられるのを聞いて、ここだけはちょっとおられない。こう考えておりますので、その点の御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。



と、今指摘しましたように法人税のウエートが都道府県においても市町村においても多いということは、今は景気がいいわけですから非常に税収が上がり、そしてまたこれが交付税にも連動してそれが多くなってきており、こういう状況が今生まれているわけですが、これからを考えていった場合、大臣御存じかと思りますけれども、所得税を地方にやつて法人税のようなものは国だけにしたらどうかという一つの考え方もあるようになります。

こういうことを考えますと、この法人税のあり方、国と地方で基本的に税源をどういうふうに配分していくのがいいのか、もつと安定的なものは地方に移していく、あるいは法人についても外形課税分を地方にやつしていく、所得課税は国が取るとかいうことも一つ考えられるわけですが、それとも、これは自治大臣、自治省ということではなくて、日本の財政全体を考える場合の一つの問題だと思うのですが、それについて大臣お答えいただければお願意したいと思います。

○村山国務大臣 国と地方はやはり車の両輪でございまして、両方の財政が安定すること、あるいはやはり成長していくわけでございましょうから、それに適する独立財源を持つていることは必要なことだと思っております。現行はもう御案内どおりでございまして、三税の三二%、それから消費税の今度は二四%、たばこ税の二五%、こういうのが入っているわけでございます。地方の財源確保につきましては、毎年財政計画をつくる際に十分見まして、不足財源がないようにということで、両省で十分打ち合わせてやつておるところでございます。

その税源配分の問題の前に、今問題になつておりますのは国と地方の役割分担、費用負担、それから事務配分をどうするか、この先決問題がまだ進行中であるものでございますので、独立財源のところまではまだなかなかいってない。しかし、独立財源のことをいいますとともにいろいろな経緯がありまして、そしてこれは重大な影響を及ぼす

ものでございますので、それぞれの範囲内で手当ををしているということでございます。

最近で申しますと、どちらかといいますと地方税の方がいろいろな施策を講じているように、私はずっとタッチしておるので、これは一般的に申しましていろいろな工夫をしているのはむしろ地方税の方ではないだろうか、こう思っておりま

す。そして地方税はもちろん各地方団体の配分があるものでございますので、分割基準のようなものも非常に細かくやっておりまして、法人住民税の分割基準あるいは事業税の分割基準、こういったものを非常に細かくやっておる。そして法人住民税につきましてはもう資本要素を随分入れてお

る。本来でございますと法人事業税の方に求めら

れる性質であるのかもしれないものを、やはりいろ

いろな財政上の考慮でございましょう、資本基

準を法人住民税でも入れておることはもう御案内

のとおりでございます。きょう、これはまだ聞い

ておりませんが、法人事業税を資本金基準で、外

形標準でやるというようなのが出ておりました。

しかしながら言いますが、ことしの予算で見ますと、御存じのように国有林野事業特別会計というのは国有林野事業勘定と治山勘定という二つの勘定から成り立つてゐるわけですね。問題は国有林野事業勘定に關するところなんですが、平成元年度予算では予算規模が五千七百九十八億円ですから、約五千八百億円の規模である。そのうち財投からの借入金が二千七百億円ですね。いわゆる典型的な借

用負担のあり方、この方が先決するのじゃないか、私はそんな感じがしておるのでございます。

そこで、財政再建の問題で、一般会計は先ほど

お話を出ましたけれども、特別会計においても

ありますけれども、税制改革もまだ残されてい

るとの私は考えております。

そこで、財政再建の問題で、一般会計は先ほど

お話を出ましたけれども、特別会計においても

ありますけれども、税制改革もまだ残されてい

るわけです。

問題は、いわゆる赤字というのは、御存じのよ

うに国有林野事業といふのは独立採算制ですね、

あるのじゃないかと思います。

特別会計は多々あるわけですが、きょう

は国有林の事業の問題について触れてみたいと思

います。

林野庁の方が見えておりますので、国有林事業

会計の最近の特徴と問題点について簡潔にお話

いたさたいと思います。

○高橋説明員 国有林野事業につきましては、現

在財政収支が非常に厳しい状況でござりますけれ

ども、昭和六十二年七月に改訂・強化しました改

善計画に基づきまして、事業運営を改善合理化す

る、それから要員規模の適正化とか組織機構の簡

素化を図る、それから自己収入の増大のために林

産物、林野・土地の売り払い、こういうものにい

るいろいろな工夫を加え、さらにヒューマン・グリー

ン・プラン、こういう森林空間利用というふうな

新しい事業を開拓しております。

こうしたことによりまして自己財源を確保する

ことに最大限の努力を尽くしておなりまして、さら

に必要な所要の財政措置を講ずることによりまし

て経営の健全性を確立したい、そういうことから

累積債務の減少にも努めていくということで考

えておりませんが、法人事業税を資本金基準で、外

形標準でやるというようなのが出ておりました。

これも前から非常に大きな検討課題になつて

いるのでござりますが、いざれにいたしましても、そ

ういう努力は両方の、國も地方も払われていると

いうことでござります。

しかし、いざれにいたしましてもやはり國と地

方の事務配分を中心としたところの役割分担、費

用負担のあり方、この方が先決するのじゃない

か、私はそんな感じがしておるのでございます。

○早川委員 そういう話ではなくて、では私の方

から言いますが、ことしの予算で見ますと、御存

じのように国有林野事業特別会計というのは国有

林野事業勘定と治山勘定という二つの勘定から成

り立つてゐるわけですね。問題は国有林野事業勘

定に關するところなんですが、平成元年度予算で

は予算規模が五千七百九十八億円ですから、約五

千八百億円の規模である。そのうち財投からの借

入金が二千七百億円ですね。いわゆる典型的な借

用金財政で運営されているということがわかりま

す。なお、参考までに言いますと、治山勘定は千

七百五十七億円ですから約千八百億円ぐらいで

が、そのうち一般会計等から千七百億円入ってい

るわけです。

問題は、いわゆる赤字というのは、御存じのよ

うに国有林野事業といふのは独立採算制ですね、

あるわけですねけれども、この事業会計に對して昭

和五十三年度から一般会計から繰り入れが行わ

れています。五十三年度スタートのときの四十八

億円から累年増加しておられます。ごとしの

予算ですと百六十四億円が一般会計からその事業

勘定に繰り入れられております。

問題は、この国有林の今の事業を考えた場合、

従来から独立採算で収益事業をやつて、当初昭和

二十二年から設けられた特別会計のいわば前期く

らいのときには一般会計に繰り入れたわけですけ

林野庁の方が見えておりますので、国有林事業会計の最近の特徴と問題点について簡潔にお話しいたさたいと思います。

○高橋説明員 国有林野事業につきましては、現在財政収支が非常に厳しい状況でござりますけれども、昭和六十二年七月に改訂・強化しました改善計画に基づきまして、事業運営を改善合理化する、それから要員規模の適正化とか組織機構の簡素化を図る、それから自己収入の増大のために林産物、林野・土地の売り払い、こういうものにいろいろな工夫を加え、さらにヒューマン・グリーン・プラン、こういう森林空間利用というふうな新しい事業を開拓しております。

こうしたことによりまして自己財源を確保するに最大限の努力を尽くしておなりまして、さらにはいろいろな所要の財政措置を講ずることによりまして経営の健全性を確立したい、そういうことから累積債務の減少にも努めていくということで考

えておりませんが、法人事業税を資本金基準で、外形標準でやるというようのが出ておりました。これも前から非常に大きな検討課題になつてゐるのですが、いざれにいたしましても、そういう努力は両方の、國も地方も払われているということでござります。

しかし、いざれにいたしましてもやはり國と地方の事務配分を中心としたところの役割分担、費用負担のあり方、この方が先決するのじゃないか、私はそんな感じがしておるのでございます。

○早川委員 問題は、先ほどヒューマン・グリーン・プラン等の具体的な計画を説明されたわけでありますけれども、元年度予算で約六千億円の予算規模のうち借入金が二千七百億円、それから累積債務が約二兆円になる、こういう状況なわけですから、この赤字がなくなる展望と累積債務の規模のうち借入金が二千七百億円、それから累積債務が約二兆円になる、こういう状況なわけですから、この赤字がなくなる展望と累積債務の処理の問題についての見通し、もしありましたらお聞かせいただきたいのです。

○早川委員 問題は、先ほど部分的にお答えしたわけでありますけれども、累積債務の解消も含めまして私は事業を実行しておるわけでございますが、債務が約二兆円になる、こういう状況なわけですから、この赤字がなくなる展望と累積債務の処理の問題についての見通し、もしありましたらお聞かせいただきたいのです。

【大島委員長代理退席、委員長着席】

○高橋説明員 先ほど部分的にお答えしたわけでありますけれども、累積債務の解消も含めまして私は事業を実行しておるわけでございますが、債務が約二兆円になる、こういう状況なわけですから、この赤字がなくなる展望と累積債務の処理の問題についての見通し、もしありましたらお聞かせいただきたいのです。

○早川委員 問題は、先ほど部分的にお答えしたわけでありますけれども、累積債務の解消も含めまして私は事業を実行しておるわけでございますが、債務が約二兆円になる、こういう状況なわけですから、この赤字がなくなる展望と累積債務の処理の問題についての見通し、もしありましたらお聞かせいただきたいのです。

○高橋説明員 先ほど部分的にお答えしたわけでありますけれども、累積債務の解消も含めまして私は事業を実行しておるわけでございますが、債務が約二兆円になる、こういう状況なわけですから、この赤字がなくなる展望と累積債務の処理の問題についての見通し、もしありましたらお聞かせいただきたいのです。

○早川委員 とてもじゃないけれども、そういうことで累積債務がなくなることはないと思うのですね。

○高橋説明員 先ほど部分的にお答えしたわけでありますけれども、累積債務の解消も含めまして私は事業を実行しておるわけでございますが、債務が約二兆円になる、こういう状況なわけですから、この赤字がなくなる展望と累積債務の処理の問題についての見通し、もしありましたらお聞かせいただきたいのです。

それで、前回のときにも大臣にも伺つた記憶があるわけですねけれども、この事業会計に對して昭和五十三年度から一般会計から繰り入れが行われております。五十三年度スタートのときの四十八億円から累年増加しておられます。ごとしの予算ですと百六十四億円が一般会計からその事業勘定に繰り入れられております。

問題は、この国有林の今の事業を考えた場合、従来から独立採算で収益事業をやつて、当初昭和二十二年から設けられた特別会計のいわば前期くらいのときには一般会計に繰り入れたわけですか

れども、今は赤字になっているということを考えて、いく中で、そういう独立採算で収益だけがこの事業勘定の目的だということは今の時代にそぐわないのじやないかなという感じがするわけですね。やはり森林といふものは、これは国有林、民有林問わずですが、公益的な機能がある、あるいは保水ですね、水の問題、あるいは空気の浄化機能だとか、いろいろな問題があります。私たちはそういうことを考える時代を迎えておりますし、また環境問題が国際的な関心を呼んでおります。その中での大きな柱が森林だ、こう言われておりますして、森林は地球公共財、地球的な公共財だという指摘もなされております。

そういうことを考えますと、この機会にこの国有林野事業につましましても、今は事業勘定と治山勘定、二つしかありませんけれども、もつと森林の公益的機能、公共的機能というものを考えていただきたい。それを考へるということは、これは国民全体として、そして財政的には一般会計の分野でもつと面倒を見ていかなければいけないんじゃないかというふうに帰結するわけですから、その点について、今現在林野庁の状況だけを同いましたけれども、森林の保護育成について、そしてその重要性について大臣はどう考えられているのかと、いう点が一つ。

それからもう一点は、その公共的機能を重視すればするほど、一般会計としてもっと財政的な配慮をしなければいけないのでないかというのが二点目です。

立探算と  
きまして、  
り入れが  
す。また、  
て一般会計  
ざいます。

いうことで運営しておりましたものにつ  
臨時的なものとして一般会計からの繰  
いろいろ行われておるわけでございま  
治山事業につきましては、これはすべ  
計負担で実施をするということなのでご

の保護、そういうた問題からいまして非常に重要な問題でございます。一方、このように現実に赤字がどんどん出でているという問題でございます。経営改善努力というのは絶えずやならなくやらねわけでございますが、大変な赤字になつてゐるという問題は、両省で本当に検討していくかな

で、以上の点を見直すにはどういう点をチェックしたらしいか、こういうことをはつきり決めまして、そうして国会が済みましたら早々にでも政府の税制調査会の方に御勉強を願いたい、こう思つておるところでござります。

立探算ということで運営しておりましたものにつきまして、臨時的なものとして一般会計からの繰り入れがいろいろ行われておるわけでございまます。また、治山事業につきましては、これはすべて一般会計負担で実施をするということなのでございます。

先生のお考えは、恐らく公益的なものについてもつと幅広くこれをとらえて一般会計からの繰り入れを一層積極的に考えるべきではないかといふお考えであらうかと思ひます。確かに森林といふものは、林産物を生産するというだけではなくて、国土の保全であるとか水資源の涵養であるとか、こういう公益的機能を当然持つものでございまが、この公益的機能の發揮というのは、また逆に、その適切な通常の森林施業といいますか、これを通じて出てくるものであろうかと思います。したがいまして、林産物の生産活動と公益的な部分といふものがどうしても一体として生まれてくるのが林野の事業なのではなかろうかと思ひます。公益的機能のみ切り離してどうこうというのがなかなか難しいものであらうかと思ひます。私どもとしては、御承知のとおりとは思いますが、臨時的なものとして、保安林の造林でございまますとか林道整備、保安林の保全管理、それから御承知のとおりの退職手当の問題、償還金財源、こういったものに着目をした一般会計からの繰り入れを誠意を持って行っておるということについと、累積債務も出ております、大変な問題であ

の保護、そういうた問題からいまして非常に重要な問題でございます。一方、このように現実に赤字がどんどん出でているという問題でございます。経営改善努力というのは絶えずやならなくやらねわけでございますが、大変な赤字になつてゐるという問題は、両省で本当に検討していくかな

で、以上の点を見直すにはどういう点をチェックしたらしいか、こういうことをはつきり決めまして、そうして国会が済みましたら早々にでも政府の税制調査会の方に御勉強を願いたい、こう思つておるところでござります。

の保護、そういう問題からいまして非常に重要な問題でござります。一方、このように現実に赤字がどんどん出ているという問題でござります。経営改善努力というのは絶えずやらないくちやならぬわけでございますが、大変な赤字になつてゐるという問題は、両省で本当に検討していくなければならぬ。今御提言の問題も、長期的な問題としては両省とも十分に踏まえて検討すべき問題であるう、このようと思つております。

○早川委員 終わります。

○中西委員長 矢追秀彦君。

○矢追委員 初めに、消費税の問題につきまして、後に詳しく述べたとおり質問がござりますので、私は簡単に伺いたします。

最近、大蔵大臣も見直しの発言をされておるわけですが、私たちは消費税は撤廃すべきである、こう主張しておるわけですが、仮に見直しをされるとしますと、その見直しに至る手続き、それから時期、どの点をどう見直すのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○村山国務大臣 どこを見直せということは、実は税制改革法の十七条の第三項でもうたつてゐるわけでございますので、どこを見直すかといふのは与野党の共同で入れた修正案でござりますので、そこをやるわけでございます。念のために申上げますと、一つは事務負担がどうしたことになつてゐるか、あるいは価格転嫁の現実の状況がどうなつてゐるか、それから、このことによつて不公平という観念が損なわれてゐるかどうか、定着

で、以上の点を見直すにはどういう点をチェックしたらしいか、こういうことをはつきり決めまして、そうして国会が済みましたら早々にでも政府の税制調査会の方に御勉強を願いたい、こう思つておるところでござります。

で、以上の点を見直すにはどういう点をチェックしたらいいか、こういうことをはっきり決めまして、そうして国会が済みましたら早々にでも政府の税制調査会の方に御勉強を願いたい、こう思つておるところでございます。

○矢追委員 政府税調にお願いをされるにしても、やはり基本的な方針、今言われた点以外のもつと抜本的な見直し的なものも含めての見直しと言われるのか、今大臣が言われたような税制改革法の中の範囲内にあくまでも限る、こういうことなのか、どちらでございますか。

○村山国務大臣 改革法の中で言われたことを見直すわけでござりますけれども、それを見直すにはどういうポイントをやつたらいいかということは特にうたっていないわけでございます。ですから、その問題は恐らく免税点の問題であるとか簡易課税の問題という問題も一つでございましょうし、あるいは帳簿制度というものがどんなふうに定着しているのかということも一つでございましょう。またいろいろな仕入れに係るものをお仕分けしているわけでございますが、これがどれほど事務負担をかけているのかという問題、そういうところの問題をチェックしていく必要があるんだろう、こう思つております。

○矢追委員 今少しお触れになりました免税点、これだって引き下げるなりますと大変また反対も出てくる。あるいはまた、簡易税率にしてもそういうことがあるからということで特に中小零細企業の方の了解を得られたやに理解をしておるわ

それからもう一点は、その公共的機能を重視すればするほど、一般会計としてもつて財政的な配慮をしなければいけないのではないかというのが二点目です。

それから三点目は、累積債務ですね。今年度末二兆円を超える累積債務に対して、やはり国、一般会計の方で配慮していないかないと、第二の国鉄じやございませんけれども、ああいつた事態を引き起こすのじゃないかということも懸念されますので、配慮いただきたい。

この三つの点につきまして最後に伺いまして、私の質問を終わります。

こういったものに着目をした一般会計からの繰り入れを誠意を持って行っておるということについて御理解を賜りたいと思うのです。しかし、今後とも、累積債務も出ております、大変な問題であろうかと思いますが、所要の財政措置とともに、やはり徹底した自主的な改善努力ということによりまして、国有林野事業の経営の健全性の確立に必要な基本的な条件整備というものをなお追求してみるべきではなかろうか、そういうことの中でも協力ををしていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

し上げますと、一つは事務負担がどうしたことになつてゐるか、あるいは価格競争の現実の状況がどうなつてゐるか、それから、このことによつて公平という観念が損なわれてゐるかどうか、定着状況を見ながらその三点を総合勘案しなさい、こういう趣旨でございます。

そして、四月一日から導入いたしましたが、一ヶ月遅い——一巡いたしますのは来年の五月で、三月決算の法人の分でございます。したがいまして、現実に見直すとしても一巡後でなければできないわけでござります。しかし、検討は早く始めた方がいいなということでおございます。これは、

これだって引き下げるとなりますと大変また反対も出てくる。あるいはまた、簡易税率にしてもそういうことがあるからということで特に中小零細企業の方の了解を得られたやに理解をしておるわけでございますし、また帳簿の問題。今言われた問題は、どっちかというと非常に反対の強いものではないんですか。ということは、もっと逆にそれを厳しくするのか甘くするのかというふうなことになつてくるんじやないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○尾崎政府委員 先ほど大臣の御答弁がございましたように、総理からもまた大臣からも税制調査したように、

○篠沢政府委員 御指摘のような国有林野事業の現在の厳しい財政状況でございますので、本来独

○村山国務大臣 今、次長から御説明がありまし  
たが、国有林野という問題は、環境保全、水資源

国会における諸先生のいろいろな意見がありました。早く始めろ、こういうことでござりますの

会で勉強してみると、という御指示をいただいておりまして、税制調査会会长とも御連絡をとつ

ているところでございます。大臣のお話にございましたようにできるだけ早くということを考えておりますが、具体的にどういうように勉強を始めらるかというのは、税制調査会の御意向もあることでございますけれども、主として今話題になつております中小企業者に対する特別措置等についてどのように考えるか、その辺が中心になるのだろううと思います。先生方の御意見でもう少し話が広がるかもしれません。

ただ、現実の問題といたしまして、実は簡易課税一つとりましても、この九月の末になりません

と簡易課税の選択者がどのくらいになるのかといふことすらわからないわけでございます。そういう状態でございまして、現在におきましては、四月からスタートいたしました消費税、それについて末端その他で事業者がどのような値決めをしたかとか価格表示についてどのようにしていけるかとか、そういう全くその事業者サイドの値決めのところとどまっているわけでございまして、実際の申告納税等は九月以降になるわけでございます。したがいまして、勉強につきましてもだんだんステージで内容が変わってくることになるのではないかなどというように思っております。

委員御指摘のとおり、両方の見方があろうかと思ひます。簡易課税の問題をとりましても、免税点をとりましても、いろいろな見方があろうかと思いますので、幅広く各方面の意見を伺いながら勉強を続けていただくのではないかなと思っております。方向を特別に決めて、それに従つて税調の審議を始めていただくということではございません。

○矢追委員 消費税をやり出しますと切りがありませんのでこの辺で終わりますが、私たちには撤廃をあくまでも要求してまいりますし、百歩譲つて見直しということになつたにせよ、ひとつ抜本的にまず不公平税制の是正ということから始めて、その上で消費税の欠陥、九つの懸念ともう成立前から政府は欠陥商品であるということをお認めになつておられるわけでございますので、その点は国民

の理解の得られるような論議を税調でもやつていでございますけれども、まだそれを受けて政府もぜひお願ひをしたいと思います。

それから、次に円安の問題でございますけれども、けさ私の見たニュースでは百四十八円台でございました。急激な円安になりつつあるわけでございますが、まず、この円安の原因をどのように見ておられるのか。

○内海(字)政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、このところ、特に円安というか、ドル高の状況が見られるわけでございます。

これもよく御理解いただいておりますように、私どもがマーケットでどういう原因でドル高が起っているかということを公的な立場で申し上げることがまだマーケットに影響を与えるということもありますので、詳細にわたることは差し控えさせていただきますが、基本的に見まして、いわゆるファンダメンタルズに根差したというよりも、どちらかというと困惑的あるいは投機的な動きがこのところ強まっているというふうに私どもは見ているわけでございます。

○矢追委員 スペキュレーションという見方が強いよう今の御答弁でございますけれども、といふことは、近い将来また円高に戻るという可能性をとりましても、いろいろな見方があろうかと思います。簡易課税の問題をとりましても、免税点をとりましても、いろいろな見方があろうかと思いますので、幅広く各方面の意見を伺いながら勉強を続けていただくのではないかなと思っております。方向を特別に決めて、それに従つて税調の審議を始めていただくということではございません。

○内海(字)政府委員 まず私がマーケットでどういう原因でドル高が起っているかということを公的な立場で申し上げたわけですが、それ効果にはならなかつたのじゃないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○内海(字)政府委員 為替は、先ほどの困惑的な問題も含めましていろいろなファクターで動いているものですから、中央銀行による、特に日本銀行の先般の公定歩合の引き上げがどの程度の影響を持つたかということは、これだけを引き出して判断をするというのはなかなか難しいようになります。

○土田政府委員 補足いたしまして、為替レートと物価との関係につきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。

このところの為替レートの、これまでのところでは短期的な変動、これが物価にどのような影響を与えるかということは、一概に申し上げることには困難だと思います。我が国の物価の動向全体は、これまでのところ安定圏内にあると考えております。

然として、先行きという点ではこんなにドル高が続くはずはない、いずれドル安になるだろうといふ見方もかなり強いわけでございます。私どもとしては、やはり乱高下というのは困るので、あくまでも安定的な形でファンダメンタルズに合致した為替相場というものが形成されていくことが必要だと思います。

○矢追委員 この問題の最後で大蔵大臣にお伺いいたしますが、今国民の不安というものは、インフレ傾向ということに対する不安が多いのではないかと思います。一つは今申し上げた円安の問題、それから公定歩合が引き上げられた、さらに消費税というのがかかるべきで、さらに消費税というのがかかるべきで、さらには東京はやや上昇がとまりつりますが地方はまだ上がつておる、株価についても上がつたり下がつたりしておりますが全体としては非常に好調である、しかも最近土地がそううまみがなくなつたというので、それが今国民の非常な不安だと思います。

これに対する経済財政運営をきちんとしなければいかぬと思うのですが、その点について大蔵大臣いかがですか。

○村山國務大臣 今の問題でございますが、言えることは、消費税の影響というのは私の見ているところほぼ出尽くしたのじやないかと思っております。もちろんこれは一過性のものであるということ、それから、なお消費者物価は諸外国の中で最も低位にある、これも事実でございます。ただ、将来の問題として、今の為替レートの問題であるとか、あるいは今まで日本経済の拡張あるいは内需中心の拡大を支えてきたところの円高とか原油安といった問題がだんだん逆方向に動きつづある、こういう問題は警戒しなきやならぬというふうに今思つておるところでございます。

いすれにいたしましても、今後の情勢を十分見ながら適切な策を講じてまいりたい。今のところインフレというような心配はないということだけは確かだと思いますが、為替要因、一次產品要因、あるいは今後過熱になりやしないかといつた問題はやはり警戒していく必要がある。この前の公定歩合の引き上げというのもそういう意味の予防的な措置だというふうに私は受けとっているわけでございます。

○矢追委員 インフレではないとおっしゃいますか、土地などは非常にインフレでございますか

が、土地などは非常にインフレでございますから、国民生活に影響のないよう、土地の問題も土地基本法案等を私たちも提案しておるわけでございますので、ぜひそういったことも含めて的確な運営をお願いしたいと思います。

次に、法案について質問をいたします。

初めて、昭和六十三年度の特例公債の発行額が当初予算規模より大きくなっています。その理由ですが、最終的にはどのような金額になると予想されておりますか。

○篠沢政府委員 六十三年度におきましては、当初予算で特例公債の発行予定額を三兆一千五百十億と予定したところでございます。その後、年度中の歳入歳出全般にわたる状況を見きわめて可能な限り縮減を図るという趣旨で、補正予算の際一兆三千八百億、これを減額をしております。したがいまして、その段階では一兆七千七百十億とい

うふうに考えておったわけでございます。この一兆七千七百十億のうち、結局、年度内におきましては九千五百六十五億円の発行を行つております。したがいまして、八千百四十五億円が未発行という形になつております。

御承知のとおり、六月三十日までの出納整理期間、この間にこの八千百四十五億円の分を発行する必要があるかどうかということになるわけでござりますが、基本的に特例債の発行は極力縮減す

べきであるという財源確保法の從来からの趣旨も踏まえまして、今後、間もなく五月分の税収動向の判明もあるらうかと思いますので、この辺をよ

く動向を見きわめ、適切に処理をするということを進めてまいりたいと考えております。

○矢追委員 当初予算ベースからいきますと大体三分の一になるわけでございます。この原因はどこにあると見ておられますか。

○篠沢政府委員 ただいま申しましたように、特例公債の発行につきまして、本来極力その発行は抑制すべきものであるということもございまして、この発行につきましては、年度の中で歳入歳出全般の状況、推移を見ながら、ただいま申し上げたようなことで補正において減額する。そして、実際には年度内の発行は九千五百六十五億ということとどめてまいりたわけでございますが、やはり基本的には六十三年度におきます税収につきまして、経済の実体的な生産活動との関係がなかなか難しいと思いますが、株式、土地等の資産取引の引き続く活発化や円高差益の発生といふこと、この一時的な要因から極めて税収の収支が好調であったということが大きく影響しておるというふうに考えておるわけでございます。

○矢追委員 私は昨年の本委員会でも、六十三年

度決算は四十六兆七千九百七十九億円、当初見込み四十一兆九千九百四十億円を五兆六千億円と大きく上回つておるわけでございまして、六十三年度の当初税収見込みをも上回つておるわけですね。

私は、意図的に税収見込みを低くしたものではないかという疑いも持つておるわけでございます。

平成元年度では税収見込みが五十一兆百億円、前年度当初比一三・一、補正後比六・六%、こうなるわ

けでございますが、これは適正な見積もりと言えますか。いかがですか。

○尾崎政府委員 委員のお話にございましたように御指摘もいたいた問題でございますけれども、このところ税収見積もりと決算との間にずれが生じております。しかしながら、私ども与えられた限りのデータをもとにしまして、個別に積み上げて計算をしているわけでございまして、決して特別の意図を持つて過小に見積もつておるということではございません。土地の価格でありますとか株価でございますとか、あるいは為替の状況でござりますとか石油の関係でございますとか、いろいろなことが重なりまして、大体相場として一・一と言われているような弹性値を大きく上回るような状況がこのところ続いているということでございます。

六十三年度の税収につきまして、なお一ヵ月分、五月分の税収につきまして残しているわけでござりますけれども、これまでのところ比較的好調にまつてきております。しかし、ある程度の自然増収は期待されるところであろうかというふうに考えております。

平成元年度の税収につきまして、この数年の法人税の状況等を考えまして、見積もりの方針等につきまして工夫を凝らしまして見積もりつけておるところでございまして、見積もりの線で適正にいくのではないかというよう期待をいたしております。ただ、何分にも年度が始まったところでございまして、税収の状況、まだ何とも申し上げ

が、一年たつて決算ベースで見ますと、六十二年成年年度と昭和六十三年度との間には大きな税制改革がございまして、税制が大きくモデルチェンジをしたところでござりますので、これまでのよう前に年度の自然増収がそのまま土台になるといふふうに考へることもまた難しいのではないかと

いう気がいたしますが、私どもいたしましては一生懸命適正に見積もつたつもりでございます。

○矢追委員 欠損よりは多い方が結構なことでござりますが、それでも国家予算というものは非常に重要なものでございますから、やはり正確な税収見通しを計上することは非常に大事である、私はこのように思ふわけでございます。しかも

例公債というものは、本来税収が足りないから特例外公債としての税収見通しが余りに大きめでございますが、それを認めておるわけですね。

だから、その前提としての税収の見通しが余りにも実態とかけ離れておりますと問題である、こう言わざるを得ないのですが、大蔵大臣、いかがですか。

○村山國務大臣 今、主税局長からお話をあつたのでござりますが、やはり税収見積もりというのは的確でなければいかぬということはおっしゃるところでございまして、今後ともこれを的確にやるよう努力してまいりたいと思っております。

特例公債につきましては、これは財政法からいいますと、そしてまた財政のあり方からいいますから。

○矢追委員 いすれにいたしまして、好調な景気の拡大に支えられまして、政府の平成二年度特例公債発行ゼロ、この目標はどうやら達成されそうの見通しになつてきていると私も思います。

その点は非常に結構なのでござりますが、これも私は再三この委員会でもずっと指摘をしてきたことですございますが、国債残高は、特例公債発行ゼロにもかかわらず、それから後ずっとふえていくわけでございます。しかも今、百六十二兆円で

すね、G.N.P.の約四一・五%、一般会計に占める割合が一九・三%，これは先進国の中でも最も高い水準になつてゐるわけです。米国は一四・八、西独が一一・二、フランスが一〇・二、こういうのに比べますと非常に高いわけでございまして、今後財政再建の中でこの国債費のあり方をどう考へておられるのか、まず考え方をお聞きしたいと思ひます。

○篠沢政府委員　国債費が歳出予算の二割近くを占めておるということで、財政の対応力が非常に圧縮された姿になつておる、大きな問題であるということは常々御指摘をいただいているとおりでござります。私どもいたしましては、結局のところ、いろいろな問題があろうかと思いまが、やはり国債費に関しては、償換額を含めまして総公債発行額の抑制ということに何とか努力をして、長期的に国債費のシェアの縮小を図つていかなければならぬと考えております。

ただ、国債費につきましては、総公債発行額をどのくらいとの時期に抑制していくのだろうかと、いうことになつてまいりますと、やはり上記のとおりでござります。

の経済社会情勢の中で、毎年の予算編成の過程で最大限努力をして、その結果としてどういうものが出でてくるかということを見なければならぬと、いう難しさがござります。それからもう一つ、国債費のシェアは、やはり金利などの経済情勢にものかなり影響されるものでござります。こういったような問題がございます。

それからさらに申し上げれば、償還費の定率線り入れと申しますか、償還費の国債整理基金への繰り入れといったようなものをどの時期にどういうふうな形で行うか。御承知のとおり現在とまつておるわけでござりますけれども、例えばこういうものがどう扱われるかということによつても、国債費というものの大きさなり歳出に占めるシェアというのは非常に大きく変わり得るわけでござります。現在の段階でそれらの材料を持ちかねておるような状況でございまして、いつまでにどの程度まで引き下げていくのかという具体的目標を

お示しすることはなかなか困難な問題でございま  
すが、極めて大きな課題であるという認識のもと  
で、さらに検討を進めさせていただきたいと思つ  
ております。

〇矢追泰賀 大蔵省の仮定計算では、国債残高はますますふえまして、平成十四年には残高は二兆円を超えるわけですね。利払い費は十一兆六千億円に達する、こういう試算になつておるわけで

で、今いろいろな条件ございまして、今後は財政の硬直化を生んでいくわけでございます。これは結局、最後に比べても異常に高い国債費、それは先進諸外国がござります。もちろん十四年先の経済情勢を見通すこととは大変困難でございますが、先進諸外国がござります。

○村山国務大臣　現状を考えましても、今後の財の国債発行はきちんととしていかなければならぬ、こう思うわけでござります。その点について大蔵大臣の見解をちょっとお伺いしたい。

政運営の基本方針をどこに置くかということは非常に難しいわけでございます。また、将来建設国債に限定されるといたましても、建設国債をどうだけ発行するのかというの実は非常に難しい

問題でございまして、それはやはり社会資本の充実という関係でございましょう。もう一つは、景気変動にどう対応するかということで、よくこれが使われるわけでございます。しかし、財政といふ

あるものは長いものでござりますので、その辺のところをどの辺に置いていくかという難しい問題があると私は思つております。現状で絶えず固定されるわけじやございません。今委員がおっしゃいましたように、先へ行つて残高があふれるんじやな

いかというお話をございますが、それがまた償還についてどういうふうに今後持っていくかという問題にもなるわけでございます。

で、現金償還分を大体定率繰り入れ相当分やつて  
いるわけでございますが、また、相当金利の高い  
ときに発行したものもあるわけでございます。こ  
ういうもろもろの問題を抱えて今後の財政再建目  
標を立てていくということでございますので、

年間ひとつ財政審議会でとっくり勉強していただけ  
こう、こう思つております。委員の御指摘になつたこの重要性は肝に銘じておるわけでございま  
す。

○矢追委員 私が何が何でも残高を減らせと言つてはいるのではないのです、もちろん減らさなければいけませんが、

融・証券市場にとりましても安定した材料になつてゐるのも事実でございます。国債そのものが昔とさま変わりで、昔はなかなか引き受け手がなくして、シタに対する非常に苦勞されておりました  
が、今は兎ももとく、若狭國まで次々

こういうふうな状況になつてはいることは非常にさ  
ま変わりと思つたわけでございまして、そういうた  
めでは、ある程度は私は構はないと思ひます。た  
だ、先ほど申し上げましたように、財政の中に占

めの国債費が二〇%というものはやはり大き過ぎるのではないか。だから、今後ある程度目標を決めて、これくらいの国債費にする、あるいは残高はこの程度にする、あるいは利払い費はこうなんだ

どうアバウトな目標でも立てて進まないと、どうも毎年毎年の行き当たりばったりになつておる、このように思うわけでござりますので、その点についてはいかがでござりますか。

○福井県政府委員 国債費というものをとのよろづ  
これから考えていくべきかということでおございま  
す。先ほど申し上げましたようなもろもろの要素  
がございまして、そのときどき国債費というも  
のがどう変化するかと、うことこつきまして内閣

に見通すことがなかなか難しいわけでございま  
す。

と同時に、今先生、目標値を定めて、そこに收  
れんさせていくことは考えられないかということ

でございますが、これもなかなか難しい課題であらうかと思います。非常に卑近な言い方を申しますと、歳出規模をある程度大きいたしますと国債費比率が下がつたようになります。例えばそんな形で国債費率が低く見えるというだけでは、これ

は意味もまたなかろうかと思います。実質的な意味で総公債発行額の抑制に努めながら、実質的に意味のある国債費の引き下げというものをどういふうやうに見ていくか、どういふことでございま

いうことは重大な課題とというふうに、今大臣もおっしゃったように、その目標値の設定方程式といふのは極めて難しいものがあるのではないかと考えておるわけでございますが、いずれにしても国債費の引き下げと

つしゃいましたように肝に銘じて検討を進めてまいりたいと考えております。

言わざるを得ないわけとして、赤字国債の借りかえにも追い込まれておるわけですね。しかもNTT株の売却等で補つていける期間ももうあとわずかである、このように思うわけでございまして。

そういう状況の中で、まず売却益で補えるのはどれくらいと考えておられますか。ケースA、ケースBとも三年になつておりますが、やはり平成三年度までという見通しですか。

○篠原政府委員 ことしの二月に国会にお出ししております国債整理基金の仮定計算でございますが、この中ではNTT株式のうち国債整理基金特別会計に所属をしております株、これは御承知の

これを平成三年度まで売却するという仮定を置いておきます。こういう形で進めますと、三年度までは定期繰り入れを停止いたしましても国債の償還に支障はないという考え方になります。

ておるわけでございます。ただ、NTT株の売却につきましては、現下のような情勢の中でいろいろ難しい問題もまた生じてこようかと存じますが、計算上は、先生御指摘のとおり平成三年度ま

での売却で、三年度までの定率繰り入れを停止して償還財源に支障を生じないという計算でございます。

が、これは日本のみで他の先進国ではやつていな  
い、このように言われておるわけです。この減債  
基金制度をやはり抜本的に見直して、そして国債  
管理政策というものを再検討しなければならぬと  
思うのですが、その点についてお伺いしたいと思  
います。

と申しますのは、財確法の前のいわゆる財特法  
と言われた時代、要するに特例公債は必ず現金で  
返しますということをずっとと言われてきて、現金で  
返せないことがわかつておる段階になってしま  
た返せると頑張っておられた。村山大蔵大臣のと  
きもあつたか、質問したかどうかちょっと記憶に  
ありませんけれども、私も借りかえしなければも  
たぬじやないかと何回も主張したわけですが、い  
や絶対現金で返します、こう言ってこられ、結  
局借換債に変わってきて、それがずっと今続いて  
きている状況ですね。私もこの減債制度について  
は、先ほどの残高の問題とともに前々から強く主  
張してきておるわけでございますので、一つの区  
切りとして、来年度は特例公債発行ゼロになる年  
度ですから、この辺から財政再建の本格的なス  
タートということで、ひとつこの減債制度並びに  
国債管理政策というものをきらつとしていただき  
たい、私はこう思うのですが、大臣、いかがです  
か。

○村山国務大臣 今おっしゃったことの重要性は  
よくわかっているわけでございます。これも今後  
の財政のあり方に関する基本的な問題になるわけ  
でございまして、現行の制度で一体予算の上限  
を、歳出予算を総額でどれくらい伸ばすのか、G  
NPの伸びとの関係はどう見るのかという問題が  
一つあります。かつて財政が悪化したときに、G  
NPの名目の伸びが一〇%のころに、十年  
間くらい一般会計の伸びが一五%を続けたとい  
う時代がございました。その当時は、いやそれは景  
気が出れば税制の弹性値でもつてうまくいくの  
だ、こういう議論が随分ありました。そればかり  
ではございませんけれども、それが今日の財政状  
況を招いたということはよく承知しているわけで

ございますので、そういうた國債全体の管理政策の  
あり方、こういう問題もその視点からひとつ十  
分検討させていただきたいと思っております。

○矢追委員 特例公債の借りかえ方がふえてきて  
おるわけですから、残高百六十二兆円のうち  
借換債分はどれくらいでございますか。

○足立政府委員 元年度末の国債残高見込みでご  
ざいますが、今御指摘のとおり百六十一兆八千二  
百五十八億円と見込まれてございますが、このう  
ち借換債は六十三兆七千四百八十億円、このよう  
に見込んでございます。

○矢追委員 そこで、償還ルールの問題ですけれ  
ども、この借換債の特例公債も建設国債も同じよ  
うに六十年償還ルールが適用されておるわけでござ  
いまして、今年度発行された十年物の借換債の  
特例公債は平成六十年にならないと全額完済にな  
らぬ。いつも議論に出ておりますが、孫の代まで  
ツケが回される。後世代に対する大変な負担にな  
るものを考えてはどうか。今までにはキャッシュで返  
るわけでございますが、特例公債についてはでき  
るだけ早期償還が望ましい。一度に償還できない  
現状であれば、別に新規の償還ルール、短縮した  
ものを考えてはどうか。今までではキャッシュで返  
すということになつておつたわけでございますか  
ら、その点のこととこれから考えていかなければ  
ならないのではないか、こう思うわけでございま  
す。ただ、経済が安定した成長をしていかなければ  
なりませんけれども、こういう償還ルールもこ  
の際見直すべきではないか、このように思うので  
ございますが、その点はいかがですか。

○矢追委員 申し上げるまでもございません  
が、特例債は建設国債と異なりまして見合の資産

が存在しないということで、この償還年限と申し

ますか償還ルールと申しますが、これの定め方は

大変難しい問題であったわけでございますが、特

例債が経常費を賄つておるという観点から申しま  
すと、原理的にある一定の年限で償還をすべきと

いう方式をきちっとつくるのは、性格上なかなか

難しい問題があろうかと存じます。現在、財政事  
情にも左右されまして、結局やむを得ざる現実的

な選択として、建設公債と同様のいわば六十年債  
還ルールということをとることとしておるわけで  
ございます。私どもいろいろ考えことがあるわ  
けでございますが、当面、基本的には六十年償還  
ルールによらざるを得ないのかなという感じでござ  
いますが、これは常に検討課題であろうかとい  
うふうに思います。

また、そうした中でも、財確法の努力規定がござ  
ります。この趣旨を踏まえまして特例債の残高  
を速やかに減少させていくように、あらゆる努力  
を尽くしていくということが必要であろうかと考  
えております。六十二年度の補正予算と六十三年  
度の補正予算の際には、この財確法の努力規定の  
趣旨を踏まえまして、若干の金額ではございます  
が、国債整理基金の資金繰りに支障の生じない範  
囲で特例公債の早期償還に努めたところでござ  
ります。六十二年度の補正予算の場合は二千三百  
億、六十三年度の補正予算では三千四百億弱とい  
う金額でございますが、借換債に頼らずに現金償  
還でとめるという形で、いわゆる六十年ルールで  
ありますと、借換債可能の金目からその分減額を  
しておるという努力もしておることを付言させて  
いただきます。

○矢追委員 いずれにしても、国債整理基金特別

会計法では、特例公債償還のための起債はできる

限り行わないよう努める、こういう規定がある

わけでございますが、借換債の発行が新規財源債

を上回る状態が続いているわけでございまして、  
特例公債脱却のめどがついた現在、やはりこの借

換債脱却の目標も示していかなければならぬと思  
うわけでございます。

○矢追委員 いすれにしても、国債整理基金特別

会計法では、特例公債償還のための起債はできる

限り行わないよう努める、こういう規定がある

わけでございますが、借換債の発行が新規財源債

を上回る状態が続いているわけでございまして、  
特例公債脱却のめどがついた現在、やはりこの借

換債脱却の目標も示していかなければならぬと思  
うわけでございます。

○矢追委員 六十三年度になりますと、

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境

には依然として厳しいものがあり、我が国経済

の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るた  
めには、引き続き財政改革を強力に推進し、  
その対応力の回復を行なうこととしていること  
であります。

六十三年度になりますと、

御承知のとおり、我が国財政は、巨額の公債

残高を抱え、国債の利払い費も歳出予算の約二

割を占めるなど、なお極めて厳しい状態にあ  
り、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定

向上を図るために、引き続き財政の改革を強

力に推進し、その対応力の回復を行なることが緊  
要であります。

この三年間を比べますと、私は村山大蔵大臣を

評価するのは、巨額の公債残高と利払い費の二割  
とかもと早く言われておつたわけですね。それ  
はもつと早く言われておつたわけですね。それ  
結構なことだと思います。ただ、残念ながら、も

ということをきちつとおっしゃって、厳しいとおっしゃっている。前の二年間も同じことなのですけれども、それが全然入っていないわけでございまして、こういう認識をされていることは大変評価するのでございますが、この財確法、ずっと同じものばかり毎年出てきているわけでございまして、こういったことも含めて新しい財政のあり方をやらなければいかぬと思うのですけれども、それはおやりになりますか。来年度予算編成までにできますか。

○村山国務大臣 今、矢追委員がおっしゃったとおりでございまして、財政再建、これからが大変だというところだらうと思ひます。ようやく特例公債から脱却のめどがついたわけでございます。したがいまして、毎年度の予算の組み方からして問題でございます。

それから、現在既に残高としてあるものを一体どういうふうにしてやつしていくか、金利の高いものも安いものもいろいろあるわけでございます。減債基金制度もあるわけでございます。特例公債残高もあるわけでございます。こういった問題を抱えて、これから的確な目標を立て、そして着実にやっていくことはやはり国民経済の基礎になると我々は確信しておりますので、せっかく勉強させていただきたい、こう思つてお伺いいたします。

○矢追委員 勉強は結構なのですけれども、来年からさま変わりできるようにぜひお願ひしたいと思います。

次は、先ほども議論に出でおりましたけれども、いわゆる隠れ赤字の問題についてお伺いしたいと思います。

六十二、六十三年度と税収増加に恵まれまして、当初予算で予定していた特例公債の発行を補正段階で削減いたしました。すなわち、六十二年度当初四兆九千八百十億円が決算では二兆五千三百八十二億円、六十三年度当初三兆一千五百十億

円が補正後には一兆七千七百十億円、平成元年度当初予算では一兆三千三百十億円で、今申し上げたように財政再建の方の射程距離には入ったわけです。ただ、表に出ない隠れ赤字、大体二十六兆円と言われておるわけですが、これをどうするかという問題でございます。

他本来一般会計が支払すべきものを特別措置として後年度に後送りしたもののが十兆五千七百九十五億円、両方合わせて二十六兆円超、こうなるわけでございますが、一般会計の特例公債削減が五十年から平成二年度まではちょうど七兆円になります。そうすると、特例公債前減額の四倍近いものが隠れ赤字として残された、こうしたことになっておるわけでございますが、この隠れ赤字のことをやりますと、私が先ほども言つたように財政再建もこれからだ、こういうことになるわけでございます。

さらに、後年度へ負担を後送りしたもの多くは、平成二年度、特例公債発行超過後に返す約束だったと思うわけでございますが、その返済についての構想、それから計画、こういったことはどのようにになっておりますか。六十三年度補正で厚生保険特会へ一兆五千七十八億円を返還されたわけでございますが、この構想、計画、また隠れ赤字をどうするか、これについてお伺いしたいと思います。

そこで返済の問題でございますが、一つ一つについてただいま申し上げることは避けたいと思いますが、例えば国民年金の平準化措置でございますが、地方財政に関する繰り延べでございますとか、あるいは住宅金融公庫の利子補給の繰り延べでございますとか、これらにつきましてはどのようになつておるのか、立法が存在しておるわけでございます。立法の立法に従つていくのかなといつ感じでございます。大きなものとしてあと残りますのが、厚生年金の繰り延べでございますとか、あるいは住宅金融公庫の利子補給の繰り延べでございますとか、これらにつきましては、立法が存在しておるわけでございますので、一応この立法に従つていくのかなといつ感じでございます。

○篠沢政府委員 いわゆる歳出の繰り延べ措置についての御質問でございますが、確かに国債の定率繰り入れをストップしてしまいました総額が十五兆を超えておりますので、これを加えますと、先生おっしゃいましたように二十六兆という数字が歳出の繰り延べの総額になるわけでございま思ひます。

今後要処理の残高というものはどういうふうに考えるかということにつきましては、慎重に検討したいと思いますが、私どもの感じで、定率繰り入れの分については、いつも申し上げておりますて、最初予算で予定していた特例公債の発行を補正段階で削減いたしました。すなわち、六十二年度当初四兆九千八百十億円が決算では二兆五千三百八十二億円、六十三年度当初三兆一千五百十億円が補正後には一兆七千七百十億円、平成元年度当初予算では一兆三千三百十億円で、今申し上げたように財政再建の方の射程距離には入ったわけです。ただ、表に出ない隠れ赤字、大体二十六兆円と言われておるわけですが、これをどうするかという問題でございます。

御承知のように国債整理基金特会への定率繰り入れの停止分が十五兆五千七百三十四億円、その他本来一般会計が支払すべきものを特別措置として後年度に後送りしたもののが十兆五千七百九十五億円、両方合わせて二十六兆円超、こうなるわけでございますが、一般会計の特例公債削減が五十年から平成二年度まではちょうど七兆円になります。そうすると、特例公債前減額の四倍近いものが隠れ赤字として残された、こうしたことになつておるわけでございますが、この隠れ赤字のことをやりますと、私が先ほども言つたように財政再建もこれからだ、こういうことになるわけでございます。

なお、先生は赤字国債の減額は七兆であり、歳出の繰り延べは二十六兆というふうに対比をなされたわけでございますが、二十六兆は長い間の累積のいわば面積のようなものでございます。一方、国債の削減額は、ピークから平成二年度、元年度までの間で七兆といいうれば膏さが減ってきていたということでございますので、単純に数字の比較はなかなか難しいかと思います。しかし、先生の御指摘のような感じが一つあるということは事実かと思います。

そこで返済の問題でございますが、一つ一つについてただいま申し上げることは避けたいと思いますが、例えば国民年金の平準化措置でございますとか、地方財政に関する繰り延べでございますとか、あるいは住宅金融公庫の利子補給の繰り延べでございますとか、これらにつきましてはどのようになつておるのか、立法が存在しておるわけでございます。立法の立法に従つていくのかなといつ感じでございます。大きなものとしてあと残りますのが、厚生年金の繰り延べでございますとか、あるいは住宅金融公庫の利子補給の繰り延べでございますとか、これらにつきましては、立法が存在しておるわけでございますので、一応この立法に従つていくのかなといつ感じでございます。

○篠沢政府委員 歳出の繰り延べ措置に伴います利子あるいは運用益相当額というものが発生していると考えられるわけでございますが、厚生年金の国庫負担金の繰り延べ措置に係る利子相当額につきましては、五十七年度から六十年度までの分についてはもう利子つきで処理が済んだわけでございますので、六十一年度から平成元年度予算までの繰り延べ額に係る運用収入相当額といつもの機械的に計算してみますと、元年度末で千五百三億円というふうに出てまいります。

それから、国民年金の国庫負担金の平準化措置でございますが、元本の方は法律に従つて順次繰り入れられていくことになつておりますといつことをさしき申し上げましたけれども、やはり運用収入相当額というものが機械的に計算ができるわけでございまして、これは元年度末で四千八百九十四億という数字になつております。

それから、住宅金融公庫の利子補給の繰り延べにつきましては、元年度末までの合計で千六百七

十五億というような数字でございます。

政管健保につきましては、これは短期保険でござりますことから、保険財政上のいわゆる運用収入云々ということが前提となるものではないと考えておりますので、現在利子相当額について計算はしておりません。

最後に、大きいのが地方財政対策の改革に伴います特別会計の借入金の一般会計負担の利子でございます。これは、五十九年度以降元年度までのものに係ります総額が二兆二千七百五十三億といいます。これは、国債費の方で處理がなされることになっておるわけでございます。

定率繰り入れの停止につきましては、先ほど来申し上げておりますような性質のものでございませんので、運用利子相当額というような概念は出さなくてよろしいのだろう、こんなふうに思つております。

以上申し上げましたように何種類かございますが、単年度でどのくらいそれが出ておるかということでございますけれども、平成元年度では厚生年金六百六十五億、住宅公庫三百三十八億、国民年金千百十三億、地方財政借入金四千億、こんな出方をしております。これを含めまして、累計が先ほど申し上げたような数字になつておるということでございます。

○矢追委員 今のをきちと計算してやる時間がありませんので、ちょっとこちらで簡単に、アバウトな考え方で恐縮でございますが、六十三年度補正の厚生保険特会でございますと、元本に対する利子分の比率が四三・七%になります。仮に元本の四〇%として特別措置分の利子が四兆三千億円超、五〇%なら五兆三千七百億円超ということになりますので、いわゆる纏れといいうのは二十六兆になります。これで、実際は三十兆円くらいになるのではないかと思うのですが、この辺はいかがですか。

大体アバウトそう考えてよろしいですか。

○篠沢政府委員 ただいま歳出の繰り延べの元本に利子を加えてというお話でございましたが、こ

れらをすべて合計した数字をお示しすることは、各制度の趣旨等に相違があることから適当ではないかと

いと考えるわけでござりますが、住宅公庫の分でござりますとか地方財政の分につきましては算入済みとなつておりますのと、それから定率繰り入れに關しては利子額というものを算入するのか

な、そこはまあ極めて疑問があろうかと思います。私どもの感じで、先生のおっしゃられ方に合わせて単純に計算をしてみますと、定率繰り入れを除く分で十兆余りと申し上げておりますのが十一兆二千億円程度になるのではないだろうか、それを定率繰り入れ、これは素直に、いわばその繰り入れた元本額をそのまま足すということでお許しをいただきますと、合計が二十六兆八千億円程度と言えるのではないか、私どもとしてはそんな見方をしております。

○矢追委員 この問題は私ももう少し勉強させていただきますが、数字の差は別といたしまして、やはり利子がついておるということも念頭に置いていかないと、ただ二十六兆円だけであるということにはならぬわけでございますから、その点も含めまして、いわゆる纏れ赤字解消をやっていかなければならぬと思うわけです。先ほど申し上げましたように、仮に来年から特別債が発行ゼロになつたとしても、こういうのがまだあるということはきちんと認識をしておいていただきたい。その点について大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○村山国務大臣 隠れ赤字を十兆五千と計算するのか二十六兆と計算するのか、なかなか難しい問題でございますが、利子を含むものがあることは事実でございます。これは容易ならぬことでございまして、特例公債脱却よりももある意味で言えば、一ヵ一構想の枠組みは、現在のいわゆる新債務戦略もこれを踏まえております。

○内海(学)政府委員 ただ、ただいま委員御指摘のとおり、いろいろ難しい状況が債務国の側においてもまた民間銀行の側においても出てきまして、ニユーマネーといふ形で債務がどんどんふえていくという格好でまた難しい話であるという認識を持っておりまします。したがいまして、前々から申し上げているとおり、脱却後の財政再建の目標の定め方というのが一番大事だなと思って、鋭意ことしの年末くらいではこの問題を勉強させていただきたい、そのまました公的な部門も、これから世銀・IMF等含めておりますが、ただ、よく言われますのは、民間銀行のリスクを公的な部門がひつかぶっているんではないか、こういうことは、少なくともリスクの移転というようなことではないというふうに思つております。

と思っておるところでございます。

○矢追委員 今、年末と大臣がはつきりおっしゃいましたので、来年度の平成二年度予算編成にはあと十分程度で終わりたいと思いますが、国際金融局長お待たせして済みません。

累積債務の問題でございますが、いわゆるブレイディ提案なるものが四月のIMF暫定委員会で認められたわけでござります。從来米国は、ベーカー構想に見られますように、ニューマネーを追加することで債務国対策を進めてきたわけでございますが、今回、債務の削減を重点とする対策に方針を変更してきたと考えられるわけです。これはやはりベーカー構想が間違っていたということになるのか、その点はいかがですか。

○内海(学)政府委員 いわゆるベーカー構想の中心となりますものは、債務問題についてはケース・バイ・ケースで対処しなければいけないといふことが一番基幹でございます。すなわち、債務国がIMFと合意をいたしましたきちんとした経済の再建計画を持つこと、そうした経済の再建計画というのに信頼をした上でIMF・世銀がお金を貸す、また民間銀行からもニユーマネーが出来るということで、みんなで協力していくましょくいたい。その点について大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○内海(学)政府委員 まず第一点でございますが、民間銀行は委員御指摘のとおり、八五、八六年、八七との三年間に、いわばネットのマネーフローは若干マイナスになつております。その分、結局世界銀行等を含めました公的な資金が維持されておりますのですから、比重は逆転しておりますが、ただ、よく言われますのは、民間銀行のリスクを公的な部門がひつかぶっているんではないか、こういうことは、少なくともリスクの移転というようなことではないというふうに思つております。

その意味では、ベーカー構想の枠組みを踏まえたがら、さらに発展させたということではないかと

いうふうに私ども見ております。

○矢追委員 ベーカー構想対象国十五カ国への融資残高はふえておりますが、民間銀行に限りますと、八三年から八四年は年平均五十三億ドルの増加、八五年は八億ドルの増加、八六年には二十八億ドルの減少、こうなつて先細りをしてきているわけですが、その一方、全体の貸し出しの構成では民間銀行の比重が低下をして、政府やIMF等公的機関の役割が高まつておるわけでして、これは民間の債務を公的機関に転嫁しておるというふうに考えていいのかどうか、その点が一つ。しかも問題は、ベーカー構想を打ち出しながら、米国では中小の銀行がリスクセキュールの追加融資には応じない。大銀行はニューマネーを供給したが、ブレイディ構想を先取りして、債務の債務化や売却を行つて融資残高を減らしておる。また、ヨーロッパの銀行ではニューマネーの追加をしたが、債権の償却を進めて残高をふやさない。そういうことで、日本だけが対処がおくれて融資をふやし、そして融資残高をふやしてしまつておる、こういう状況にあるのではないか。何か日本も今ケイマン島にオフショアの債権買い取り会社を検討中と伺つておりますが、こういう日本の状況、日本にしわ寄せされることは非常に私はいかがかと思うわけですが、この点はいかがですか。

○内海(学)政府委員 まず第一点でございますが、民間銀行は委員御指摘のとおり、八五、八六年、八七との三年間に、いわばネットのマネーフローは若干マイナスになつております。その分、結局世界銀行等を含めました公的な資金が維持されておりますのですから、比重は逆転しておりますが、ただ、よく言われますのは、民間銀行のリスクを公的な部門がひつかぶっているんではないか、こういうことは、少なくともリスクの移転というようなことではないというふうに思つております。

それから、第二点の民間銀行の国際的な対応の問題でございます。

第一に米国の中銀行もそれなりに地方銀行が中心で、ニューヨークマネーやリスケに応じないということです。余々にドロップアウトしてきたということは客觀的な事実でして、今度の新債務戦略でも、そういったフリーライダー的に、協力はしないけれども元利の返済を受けられるというようなことは、何か排除しなければいけないという問題意識を強く持っているのはそういう点でござります。

て、アメリカが、これは有税でございますけれども、シティコーポから始まりまして徐々に準備金を積み始めております。アメリカの場合、大体三〇〇%ぐらい積んでいると思います。ヨーロッパの

銀行の場合には、国によつて違いますが、これもかなり積み立てております。日本の場合には有税と無税と、ただいま御指摘のケイマンに設立いたしましたファクタリング会社での処理、これを全部含めますと、平均的に言うと大体二〇%ぐらいは積んでいるということになると思います。

たので、ほんどの債権はドル建てですし、ひと  
ころ一ドル二百四、五十円という換算率のころ貸  
していたドル債権が、その後の円高の結果、銀行  
の総資産に占めるエクスポートシェアといいます  
か、債務国向けのドル債権というのは、円建てで  
は日本の銀行の場合には比率的には大分軽くなっ  
ているということもありますので、二〇%という  
のはかなり備えていることにはなってきたかな。  
もつとも、これもブレイディ戦略が発表されます  
前に、どうもそういった欧米の動きを見ながら有

祝の引き当てをふやしていただきた結果ではござりますけれども、それほどおくれないでやつてきている結果にはなっているのかなという感じはしているわけでございます。

○矢迫委員　今回のブレイディ提案によりますと、債務国の国債等に債券化をし、その元本、利払いに国際機関が融資を保証する、そのための資

金は各国が協力する、これが一番目です。二番目  
が、民間銀行はニードマネーを行う、こういうこ  
とでございますが、第一に、債務の債券化は結果  
として債権をかなり切り捨てるから、民間銀行に  
しわ寄せがされてしまう。米国の大手銀行は、一  
昨年のシティバンクの引当金計上に始まりまし  
て、公然と債務の償却を進めたり増資をしている  
ので、今回の処置により打撃は少ないわけです  
が、私は日本の銀行の損失についてちょっと憂え  
ておりますので、その点についていかがお考えに  
なっておりますか。一応時間ですから質問だけ並

べて、答弁はまとめて結構でござります。  
次の問題は、八五年以降八年までの日本のニ  
ューマネットは約六十五億ドルに達しておるわけで  
す。これらを流通市場の価格をもとに試算をいた  
しますと、含み損が約五千億円に迫るとの民間報  
告もあるわけですが、政府は仮に債務の債券化を  
した場合の影響を具体的にどう見ておられるの  
か。

**第二回 債務の削減をしながら民間銀行にユーマネーを求めることがあるが、貸し金を棒引きにされ、さらにユーマネーを出すのは、個々の銀行はもちろん、預金者保護の銀行行政の立場から見ても問題が出てくるのではないかと思いま  
すが、その点はいかがですか。**

最後に、国際機関が大きな役割を果たすのでございますが、これに必要な資金は、IMF等の増資によっても、必ずしも足りないと思つてゐるこ

資やその他の形態で日本を足分の負担をすることが  
になるわけですが、四月の IMF暫定委員会で滙  
田日銀総裁が発表されました輸鉄からの四十五億  
ドルの特別融資構想もその一例だと思いますが、  
日本はどこまで協力をしていかれるのか。下手を  
すると日本だけが犠牲になってしまふようなこと  
に結果としてならないのかどうか、その点を非常  
に要えておるわけでございますが、いかがです

○内海(学)政府委員 ただいま委員の持つておられた問題意識といふのは私どもも持つております。つまり、今後この債務累積問題におきまし

て、いわゆるバードンシェアリングということが

ただきたいと思います。

○矢追委員 大蔵大臣、最後でございますので、この債務国問題、大変な問題でして、御承知

○村山国務大臣　世界経済が相互依存体制を確立しておる、そして貿易の自由化あるいは資本の自由化、こういうことが進んでいることは非常に結構なことだと思いますし、また日本は今日の国際的地位にかんがみてそれに協力しなくてはならぬ、その過程で出てきた一つの債務国との問題だと理解しているわけでございます。

そして、今までではどちらかといいますとニコニコマネーという方でやつておりましたが、やつておられますと債務残高が非常にふえてしまって、とわかれでは返済のめども立たぬという局面になつてきました。こういうことでベーカー提案がフランス提案なり日本提案を入れて出たわけでございまして、仕組みは今内海局長が言つたようなことでございました。まして、構想はそれなりにわかるわけでございますが、これを具体的に詰めていくということになるとなかなか容易ならぬ問題でございますし、また我が国の金融機關の損得にも関係する問題でございます。そしてまた、日本もパラレルレンディングをやるということでございます。これまた大きな負担を持つわけでございますので、我々はこの問題についてはやはり慎重に、しかし積極的な態度でこの話をまとめる方向を持っていきたいものだ。しかし、あくまでも慎重で節度があるのでなければならぬ。こういうことで今話を進めて、全体の案件の流れを慎重に見守つておるというところでございまして、矢追委員のおつ



一体何を基礎にして過去において論議をされたのであろうか。

この中で一番耐用年数が長いものとして計算をされてゐるのを見てまいりますと、港湾が平均耐用年数が五十年というのはござります。学校施設等が五十三年というのもございますが、平均をいたしますと三十二年にしかならぬ。これは経済企画庁の「日本の社会資本」の実態像の中にそういうふうに打ち出されておるわけでござります。そうなりますると、社会資本の耐用年数経過後の世代には財政負担もまた転嫁をしなければならないのですが、そこら辺はどういうふうに考えておいでですか。

その際の考え方をいたしましては、まず、永久資産でございます土地でございますが、土地などの耐用年数を百年と仮置きしております。当然その土地のウエートというものが、公共事業の中で、それほど大きなものではございませんが、ある程度のウエートがございます。このウエートづけをしてこれが入ってきております。それ以外の償却資産の耐用年数につきましては、税法などの耐用年数に従って当時計算をいたしました段階でおおむね六十年というふうになりましたことから、一つの目安として、総合して六十年というもののを通じて償還を図っていくべきであろうというふうにルール化したものでございます。その後それがなりに定着を見ておるのではないかと考えております。

○村山(喜)委員 昭和二十五年に資産再評価法としておるという状況でござります。この法律が制定されました。これは四十二年に改正されました。今も説明がありますように、土地というのは償却資産ではないということです。当時の資産再評価に当たりましては、土地は事实上再評価の対象から外されて今日に來るわけです。

今話を聞いておりますと、土地の耐用年数といふのは百年ということにして計算をしたのだといふ話でありますから、この問題については後ほどその問題点を取り上げてまいりますが、その後六十年というのが定着をしている。なるほど定着をした形になっておりますが、社会資本の耐用年数が平均で三十二年だというのに、六十年というのが正しいのですよ、そういうふうにもうコンクニートになつたような考え方で押し通すというのではなくて、耐用年数が十分に償却できない形で後年度の負担という形で残れば、後年度の世代に對して世代間のしわ寄せをすることになるわけですから、経済企画庁でそういう耐用年数の平均的な数字をお出しになつている以上は、財政の上から見ても、国債の償却年は六十年で、そのための積み立てのものが一・六%だとかというようなことを守られない状況の中では、計算をし直すこととも難しかろうというのではなくて、もう少しこちら辺をシビアに受けとめて検討すべきではなかろうかと思うのですが、大臣、いかがでございましょうか。

○村山(喜)大臣 なかなか難しい問題だと思います。

その前に、資産再評価のときは私も関係しておつたのですが、あのときは、非常に物価が騰貴しまして償却資産の取り戻しができない、これが企業会計にとっては大問題でございまして、そこで、取り戻しのできるもの、取り返すべきもの、償却資産でございますが、したがって土地は入ら

○村山(宣)委員 昭和二十五年に資産再評価法という法律が制定をされました。これは四十二年に改正されました。が、今も説明がありますように、土地というのは償却資産ではないということです。当時の資産再評価に当たりましては、土地は事实上再評価の対象から外されて今日に来ておわけです。

今話を聞いておりますと、土地の耐用年数といふのは百年ということにして計算をしたのだといふ話でありますから、この問題については後ほどその問題点を取り上げてまいりますが、その後六十年というのが定着をしている。なるほど定着をした形になつておりますが、社会資本の耐用年数が平均で三十二年だというのに、六十年というのが正しいのですよ、そういうふうにもうコンクリートになつたような考え方で押し通すというのではなくて、耐用年数が十分に償却できない形で後年度の負担という形で残れば、後年度の世代に対して世代間のしわ寄せをすることになるわけですから、経済企画庁でそういう耐用年数の平均的な数字をお出しになつている以上は、財政の上から見ても、国債の償却年は六十年で、そのための積み立てのものが一・六%だとかというようなことも守られない状況の中では、計算をし直すこととも難しかろうというのではなくて、もう少しことさら辺をシビアに受けとめて検討すべきではなからうかと思うのですが、大臣、いかがでございましょうか。

今度の問題は、そうではなくて、減債制度をどういうふうにつくつたらよろしいのか、こういう問題でございます。それで、先進国の中で減債制度が現にありますのは日本だけでございます。御案内のとおりでございます。建設国債を発行しておりますドイツでも減債制度はないということなのでござります。それだけに減債制度はそれなりの意味を持っていると私は思いますけれども、これを改めて別のもので計算して短縮するということになりますとなかなか難しい、第一、定率繰り入れをえていかなくちゃならぬという問題が現実的な問題として出てまいります。それは長期的な検討事項でありますようけれども、村山委員の言われたことも頭の中に置きまして今後の検討にまちたい。非常に難しい問題であることを私は直観的に感ずるのでござります。

○村山(喜)委員 減債制度は日本だけしかないのだということで、先ほど堀委員に対し説明がございました。堀委員の方からの反論もございましたのでこれについては離れませんが、イギリスの場合、そういうような赤字国債に頼らなくともいいような財政運営になつておつて、収支で黒字の会計になつてきたという状態にあるのですから、諸外国といつてもいろいろあるということを指摘しておきたいと思います。

そこで、私はお尋ねをしてまいりたいのは、新しい財政再建目標といふものをどういうふうにお立てになるのであろうか。いろいろ新聞等を見ておりますと、国債依存度を5%に半減するのとか、隠れ借金の解消を先に実現するのだと、財政再建は今後いろいろ検討してやるのだととか書いてございますが、目標は、来年度は赤字国債が表面から姿は消えることになるだろうと思いまが、その後どういう段取りで財政再建の目標をねつくりになるのか、この際、やはりきちっとし

今度の問題は、そうではなくて、減債制度をどういうふうにつくつたらよろしいのか、こういう問題でございます。それで、先進国の中で減債制度が現にありますのは日本だけでございます。御案内のとおりでございます。建設国債を発行しておりますドイツでも減債制度はないということなりでございます。それだけに減債制度はそれなりの意味を持つていて私は思いますけれども、これを改めて別のもので計算して短縮するということになりますとなかなか難しい、第一、定率繰り入れをえていかなくちゃならぬという問題が現実的な問題として出てまいります。それは長期的な検討事項でありましようけれども、村山委員の言われたことも頭の中に置きまして今後の検討にまちたい。非常に難しい問題であることを私は直観的に感ずるのでございます。

○村山国務大臣　率直に言いますと、非常に懸念したい問題なものだから勉強したい、特に財政審を頑張りたい。

残高の問題、依存度の問題、闊れ公債の問題、それから定率繰り入れというのは現に何年か後には二兆何千億生み出さなければいかぬわけでございます、それから、それぞれの闊れ国債につきましては法律でもう既に繰り入れを決めているものもございまして、そういうもろもろの問題があるわけでございます。そういうものを全部ひっくり返めて、今までには新規特例債の発行をいかにして減らすかということでは十一年かかったわけでございます、今度の問題はもとと長い期間の問題であるだけに、財政運営の指針として考えるときに非常に慎重でなければならぬ。今おっしゃったことを全部入れて、そして何とかひとつ長期にわたりて適用できるようないい財政運営の指針というのをつくりていきたい、こう思つておるところでございます。

○村山(喜)委員　この際、先ほども若干出ましたが、財政事情の国際比較というものが必要になつてくるのじやなかろうかと思います。国際的に見て、そういうような減債制度は日本しかないのだとか大蔵大臣は胸を張つておいでになりましたが、ほかの国の財政状況と比較をしたときに日本の財政事情というのはどういうところにあるのだという認識をきちっとしておかなければいかぬのじやなかろうかと思いますが、財政事情の国際比較はどういうふうにとられておいでになりますか。

○篠沢政府委員　主要先進国におきましては、御承知のとおり一九七〇年代の石油ショックに端を発します世界的な景気の落ち込みの中で一様に税

が從来のまま増大をしていくということについて、各國一様に懸念が強まつた時期がございます。そういうことで、先生つとに御承知のとおり、八〇年代以降の各國の財政は、財政赤字の削減、公共支出の抑制といったような共同歩調で大体進んだように思われます。サミット等でこういう問題が議論をされてきておるということも十分御承知のとおりでございます。

ただ、アメリカの場合あるいはイギリスの場合、フランスの場合、ドイツの場合といつたように、それぞれの国の中で例えばどのような手法をもつて歳出の抑制を図る、あるいは收支の均衡を図ろうとするかということは、やはりお国ぶり、財政のいろいろな伝統等もございます。そういうことで、直ちにあの国のあれをこう使つてというわけにはなかなかいかないのでなかろうか、またその実態も、予算編成というのは一つの社会現象のようなどころもございますので、その辺の実態を完全に把握するには至っておりません。

しかしながら、先生がただいまおっしゃられましたように、国際的に財政の指標をいろいろ比較をいたしまして、その中で日本がどういう地位に置かれておるかということは、我々が財政運営の問題を考えていきます中で恐らく最大の参考にすべきものであろうかと思うわけでございます。

一番簡単な例で申しますと、公債依存度が日本は思い切つて下がつてきたわけでございますが、なお予算の一・八などを公債に依存しておる、これ以外に闊歩借金問題もあるわけでございますが、一応表面的に一・八。しかし、これも諸外国に比べるとまだ一番高いわけでございます。それから、先ほどお尋ねがございました長期政府債務残高のG.N.P.に対する比率も、これは御承知のとおりアメリカ、イギリス等が非常に高い本は約五〇%でございます。それから、歳出総額に占める利払い費、いわば国債費の比率のような

ものでございますが、これもやはり二割近い、日本が一番高いというようなことで、国際比較をしてみますと初めて、日本の財政の事情は最近かなりめどが出てきたとはいえ、安心をすることはゆめぬめならないといったような教訓になるわけでございます。

そのような国際比較につきましては、できるだけの情報を集めまして、當時日本をその中に位置づけてみるという努力はしているつもりでござります。

○村山(喜)委員 国債の繰り上げ償還の問題は、利払いの問題に関連いたしましてこの委員会においてもあるいは参議院においても論議をされている、議事録をここに持ってきておりますが、私は、財政事情の国際比較の中で、イギリスの場合、ことしは歳入歳出の差額の中で財政黒字を生み出してきた、百二十一億ポンドぐらいであるようございますが、この財政黒字は国債の繰り上げ償還に回される、こういうようなものが報道されているのを見たのでござります。イギリスの場合には大型減税をやった上に財政黒字を生み出した、その黒字というのは国債の繰り上げ償還に回している、非常に堅実な財政運営をやっているようを見えるのでございます。

日本の場合、国債の保有の状態やらあるいは今日までの経緯の上から見まして、無理はできないということで、繰り上げ償還なりそういうようなものはできないんだという説が唱えられているわけでございます。しかし、堀委員の方からお話をありましたように、やはり後年度の負担を考えてしまりますと、国債というものが、昔はシンジケート団をつくりまして割り当てをして、そして金融機関がブーブー言いながらいや恥なしに引き受けさせられているんだというような格好でございましたけれども、このごろはどうも国債ほど有利でしかも安定をした債券はない、これはもう資金運用部資金で引き受けている分を我々の方に回しましたけれども、このごろはどうも国債ほど有利でございませんが、これももう資金

そして、アメリカの証券投資等やりまして生命保険会社あたりは為替差損で大分赤字を出したようでございますが、その心配もない、安心して国債を購入できる、そして資金の金利の利回りもよろしいというような優良な債券になつてきているという状況の中になりますて、事情の変化というものがこれから新しい物の考え方の中に浮かんでこなければ、従来はこうだったからそれはできません、それは問題が大変難しいということでいく段階じゃないのじやないだらうか、もうそういう状況に立ち至つてゐるとなるならば、これで頭を切りかえていく段階に來ているのじやないだらうかと私は思ひうのでござります。大臣、いかがでございますか。

〔委員長退席、衛藤委員長代理着席〕

○村山国務大臣　おっしゃるようには、金融市場の金利の自由化あるいは弾力化が非常に進んでいるわけでござります。したがつて、国債の償換債を含む年度の発行につきまして、やはりこれは毎年円滑な償還が必要でござります。国債発行懇をいつも開催しているわけでござります。そして、どういう種類のものをどういふうに出していくかということを年々決めておるのでござります。現在では、長期債では二十年債、それから十年債、五年債、四年債、三年債、二年債、それから六ヶ月のものを二回繰り返し出しておる、こういう状況でござります。

ただ、御案内のように、日本の起債市場で申しますと長銀の発行があるわけでござります。これは利付債が五年物、それから割引債が一年物というわけでござります。これはみんな市場で消化するわけでござりますので、その競合関係を避けているという配慮がずっと日本では行なわれているわけでございまして、したがつて、十年債ができましたのもやはりそいつた経緯でございます。五年債は、発行しておりますが、これは全部シグニ引き受けでございまして、今競争入札はやっていないとか、それから四年債、三年債、二年債、こうい

やるものもやっています。やはり一つは、国債で考えますと、将来金利が上がるのか下がるのかというところがなかなかわからぬのでございます。あとより、先高感であるのなら短期のものでとどめておくというわけですがござりますが、金利といふものはやはり世界経済の変動に応じてくるわけでございますので、どちらかといいますと危険分散的な意味で多種類のものを置く、しかも今言つた長興銀と余り競合しない範囲で、しかし弾力化に応じて漸次入札をふやしていくとか、これはあります。ことしでも、例えば十年債ですと四割は入札にして、六割の分はその加重平均価格で引き受けでもらうとか、こういう努力はよちゅうやっておるわけでございます。そういう金銀市場の問題も考慮ながら実はやっておるところでございますので、にわかに、それじゃ思い切ってどうやれと言われても、金融市場に与える影響というのもある程度計画的にやつていかなくやらねというので、限度があるということござります。

それから、先ほど繰り上げ償還のお話がございました。おっしゃるとおり高い金利のものがあるから繰り上げ償還すればいいなと思うのですが、実はその分はもう期近が来ておりますと市場では非常に額面価格が上がつておるわけでございました。それは額面で返すということになりますと利益を阻害するという問題が出てきて、国債の信任が失われるのじゃないかという配慮があるわけでございます。

それからもう一つの問題は、国債のロットといふのは、もう御案内でございましょうけれども、大部分は店頭取引でございます。したがつて、あるものをやろうとしても、どと交渉したらいいんだ、例えば買い入れ消却といふことでやるにいたしましても、さあどなたがその高金利のものを持つておるのか、少し持つておると思われるのは、恐らく機関投資家は持つておるでしょうが、

これはまたポートフォリオを組んでずっとやつておるわけでございますから、そのポートフォリオを崩すようなことを、交渉でやるにしてもなかなか難しい、したがつて、何か余裕がありますと新発債を縮めていくということに今なつてているのだろうと私は思うのでございます。

おっしゃつたことは全部問題なのでございますけれども、今後やはりそういう問題を含めて総合的に考えていく必要があるなと思ったところでござります。

○村山(喜)委員 国債整理基金の資金繰りの問題はどういうふうに想定をされておりますか。

○篠沢政府委員 国債整理基金の資金繰りの見通しにつきまして、毎年、いわゆる「中期展望」と同時に国会に御提出申し上げておるところでございますが、現在のこの国債整理基金の資金繰りに関する資料、「仮定計算」と称するものでござりますが、これにおきましては当面の償還の中心をNTT株式の売却によってこれを行うということでお計上しております。それから、定率繰り入れは本来基本的なものでござりますので行う。行うが、これは来年、つまり平成二年度から行うというケースと、NTTの株式の売却を平成三年度までと見立てて、それまでは定率繰り入れを行わないで、その後平成四年度から定率繰り入れを行うのだということで、機械的に定率繰り入れを再開するという形で財源を置く、こんなような形で「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」を作成をしておるところでございます。

○村山(喜)委員 この中でNTTの株式売却収入は、平成元年度で二兆八千億、来年も二兆八千億、それから九一年が一兆六千億、こういうことでございますか。その場合に、NTTの市場価格の問題ですが、百二十万の予定価格に対しまして、一番高く売れたときは三百十九万五千円。今幾らになつているかわかりませんが、百七十万円、もつと下がつているかもしません。そういうようないわゆる不安定な状態の中での財源としての確実性が不確実性

という形になるのじやないだらうかというふうに思つておきますが、そこら辺はどういうふうに見積もりをしながらそういう見込みをされていります。

○篠沢政府委員 NTTの株式の売却につきましては、平成元年度の予算計上は価格を百八十一万円、こう見ておる次第でございます。これは、この予算を決定をいたします直前の市場実勢を見まして、それに若干の安全率を見込んだものでございます。

○村山(喜)委員 私どもただいまのところNTT株式の売却についておりますけれども、たいまの財政のプロジェクトにおきましては、国債整理基金の特別会計に帰属しておりますNTT株式のすべて、これはNTT株の全体の三分の二でございますが、これを平成三年度までに売却するものと仮定をして、この売却収入は織り込んで考えておいていいのではないか、あくまで一つの計算でござりますけれども、そんなふうに考えておるところでございます。

○村山(喜)委員 それは幾ら織り込んであるのであります。大臣は先ほど、財政制度審議会のお知恵等も聞きながら、皆さん方の意見も聞きながらといふことなんですが、大蔵大臣は大変財政、金融、税制には強い人ですが、そういう長期の展望をこの際国民の前に明らかにしながら、こういうような状態の中で協力を願いたいという提言をされべきではなかろうか、こう思つておるのですが、先ほどの答弁につけ加えることはございませんか。

○村山(喜)委員 それは幾ら織り込んであるのであります。大臣は先ほど、財政制度審議会のお知恵等も聞きながら、皆さん方の意見も聞きながらといふことなんですが、大蔵大臣は大変財政、金融、税制には強い人ですが、そういう长期の展望をこの際国民の前に明らかにしながら、こういうような状態の中で協力を願いたいという提言をされべきではなかろうか、こう思つておるのですが、先ほどの答弁につけ加えることはございませんか。

○村山(喜)委員 それは幾ら織り込んであるのであります。大臣は先ほど、財政制度審議会のお知恵等も聞きながら、皆さん方の意見も聞きながらといふことなんですが、大蔵大臣は大変財政、金融、税制には強い人ですが、そういう长期の展望をこの際国民の前に明らかにしながら、こういうような状態の中で協力を願いたいという提言をされべきではなかろうか、こう思つておるのですが、先ほどの答弁につけ加えることはございませんか。

○村山(喜)委員 それは幾ら織り込んであるのであります。大臣は先ほど、財政制度審議会のお知恵等も聞きながら、皆さん方の意見も聞きながらといふことなんですが、大蔵大臣は大変財政、金融、税制には強い人ですが、そういう长期の展望をこの際国民の前に明らかにしながら、こういうような状態の中で協力を願いたいという提言をされべきではなかろうか、こう思つておるのですが、先ほどの答弁につけ加えることはございませんか。

○村山(喜)委員 それは幾ら織り込んであるのであります。大臣は先ほど、財政制度審議会のお知恵等も聞きながら、皆さん方の意見も聞きながらといふことなんですが、大蔵大臣は大変財政、金融、税制には強い人ですが、そういう长期の展望をこの際国民の前に明らかにしながら、こういうような状態の中で協力を願いたいという提言をされべきではなかろうか、こう思つておるのですが、先ほどの答弁につけ加えることはございませんか。

○村山(喜)委員 それは幾ら織り込んであるのであります。大臣は先ほど、財政制度審議会のお知恵等も聞きながら、皆さん方の意見も聞きながらといふことなんですが、大蔵大臣は大変財政、金融、税制には強い人ですが、そういう长期の展望をこの際国民の前に明らかにしながら、こういうような状態の中で協力を願いたいという提言をされべきではなかろうか、こう思つておるのですが、先ほどの答弁につけ加えることはございませんか。

八十一万円という単価で、これから数年の国債整理基金の資金繰りの財源にするという仮定計算をしておるわけでございます。

○村山(喜)委員 財政の中長期の展望を見てまいりますと、本当にまた今からが財政再建という感じがしてなりません。いつまで続くのかわからな

い、展望がはつきりいたさないわけでございますが、そういうような状況の中で一体いつになつたが、そういう状況の中で一体いつになつたから健全な状態に立ち返ることができるのだろうかということも考えますと、今のような財政運営、

財政制度あるいは税収あるいは歳出構造、こういいうものの中で大変難しい問題を持つておるわけでございます。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した

責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。そこで、そして今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

いよいよシーリングの問題に入るわけでございませんけれども、それを考え、そしてこの間の税制改革で消費税を入れたというようなことから、歳出は本当に効率的にやれという声も上がつております。そこで、我々も責任の重さを痛感いたしている。気持ちを申し上げておきます。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政審に答申を求めましても、問題はその答申で出たものを実行する意欲があるのかという問題と、そしてまた、それを実際に国民の同意を得ながらやつていくだけの自信があるかという問題に帰すると思うのです。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政審に答申を求めましても、問題はその答申で出たものを実行する意欲があるのかという問題と、そしてまた、それを実際に国民の同意を得ながらやつていくだけの自信があるかという問題に帰すると思うのです。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

○村山(喜)委員 慎重な答弁でございますが、財政制度審議会におきましては、國債發行による麻薬に醉っぱらったような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずっと國債に依存をして、今日百六十二兆円という累積した責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にあるのじやなかろうかと思ふ。

税収見込み、自然増収がまた二兆数千億あるとか  
といふような話もちらほら聞くのでござります  
が、その税収の見込みはどういうふうになつてお  
るのでしょか。

○尾崎政府委員 六十三年度税収でございます

が、あと五月分の税収を残すだけでございまし  
て、四月末まで実績が出ております。四月末の累  
計で見まして前年比七・三%の伸びということに  
なっております。補正後予算額を前年度の決算と  
比較した伸び率が二・八%ということでございま  
すから、これまでの収納状況を見る限りある程度  
の自然増収が期待できると思われますが、ただ、  
その五月分の税収の中には三月期決算法人の税収  
が入っております。これが法人税全体の約四割と  
いうウエートを占めておりまして、その内容がは  
つきりしていない現段階におきましてはまだ確た  
ることを申し上げられないということを御了解賜  
りたいと存じます。

○村山(喜)委員 最近の景気の上昇で、特に法人  
税収が伸びておるようでございます。そういうよ  
うな意味においては相当な税収の伸びが期待がで  
きるというような状況に立ち至るであろうと思う  
のでございますが、その場合にはどうするのだと  
いうことはお決めになつておられるのですか。

○村山国務大臣 今確たることは申し上げる段階  
ではないと思いますが、仮にその自然増収がかな  
り出でまいりまして、先ほど主計局次長から申  
し上げましたように、出納整理期間中に繰り延べ  
た特例債が随分ございます。恐らく財政の原則か  
らいってそのものは可能な限り縮減してしまつて  
あろう、それが一つございます。それから、国税  
三税で三二%が当然地方の方に回るわけでござ  
います。その残りでございます。残りの二分の一は  
こうなりますと、最後にその使い得るものという  
のは非常に少ないものになつてくるんじやない  
か、それをさあどう使うか、こういうことに多分  
なるのだろうと思うのでござります。

先走りするわけではございませんが、その分は  
税収見込み、自然増収がまた二兆数千億あるとか  
といふような話もちらほら聞くのでござります  
が、その税収の見込みはどういうふうになつてお  
るのでしょか。

所得税減税に回せという声がどこか町の方で上が  
ついているようでございますが、考えてみますと、  
所徴税減税として申告分離、こういったこと  
になつたわけであります。  
御質問の、今源泉分離を選択した者と申告分離  
を選択した者とどうなつておるのか、こういうこ  
とでございますけれども、もともとこの課税の制  
度が個々の取引単位を、しかも店舗単位、店舗ご  
とに選択できる。こういうことになつておるわけ  
でございます。したがつて、例えばその中で源泉  
で、そのバランスを崩すようなこと、それから、  
金額も少ないと想ひますので、そういう所得税減  
税を使うような時期ではないのじゃないか、こう  
いうふうに私は今の段階では思つておるというこ  
とを申し上げておきます。

○村山(喜)委員 わかりました。その問題は今後  
の政策課題として上つてくると思いますので、ま  
た改めて意見を申し上げる機会もあるかと思いま  
す。

私がこの際確認をしておきたいのは、税制改正  
の中でも昨年いわゆる株式等の譲渡益に対する原則  
課税の法律が改正で生まれました。ところが、租  
税特別措置法によりましてその分については源泉  
分離の方式を選択できるよという制度ができまし  
た。私たちは、そういうふうになったときには今  
の有価証券の取引税の上に引き伸ばしたような格  
好になるのではなかろうかな、そういうような実  
態になるのじやないだらうかなということを心配  
をしているわけでございますが、みなしだけ処置を  
する、みなしだけ実質的には譲渡益課税になる、有  
価証券の取引税の割り増しになるのじやないかと  
いう気がしておるわけでございますが、これのい  
わゆる法律によります選択がどのようになされて  
おるのか。措置法の三十七条の十と三十七条の十一  
一、これについてどのような措置がとられて、実  
態がどういうふうになつておるのか、この際御説  
明を願いたい。

○岡本政府委員 御質問のとおり、個人の株式の  
譲渡につきましては原則非課税の制度が改められ  
まして、上場株式等につきましては申告分離ある  
いは源泉分離いざれかをとれる、上場株式等以外

の株式等につきましては申告分離、こういったこ  
とになつたわけであります。

ただ、有価証券譲渡益に対する課税の方はあく  
まで所得課税ということでございまして、委員御  
指摘のように五%ということでございまして、その選  
択を決めておる、みなしておるわけでござい  
ます。その結果、その二〇%ということで譲渡価  
格の一%となるわけでございます。それから、こ  
れも委員御指摘のとおり、申告分離課税との選択  
が認められているわけでございまして、その選  
択が認められているという点でやはり基本は所得  
課税である。それに対しまして、有価証券取引税  
の方はあくまでその財貨の移転の背後に担税力を  
見出すという流通課税の思想でございまして、  
両者は違う成り立ちであり違う税であるというよ  
うに考えております。

なお、有価証券取引税の方は、その成立の過程  
におきまして、昭和二十八年でございますが、キ  
ャピタルゲイン課税を原則非課税にしたときに設  
けられたという経緯もござります。そこで、今回  
のキャピタルゲイン課税を行つて当たりまして、  
有価証券取引税の方は万分の五十五という税率を  
万万分の三十に引き下げるという措置をしておりま  
す。税収で申しますと、大体キャピタルゲイン課  
税で初年度約七千億程度の税収を見込んでいるわ  
けでござりますけれども、他方で四千億程度の有  
価証券取引税のマイナスがありますので、両者を  
比較いたしますと三千億の増収になると、いうよ  
うに、私どもは税収見積もり上見込んでございま  
す。

○村山(喜)委員 源泉分離の選択をしたのは、も  
ちろん証券会社を通じておる銀行を通じてそ  
ういう手続をとるわけでございます。二〇%課税で  
すが、五%についての二〇%課税ですから、売上  
高の一%で済むという恰好になるわけですね。そ  
うなりますと、株を持っていることの実態を捕捉  
もされないわけですから、所得を隠すことができ  
るという意味において、あるいはまた税務署の方  
からそういう資産を把握されないという意味も手  
伝いまして、今の有価証券取引税の上乗せになる  
のではなかろうか、我々はそういうふうに見てお  
るのですが、それはいや違いますということが説  
明できましょく。

〔衛藤委員長代理 大島委員長代理  
着席〕

○村山(喜)委員 有価証券取引税は、得しようが  
損しようが取引の実態に応じて課税をする税です  
から、そういうことはわかつております。  
片一方は売買額の一%が譲渡益であるという  
ことでみなし課税だ、そのことも性格的にはそ  
うですが、しかし実態問題としては源泉を税務署で  
把握をするわけでもありません。したがつて、ほ  
かのものと合算課税をするわけでもない、総合課

税でもない。したがいまして、取引の多い人は勢いそっちの方に走っちゃて、しかもそれは相続税等においてもなかなか把握できないわけですから、その意味においては、キャピタルゲインが抜けて課税をすべきものが離れてしまうということを私たちには心配をし、指摘をしているわけでござります。

したがいまして、税の性格の違いという点は今  
の説明のとおりでござりますが、実態面から見  
て、本当に国民としてはそれが的確に所得のある  
人に課税がされるような格好になるのかどうかと  
いうことを注目をしているわけでござりますか  
ら、その点については私の意見を申し上げておき  
ます。

時間があと十五分になりましたのでちょっとと急  
ぎたいと思います。国債の繰り上げ償還の問題は  
カットいたします。

まず、せっかく国債をうちるうへやせへこへ

はなぜそういうふうに伸びたかといえば、土地でありますと、六四・二%が土地であり、有価証券が一二・九%だというのが白書の中に出でております。そういう中で、一体株はだれが持っているんだろくかというのでいろいろ計算をしてみると、法人関係が約八割を持っておりますね。個人は二割しかない。じゃ土地というのは一体どうなつているんだろうかという推移を見ておりますと、これはますます個人から法人へ土地がシフトしつつあるという実態が出ておるわけでございます。そうなりますと、私はここに問題があるんじやなからうかと思いますのは、今、日本の土地評価額が先ほど申し上げましたような数字になつた。ところが、これはアメリカの土地資産の評価額の四・一倍だ、こういうふうに聞きます。ところが

面積から見ますと、アメリカは日本の二十五倍ありますね。単位面積当たりでいいますと約百倍。そういうふうに土地資産の評価額が上がることによってますます日本は大変な資産国家になってきた、金持ち国家になってきたという状態が生まれてまいりました。

つてきたなと思われるのでございます。六十一年の暦年のG.N.P.の伸びは十四兆円でございました。これには六千二百四十三万人の人たちが働いて、一生懸命頑張つて十四兆円しか伸びなかつたわけでございます。三百四十五兆円でございました。ところが、いわゆるストックの調整勘定の方を見てまいりますると、土地資産額が千六百三十七兆円に達しておりますし、実物資産の伸びが年間に四百三十二兆円増加をしていて、金融資産は年間に三百八十二兆円増加をいたしまして、合わせて八百四兆円という状態に大激増をしておるわけですね。

したがつて、これを裏づけるものとしては、相続資産の実態がこの前数字が出されておりましてが、六十二年分の相続税の白書が国税庁から出ておるのを見ますと、三七・六%伸びている。これ

私は、大蔵の方に聞きたいと思ひますのは、第一点は、株価形成といふものは、そういう状態の中で今金融機関を含めた法人關係が持つていて、土地資産の評価額でいきますと、もう全国の二八%ぐらいになつておりますから、土地も持つていい、株も持つていい。そういう中であつてそれが評価が上がつていい。株価といふのは、事業実績がよくて一株当たりの配当利益が高いから株を買うというよりも、資産が幾らあるかということで評価されて、土地評価等が織り込まれた形の中で株価が形成をされている割合が非常に強うございますね。そういう状態の中では、土地の評価額が上がつていけばいくだけ会社の資産評価も簿価と比べると違つてきますから、その含み益といふものが株価に反映をされていく、したがつて株価がまつた上がる。

評価額の白書、土地白書をここに持っておりますが、この中を見てみると、白書にはパーセンテージはたくさん使ってあるのですが、土地の面積について、法人がどういうふうに取得をし、個人がどういうふうに持つておるかということは出ていない。そういうふうな実態の中で一体土地政策というものがうまくいくのだろうか。個人及び法人所有の面積の推計はどういうふうになるのか、このことについてお答えをいただきたい。

それから、総務庁の賃貸動向調査から見まして、所得格差、資産格差というものが進行しつつあると見てとれるわけでございますが、それをどのように把握し、どういうふうに統計的にあらわしているのか。特に五分位階層における株式の現有高に占める割合というようなものがどのような状態になっているのか。資産形成は第五分位との

しました変動率、おっしゃるとおりパーセンテージになるかと思うのですが、それを用いることが多くなっているということは事実でございます。それで、価格水準別の地価動向の分析とか地価の国際比較とか、そういうたものを行なう場合には、必要に応じまして地価の水準も用いているというところでございます。

なお、地価の水準につきましては、毎年地価公示において公示価格を調査、公表しまして、全般的な土地取引価格を掌握して取引に指標を与えるといったような役割を果たしながら、土地政策の立案にも活用しているということでございます。

こういったように土地白書、国土利用白書は、基礎的なデータを一応整理するということともございますが、国土政策の全般的な、国土利用計画法に基づきまして国権の最高機関でございます国会

そうして、今度はそれを背景にして、土地がそれだけ資産評価が高くなりますと、金は金融機関が幾らでも貸してくれるというので、金がだぶついてくるわ、そういうようなことでインフレ的な資産形成がこのフローからストックへの日本経済の実態を見ておると如実に出てきた。今の税収の中にもそういう傾向があらわれて、租税弹性性があの異常な姿で、例えば三・三倍というような強性値があらわれたりしたのはそういうところにあるのじゃないか。

だから、この際、それを正常な姿に直していくかないと国際的にも非難をされるような事態が生まれてくるのじゃなかろうか。というのは、日本へやってきまして日本で新しい事業所を開設しようと思つても、土地取得において大変な投資をしなければ土地の取得ができない、権利を取得できませんといいうような状態が出てきて、日本経済は花見酒に酔いしれているような格好が生まれているのじゃなかろうかということを心配するわけでござりますが、この点につきまして、まず経済企画庁に、今の私が申し上げたような数値について、SNAの実態についての説明を願いたい。

それから、国土庁の方からは、私は今土地資産

○土志田説明員 お答えいたします。

卷之三

そうして、今度はそれを背景にして、土地がそれだけ資産評価が高くなりますと、金は金融機関が幾らでも貸してくれるというので、金がだぶついてくるわ、そういうようなことでインフレ的なころでなされていくよう見えるが、富の偏在がそのように進行しつつあるのではないかということについて質問をいたしますので、それをお答えをいただきたい。

ころでなされていいるように見えるが、富の偏在がそのように進行しつつあるのではないかというふとについて質問をいたしますので、それをお答えをいただきたい。  
○土建田説明員　お答えいたします。  
　国民経済計算年報によりますと、名目G.N.P.は、六十一暦年三百三十一兆円、六十二暦年は三百四十五兆円ということで、先生御指摘のように十四兆円の増加でございます。これに対しまして資産価格の変化に伴う資産の再評価等は、キャピタルゲインその他も入っておりますけれども、これは六十一暦年が三百三十八兆円、六十二暦年が四百七十四兆円でございます。ちなみに名目G.N.P.に対する比率を申し上げますと、六十一暦年は一・〇二倍、六十二暦年は一・三七倍というような数字になつております。  
○石井説明員　最近の国土利用白書におきましては、例えば地価に関する記述につきましては、地価の動向とか変動要因、地域別の特徴等を中心にして分析しておりますが、その地価の水準そのものとか取引件数の絶対数とか、そういうものは特に取り扱いがない場合がございまして、水準から算定しました変動率、おっしゃるとおりパーセンテージになるかと思うのですが、それを用いることが多いくなっているということは事実でございます。それで、価格水準別の地価動向の分析とか地価の国際比較とか、そういうものを行う場合には、必要に応じまして地価の水準も用いているところでございます。  
　なお、地価の水準につきましては、毎年地価公示において公示価格を掌握して取引に指標を与える的な土地取引価格を調査、公表しまして、全般的なデータを一応整理するということもございますが、国土政策の全般的な、国土利用計画法に基づきまして国権の最高機関でございます国会

に定期的にその実施状況を報告するという面もございまして、データの充実を今後とも図るとともに、その総合的な土地対策の推進にも役立つていただきたいというふうに思っております。

○伊藤謹明員 貯蓄動向調査、全国全世帯の結果で御説明いたします。

まず、年間収入五分位階級別の貯蓄現在高に占める有価証券及び株式の割合でございますが、例えば有価証券の占める割合は、昭和六十三年の場合、第一階級が一四・二%、第二が二四・一%、第三が二〇・四%、第四が二二・八%、第五が三〇・三%となっており、おおむね年間収入が高くなるほど貯蓄現在高に占める有価証券及び株式の割合が多くなっております。この傾向はどの年にも見られることでございます。それからまた、どの階級におきましても有価証券及び株式の割合は年とともに若干ではありますかが増加の傾向にございます。

等な国だ、所得が平準化したんだという説明とは逆に、そういうようなインフレ的な資産評価が進んでいく中で所得の格差が拡大をしていきつつある。そういう場合には、やはりこの際抜本的に税制の上でも見直しを進めていかなければならない段階に来ているのじゃないか。特に私は、新しい国民経済計算の中で見る日本経済の姿の中からそのことを指摘しておきたいと思います。

時間がちょうどあと十分残りましたが、約束のとおりにこれで終わります。ありがとうございます。した。

○中西委員長 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 私は、どうも我が党一人でございまして、一時間ちょっとで余り節約できませんので、端数が出たら少し節約するということかと思います。

いろいろ盛りだくさん用意したのですけれども、財政法でございますから、ひとつ専門的な、いわば税収見通しづか、その辺を中心にはすべきかと思います。

やはり財政というものは入るをはかつて出るを制すというのが一番の基本かと思います。

実は私、しばしばODAを取り上げて、またか

といふような話にもなるのですけれども、たまたま過日、宇野さんが外務大臣のところ、こんな話をあつたのですね。中国向けのココム違反が摘発された。それで非常に反発が出た。その後に宇野さんが北京に行って、またたくさん約束してきました。片方ではほんべたをたきながら、それをまたなだめるためにODAを使うのかということを私は大分追及したことがあるのです。

総理質問もありますから、そういうこともまた取り上げようと思つておりますけれども、ODAの関連で、中国があつたことになつた、中國に對するODAというものが日本の中でも一番多いのですね。中国情勢、これからまたどうなるかとなる問題はござりますけれども、大臣も一時期はござります。やはり資産というもの、特に土地の資産というものを正当に評価しないと、今のよう

な形が進んでいくほど、土地や株をめぐりまして国民の各階層の間における所得のアンバランスがますます拡大をしていく。日本の国は非常に平

るようなものだから総理にしゃますいという話もあって、宇野さんに回つていったという話もありますから、大臣は中国の今度のあれについてどうお考えを政治家として持つておるかということを、冒頭でちょっとお聞きしたいと思います。

○村山國務大臣 率直に言いまして、中国がいろいろ経済で自由主義的な、あるいは市場経済に向かっておつたという中で、政治的に民主化の声があがつてどういうことになるかと思っております。

たが、結果は非常に不幸なことであつたという感じがいたしているのでございます。

それだけに、これから中国の動きについては、やはり隣国の日本としては注視していく必要がある、こういうふうに見ております。

○安倍(基)委員 こちらは外務省の方にお聞きすることになると思いますけれども、中国に対するODAの実績と、これからコミットメントがどの程度のものであるのかということ、このいわば投資規模というのが中国全体の中における投資規模のどのくらいに相当するのだろうか。

実は中国の場合に、御承知のように、かつて修金が、向こうの最初の提示額は一人五万円前後だったという。結局は五百万かそちらで落ちついた

程度のものであるのかと、このいわば投資規模というものが中国全体の中における実績がまだ四〇%前後と聞いておりますけれども、一つここで問題なのは、一時期円が高くなつて、その結果新しいプロジェクトを追加したといふことです。そこで次が八千億円という数字なんですね。中国全土にわたつて非常に多くのプロジェクトがあるわけです。

○安倍(基)委員 大臣、既に四千七百億円が第二次借款として四千七百億円でございます。そこで、その次が八千億円という数字なんですね。八千億円ということでございます。

○安倍(基)委員 大臣、既に四千七百億円が第二次借款として四千七百億円でございます。それにも加えまして資金還流措置として七百億円とありますけれども、ここでコミットしましたのが第二次借款として四千七百億円でございます。

○安倍(基)委員 大臣、既に四千七百億円が第二次借款として四千七百億円でございます。それにも加えまして資金還流措置として七百億円とありますけれども、ここでコミットしましたのが第二次借款として四千七百億円でございます。

○茂田説明員 お答えいたします。

円高の結果、こちらから約束しました四千七百億円の、まあ余裕ができたものですから、それに関連して案件を追加いたしました。

○茂田説明員 お答えいたします。

円高の結果、こちらから約束しました四千七百億円の、まあ余裕ができたものですから、それに関連して案件を追加いたしました。

○茂田説明員 お答えいたします。

中国に対する日本のODAの実績額でございま

す。具体的に言いますと、八四年度が七百四十五億円強——全ODAに占める割合で言いますと、八

三から八七年の間が約一三%でございます。

それで、コミットした額でございますけれども、これは第三次円借款ということで、昨年竹下

前総理が訪中されたときにこちらから意向表明しましたけれども、九〇年から九五年度まで総額で八千億円をめどとする円借款を供与する用意がありました。

それと、コミットした額でございますけれども、これは第三次円借款ということで、昨年竹下

前総理が訪中されたときにこちらから意向表明しましたけれども、九〇年から九五年度まで総額で八千億円をめどとする円借款を供与する用意がありました。

毎年おおむね八百億円ぐらいで推移しております。

そこで外務省にお聞きしたいのだけれども、いわば援助というものはプロジェクトの積み重ねで、どうしてもこのプロジェクトが要るから足していくつてこうなるというのか、つかみ金でこれだけやるからこの中でやれという話になるのか。今の話ですと四千七百億渡す、ところが円が高くなつたからその額内でできてしまつた、できてしまつたからまた新しいのをとりあえず追加した。まさにつかみ金で四千七百億渡して、目標よりもつとできそうになつたから新しいプロジェクトを追加する、そういう非常に大まかなつかみ金で渡すのか、それぞれプロジェクトを足していくって本当に額が決まるのか、その辺どうなんですか。

も、べらぼうな案件の累積なんですよ。さっき言いましたように、向こうはもともとの単価が非常に安いですから、本当に方々いろいろなものがでるわけです。これが果たして経済的にどういう効果を持っているのか、その辺の審査が本当に行われているのかという懸念が非常ににあるわけです。そこで、中国に対する基本スタンスをどうするかという問題とも絡むわけです。これは大蔵大臣に聞くのもちょっとあれですから、むしろ総理大臣に、私はまだ改めてあさって質問のチャンスがありますから、それを聞こうと思つております。

の積み上げ」ということで行つております。第二次  
円借款四千七百億円が、円高それから入札価格等  
の面で四千七百億円に満たなかつたわけですけれど  
ども、これに関連しまして中国側からいろいろな  
プロジェクトの要請がございました。我々は、そ  
のプロジェクトが中国の近代化建設における重要  
性があると認めまして、これに借款を供与したと  
いうことでござります。それから、第三次の八千  
百億円に関しましても、我々はプロジェクトを検  
討した上で八千百億円という金額を策定しており  
ます。

○安倍(基)委員 大臣、もしプロジェクトの積み重ねであれば、四千七百億円よりもっと安い値段でプロジェクトができれば、そこでとめておいても本当はいいのですよ、もともとがそれでは。四千七百億に対し枠ができたからもう一遍新しいプロジェクトを追加するということは、簡単に言えば、つかみ金をぽんと渡して、それ以下でできた場合にはまたそれにオンする。最初の、プロジェクトごとに積み上げていったというのが、実際のところ詭弁になるわけです、簡単に言えば。

も、べらぼうな案件の累積なんですよ。さっき言いましたように、向こうはもともとの単価が非常に安いですから、本当に方々いろいろなものがでるわけです。これが果たして経済的にどういう効果を持っているのか、その辺の審査が本当に行われているのかという懸念が非常ににあるわけです。そこで、中国に対する基本スタンスをどうするかという問題とも絡むわけです。これは大蔵大臣に聞くのもちょっとあれですから、むしろ総理大臣に、私はまた改めてあさって質問のチャンスがありますから、それを聞こうと思つております。

ただ、ここで誤解があつてならないのは、私の立場は今、民社党というよりは個人として考えている。というのは、中国がけしからぬといういわばマスクミの話もあります。ところが、それはまたそれなりに大局的に考えた場合に、今後中国がどうなるのだ、あるいはソ連と接近するかもしれない、今非常に中国とアメリカの間が人権問題が中心になつておりますから。その場合に、日本がその間にあつて全くアメリカに追随していくのか、あるいはもう少し別の立場をとるのか、非常に今考へるべきところじゃないかなと私は思つております。

でありますから、單に、天安門がけしからぬからともかくけしからぬということだけでこの問題を済まし得るのかどうかという問題もあると思います。簡単に言えば、アメリカが捨てたチャイナ・カードを我々が捨つのかというような外交政策にも関連してくる。それが一体日本の世論との関係でどうなるのかという問題もありますから、ここで輕々に鄧小平はマルコスと同じだといふことを私は言うつもりはない。ただ、巨額の資金をつぎ込んで、結局はソ連の方に相当接近していく、その判断は非常に難しいと思います。これは外務省がどう考へているか。これは参事官で結論

が出るのか、この辺の問題はありますけれども、その辺は実はあさって総理質問がありますから、私は総理にお尋ねしようと思います。

ただ、基本的にはこれから円借款をそのまま継続するのかしないのか、継続するにしても、過去これまでのようには、何かお金が余ればまた新しいプロジェクトを認めてやるのか、フィージibilityテストでですか、可能かどうかという検討がどういう基準でなされているのか。例えば、あいだの国は、ある面をばんと伸ばしてもほかのところがついていかなかつたら、つくりはしきれども電気がこないとかいろいろあるわけです。ある意味の産業連関表みたいな考え方で、これをつくればこれが要るというような形で全国的なプランがなければ、ダムをつくったり道路をつくりたりしても、最終的に返ってくるかどうかというのもあるし、それがまた最終的にはソ連寄りになるのかという問題もあるし、反面、日本がきちんとチャイナ・カードを持っていなければいけないということであるのかどうか、非常に難しい問題なんですよ。

でありますから、この巨額な円借款、これに対する考え方をどうするのかというのは、非常に重要な問題でもあるし、日本のこれから外交政策を要するにどちらへどうするかという基本論に結びついている問題です。でありますから、むろん予算委員会で聞かなくてはいけないような問題ですけれども、当面外務省はこれから中国に対してどう考えているのか、それから円借款についてどうしようとしているのか。

さつきはプロジェクトの積み重ねでござりますと言つたけれども、よく聞いてみれば、円が上がつて、今までのプロジェクトができ上がりつた、伸びができた、そこで、四千七百億は既得権だから新しいプロジェクトをまた認めてやつた。そんな中途半端な、まさにつかみ金をやって、それでもつて向こうがプロジェクトができる上がつたらまた追加する。これから八千億もそうなのか。八千億が本当の積み重ねであるのか。要するに実行可能な

性というものが、ちゃんと金が戻ってくることも含めて、しかも向こうの経済にどうインパクトがあるか経済的にちゃんと審査した上の援助なのかな。ともかく八千億やりますと言ったものだから、向こうが次々とあれを持つてきて、要するにそれをうん、うんと言つてゐるのか。

私はエコノミストで書いたのですけれども、本当に納税者の目でこの援助を見なければいかぬ。ただ与党の方は国際責任とか言つて、あるいはその裏の方では利権があるかもしれない、野党の方は要するに軍備よりもしましだというだけでどんどん聖域のように伸ばしてきているということは大問題なんです。それが今の中国の借款についてまさに象徴的にあらわれてきているわけです。

ですから、今の対中國問題に対する態度は改めてまた宇野総理に聞きますけれども、いわば現在における外務省の考え方、円借款の今後、それにについての考え方をお聞きしたいとともに、大蔵大臣としてこれだけのODAの第一位の四千七百億、それから八千億というのをどう考えていくか、その点の存念を聞きたいと思います。

○茂田説明員　お答えいたします。

我が国の対中国经济協力の基本方針は、中国の近代化、開放化の努力に対しできる限りの協力を行うということにあるわけでございます。

ただ、今後我が国としていかなる対応を行つていくかにつきましては、中国の情勢の落ちつき方、先を見つつ、また国際的な動向をも勘案して慎重に検討していくかと考えております。

現在、援助関係者の引き揚げ等の結果、関連するプロジェクトは事実上大半が中止状況にありますが、今後、事態が完全に復した場合には、これら中止されている協力案件については、相手方の対応ぶり等協力を続行する上で前提となる状況を勘案しつつ続けてまいる考え方であります。

第三次円借款等、その他の対中国经济協力の進み方につきましては、なお中国情勢の落ちつきを見守つておるところでありますて、調査団の派遣を含め、具体的な対応をどうするかは引き続き

慎重に検討してまいりたい、このように考えております。

○安倍(基)委員 ちょっと大臣にお聞きする前に、今外務省に私が提示した第二の問題点、つまり彼らの持つてきているプロジェクトを、単に技術的に実行可能かどうかということだけじゃなくて、それがどういう経済上のインパクトを持っているかという点についての分析は、「一体だれがやり、どういう評価を持つていてるのかお聞きしたい」と思います。

○村山国務大臣 私が知っている限りでは、来年度から六年間の八千億円というのは、昨年八月竹下前総理が訪中の際コミットした。そしてその前に、向こうからいろいろプロジェクトの希望がある中で、これを外務、大蔵、通産、経企、四省で事務的にうんと詰めて、それで決定した、こう聞いているわけでございます。私がなりましてからまだ日は浅いのですが、各国に対するプロジェクト、援助資金を決めるときは、大体やはり四省で事務的にあらかじめ検討し、もちろん関連のものもみんなやっているだろうと思いますが、その上で、全部ということではなくて、そのうち可能なものをやっていると大体承知しているわけでございます。

今後の問題でございますが、これは総理に聞いてもらつた方がありがたいと思いますが、ただ、総理の外交方針でも言つてあるように、日米の関係、それからアジアにおける一つの日本の役割、この二つを外交の座標軸としてやっていく、だから、米中の関係、それから日中の関係は必ずしも同じというわけにはいきかねる、こうすることを抽象的におっしゃつておる。

プロジェクトの実施につきましては、そういう外交方針であろうとどうであろうと、いつやれる状態になるのか、そういう問題は当然あるだらうと思います。そして、政権のためにやるのではなくて、恐らくやはり中国の国民のための援助として考えているんじゃなかろうか。私に思い浮かぶことは大体そんなラインじゃなかろうかと思いま

す。

○安倍(基)委員 じゃ、あさつて総理に質問しますから、それまでによく基本スタンスを議論しておいていただきたいと思います。

今、各省庁でみんなが集まつて審査しているとどういうインパクトを与えるのかということまで果たして十分検討しているのかどうか。要するに、向こうが言つてきたから、これはこのくらいの費用でできるだらうとか、そういう——私はよく言うのですけれども、ODAというのは受け入れ側のインフラストラクチャというか、中国がどのくらい今の経済計画というか、バランスのとれた経済的な開発ですね。日本の場合には、御承知のように戦後は傾斜生産で、まずエネルギーに重点を置く、いろいろと順番を立てながら復興していく。私は中国のいろいろなプロジェクトを見ても、どうもそういう順番を考えた上の、産業連携的なことを考へた上のプロジェクトとも思ふべきだ。これをまた日本が判定する能力もないんじゃない。各省庁の専門家が集まつてみても、これはできそだ、このくらいはできそだといふような話で、本当にそういう意味の、いわば経済的な投資というものに対する——というのは、ですから大きなものをつくつても、電力がいかないとか部品がないとか道路がないとか、至るところに出てくるわけです。

そういうことを余り考へないので——私はこう思ふのですよ、竹下さんが約束しているというけれども、国会が否決してもいいんだ、簡単に言えます。

これはかりやっていますと時間がありませんから、これはまたひとつ。もつとも、総理の質問時間は十七、八分ですから余り長いことも言えないの、かわりによく聞いておいていただいて、総理にもそのことをよく言つておいてください。これがいわばODA問題の中華についての質問でございます。

この点、宇野総理が出てこられる前に、外務省などは本当にかんかんがくがく、これからどういふべきだ。私が一番懐疑しておりますのは、やめようとなればいけない義務はないんだ。ありますから、私が一番懐疑しておりますのは、やめようとすれば海外でコミットしてきたことを我々が守らなければいけない。だから、私はODA問題の中華についての質問でございます。

○宇野(基)委員 あなたがおっしゃる通りであります。私はこうですと約束してこれのかといふことです。私はこうですと約束してこれのかといふことです。

う問題があると思います。実際のところ、中国のコミットメントも国会が否決してもいいと私は思つてゐるのです。私はその辺のODAに対する考え方非常に満足しないわけです。

○宇野(基)委員 どうぞお聞きください。それで、私はODA問題としてクローズアップしてきた。もう一度、ODAというは何だ、本当の意味の援助になつてゐるのか、何で我々の税金がそのままに使われてゐるのか。私は、それに對するいわば評価なり審査なりそういったことに相手の資金を使わないで、ただただ額をふやしていくことは、まさに国民の税金のむだ遣いになります。

私が余りしょっちゅうODAを取り上げるので外務省も辟易しているようですが、ただ、本当に中国問題を見たときに、しかも私がこの前コムで議論をしたように、片一方ではほんたをひっぱたいて、そいつをなだめるためにまたふやしてきたというようなことが往々にしてある。我々としては、まさに総理や外務大臣の外交における手土産でもなんでもないのに手土産がわりに使われ、しかもそれが本当に役に立つかどうかわからないということは、実際のところやめてもうと思つて、本当に大盤振る舞いをした。選挙民は本当に最近、私がODA問題をちょっと口にしますと、そのとおりだ。何で我々の税金がそんなにばらまかれるのか、まさに自民党政治の國際版じゃないかと言われているわけです。これはこれ以上責めても、大臣も、竹下さんがやつたことだ、宇野さんがやつたことだということになると、私はそれほど思つません。

私はODA問題は、もう時間も一時間半くらいかかりますから三十分でやめておきますが、第二の点は、実は私ある雑誌に、あと一週間後に出来ますが、どの雑誌と言いませんけれども貿易摩擦についての論文を書きました。実はスーパー三〇一、その前のモトローラ社の通信市場開放問題、この問題につきまして非常に私は不満なんです。

もちろん、日本がこれだけ黒字を持っている、米ソが融和して軍事的脅威が弱まつてきますと、一番経済的なものが目につく、だからアメリカに

おける世論調査を見ても、日本の方がソ連よりも脅威だと言う者がパーセンテージが大きいという

ことは重々知つておりますし、それから、日本がどんどんとティファニーとかあいうところで買つて神経を逆なでしていることも知つていています。

そういう意味で対日感情が悪化しているということはわかっていますけれども、だからといって、向こうの要求は玉石混交である。私はよく言うのですけれども、私はアメリカに二年半学生でいた

のです。学生として本当に向こうの連中と寝食をともにしましたけれども、やはりプリントシブルを持つて言うことを言うと向こうは聞くのですが、

ただ無原則に妥協するとかさにかかつてくるのです。

モトローラの関係ですけれども、私は大体中身を知っていますから、余り詳しく説明されてしまふとまた時間がもつたいたいが、しかし今皆さん承知されてない方もあるかもしだいし、大臣も、大体把握されていると思いますけれども直接のあれじゃないですか、向こうの主張、現状を簡単に言つてください。

○佐藤 説明員 日米間の電気通信市場をめぐつての市場開放問題につきましては、六十一年の日本MOSS協議というものがございまして、そのMOSS協議の結果の合意を踏まえて私ども対応しているわけでございまして、自動車電話に関するものの中でもやつてきております。私どもとしましては誠実にこれを実行してきているというふうに認識しております。

今回米側から包括貿易法に基づきまして制裁に係る決定がなされました。これは一方的なものと言わざるを得ず、大変遺憾なものだというふうに認識をしております。今回米側がMOSS合意違反としておりますのは、自動車電話の新たな周波数の割り当てなどの問題でございます。これらはいずれもMOSS合意の内容を超える新しい要求であるというふうに私ども認識しておるわけでございます。

郵政省としましては、このMOSS合意を誠実に今申しましたように遵守してきているわけでございまして、違反の事実がないとの理解を求めよう努力してきているところでございます。今回米側からMOSS合意を超える新たな要求がなされましたことにつきましては、ローミングと言つておりますが、接続を可能とする自動車電話用の新しい周波数の割り当てにつきましては応じがないといふことを重ねて理解を求めるながら、先方の動向を見きわめつつ適時適切に対応しているというところでございます。

○安倍(基)委員 長くなりますが、大臣も大体中身は御承知と存りますけれども、結局モトローラというものが市場に参入したいというので、本来アメリカであればアンプス方式一つである、どの

国も大体方式は一つである。日本の場合にはNTTを始めとしていると思われます。そこで無原則な妥協をすれば——私は実はマスコミの人にもちよつとあるところを、それよりも買えというような話をうとするのを、それよりも買えというような話をうとするのを、それよりも買えというような話をうするかよくわからないけれども、三階建ての木造で建てるべきでない。要するに、新しい自動車電話を簡単なものを開発した、こちらの方におれの周波数を割り当ててくれ、おれの方を参入させてくれと言つてきているわけです。

これは外務省でも郵政省でもいいけれども、いわゆるアメリカの貿易省、そこにモトローラ関係者が次官補で二、三人いると思いませんけれども、どうですか。

○河村 説明員 お答え申します。

米国の商務省にいわゆるモトローラ社といろいろな形での関係を有している人が役人として働いている、これは事実でございます。

○安倍(基)委員 えらいわかったようなわからぬ

いようなあれですけれども、まずモトローラの会長の息子が次官をしております。モトローラの元

役員が次官補をしております。考えてみれば彼

もいとこなわけですよ。まさにモトローラは

自分の会社の製品を売り込むために新しい周波数

の割り当てを要求しているわけです。

もしこれを聞かなかつたら、いわゆる報復品目と

と、上下両院のそういう声を背景に、今の貿易摩擦問題はだんびらを揚げてそれで置いてこいといふ話になつていて。米の問題もそうですが、米の

場合も本当に全米的なかどうか。かつて木材問題でちょうど二、三年前に問題がありました。そ

のときよく調べてみると、カリフォルニアが何か

の中には、化粧品もあれば全然関係のないもの

もあるし、ぞろぞろある。これはその後でス

ーパー三〇一の問題が起きましたけれども、アメリ

カの要求の中には、本当に理不尽というか、向

こうの代表者も言つておるようですねけれども、日

本は無理に口をこじあけなかつたら言うことを聞かない、そのためには、いざとなれば報復を振りかざさないとだめだというような姿勢でいるわけですね。寄るとさわると、マスクが大変だ、国会がいわゆるスーパーコンピューターにしても人工衛星にしても、人工衛星も何か日本が自主開発しようとするとあるのを、それよりも買えというような話をうするかよくわからないけれども、三階建ての木造で建てるべきでない。要するに、新しい自動車電話を簡単なものを開発した、こちらの方におれの周波数を割り当ててくれ、おれの方を参入させてくれと言つてきているわけです。

これは外務省でも郵政省でもいいけれども、いわゆるアメリカの貿易省、そこにモトローラ関係者が次官補で二、三人いると思いませんけれども、どうですか。

○河村 説明員 お答え申します。

米国の商務省にいわゆるモトローラ社といろいろな形での関係を有している人が役人として働いている、これは事実でございます。

○安倍(基)委員 えらいわかったようなわからぬ

いようなあれですけれども、まずモトローラの会長の息子が次官をしております。モトローラの元

役員が次官補をしております。考えてみれば彼

もいとこなわけですよ。まさにモトローラは

自分の会社の製品を売り込むために新しい周波数

の割り当てを要求しているわけです。

もしこれを聞かなかつたら、いわゆる報復品目と

と、上下両院のそういう声を背景に、今の貿易摩擦問題はだんびらを揚げてそれで置いてこいといふ話になつていて。米の問題もそうですが、米の

場合も本当に全米的なかどうか。かつて木材問題でちょうど二、三年前に問題がありました。そ

のときよく調べてみると、カリフォルニアが何か

の中には、化粧品もあれば全然関係のないもの

もあるし、ぞろぞろある。これはその後でス

ーパー三〇一の問題が起きましたけれども、アメリ

カの要求の中には、本当に理不尽というか、向

こうの代表者も言つておるようですねけれども、日

本は無理に口をこじあけなかつたら言うことを聞かない、そのためには、いざとなれば報復を振りかざさないとだめだというような姿勢でいるわけですね。寄るとさわると、マスクが大変だ、国会がいわゆるスーパーコンピューターにしても人工衛星にしても、人工衛星も何か日本が自主開発しようとするとあるのを、それよりも買えというような話をうするかよくわからないけれども、三階建ての木造で建てるべきでない。要するに、新しい自動車電話を簡単なものを開発した、こちらの方におれの周波数を割り当ててくれ、おれの方を参入させてくれと言つてきているわけです。

これは外務省でも郵政省でもいいけれども、いわゆるアメリカの貿易省、そこにモトローラ関係者が次官補で二、三人いると思いませんけれども、どうですか。

○河村 説明員 お答え申します。

米国の商務省にいわゆるモトローラ社といろいろな形での関係を有している人が役人として働いている、これは事実でございます。

○安倍(基)委員 えらいわかったようなわからぬ

いようなあれですけれども、まずモトローラの会長の息子が次官をしております。モトローラの元

役員が次官補をしております。考えてみれば彼

もいとこなわけですよ。まさにモトローラは

自分の会社の製品を売り込むために新しい周波数

の割り当てを要求しているわけです。

もしこれを聞かなかつたら、いわゆる報復品目と

と、上下両院のそういう声を背景に、今の貿易摩擦問題はだんびらを揚げてそれで置いてこいといふ話になつていて。米の問題もそうですが、米の

場合も本当に全米的なかどうか。かつて木材問題でちょうど二、三年前に問題がありました。そ

のときよく調べてみると、カリフォルニアが何か

の中には、化粧品もあれば全然関係のないもの

もあるし、ぞろぞろある。これはその後でス

ーパー三〇一の問題が起きましたけれども、アメリ

カの要求の中には、本当に理不尽というか、向

こうの代表者も言つておるようですねけれども、日

でもいいですね、マスコミも書き、政府もそれできちっとやつていただきたいと思うのですよ。やれ上院がうるさい、下院がうるさい、それをやってにして、ただむちゃくちやな要求を突きつけて口をこじあけようとしている、とんでもない話です。自民党ももう少しこの辺を、野党に言われてから初めて気がつくのじゃなくて、ちょっとはこの中にもいるかもしれないけれども、この貿易摩擦問題は本当にこれから的问题ですよ。

私は先ほどチャイナ・カードと言いましたけれども、中国の場合にアメリカは、最後にはどうか知らぬけれども、一応彼らは人権抑圧、抑圧といふことで、今だれか亡命者をかくまいましたね。これは長く尾を引くと思います。アメリカの世論もいつまでも鄧小平けしからぬでいくかもしれない、裏で手を握るかどうかという問題がありますけれども。こういう情勢のもとで外交も非常に難しくなってきてている。私は今の円滑の問題を、たゞ端的にみんなが言うように、けしからぬ、鄧小平はマルコスだというような短絡的な発想で物は考えていないわけです。けしからぬことはけしからぬと思いますけれども。これから外交の進路というのは、この中国問題と貿易摩擦問題は本当に一番の重点事項です。そこにいろいろ駆け引きもありましようけれども、この通信市場開放問題というのを無原則に妥協すれば、これは必ず米の問題にもなります。

それから、例のスーパーコンピューターでも、もともとこれは日本の政府は予算が少ないから余り高い予算を計上してないだけであるし、何も向こうのクレイ社の一番いいやつを買わないでも日本安いやつで間に合うからという要素もある。人工衛星の問題でも、これは自主開発してけしからぬかという話になるわけで、木材加工品だって、何言っているかよくわからない。だから、結局F-SXが一步後退二歩後退の始まりで、ここで通信市場開放問題でつまらない妥協をしたら、やはり日本はおどかせばいいのかなという話になるのですよね。いざとなつたら、じややってこい。

こちらもじゅアメリカの国債買ったのに課徴金貰ったのですぞといふぐらいの法案を我々は出してもいいのですよ。その辺、私はこの問題は宇野さんに聞くのにはちょっと時間が、両方聞きたいと思うけれども、十七分じゃわかりませんから、また少し時間のあるときに。

○村山国務大臣　日本は、安全保謙の問題からいいましても、日米の経済の緊密な関係、それから今後の世界を考えるときに最も大事なパートナーであるということは、我々もそう思つております。しかし、今度のスーパー三〇一というのは大変だなという感じを持っております。

先進国、特に西側諸国が一番注意しなければならないのは、やはり保護貿易主義の台頭という問題が一番怖いわけでございます。それでみんな、これは何とかして防止しなくちゃならない、そのためガットも開き、ウルグアイ・ラウンドもやり、そして去年の暮れ延ばしたやつをまたやりまして、こうなつておるときに、どこが一体どんなことをやつているかということを一方的に決めるということ、いわば優先国、優先慣行というのではなく、それはアメリカが決めるんだ、しかもそれに交渉して応じないときにはこれの制裁をかけるぞ、こういう法制のもとでやってくるということは、やはりマルチで論議すべき、国際的なガットの場で論議すべきこと、あるいはいろいろな問題はG-7で論議されておることであるのに、そういう個別商品を取り上げて、しかも罰則をもつてやるということ、これはやはり国際的な今の自由貿易を保護しようという基本的なやり方について正反対のやり方をやっておると我々は見ておるわけでございます。極めて遺憾なことであると思つております。

ですから、先般行われましたOECDの閣僚会議でも、EC諸国、日本が、ともに全体の問題がスーパー三〇一になつてしまつたということでおり世界の中ではまだ良識が通るな、こう思つておるわけでございます。委員はアメリカの事情に非常に詳しいわけでございますが、我々が散見する中でも、向こうの有力な新聞はやはりこれに徹底的に反対しておる、論陣を張つておるわけですかから、ひとつお考えをお聞かせ願いたいと思う。

ござります。ですから、アメリカの国内というの  
はいろいろな意見を持つておる人がたくさんおる  
な、そういうものの中の一つがここにあらわされて  
いたというふうに受けとめております。

ただ、日米関係非常に大事でござりますので、  
このスーパー三〇一のもとににおける交渉、これは  
できないでありますようが、やはり率直に話し合  
うということはこれはもう大事なことであろう。  
そして、あらゆる機会を求めて率直に話し合つて  
いくということであろうと思ひます。

片や日本の経常黒字でございます。漸次縮小し  
ておることでございますが、これは今の内需拡大  
の方向で内需を中心とするということは問題はな  
い。しかし、日本がこれだけ黒字を続けていけ  
ば、ゼロ・サム・ゲームをやっておるわけでござ  
いますから、どこかが大変な迷惑をこうむつてお  
ることだけは確かである。これはやはり日本の立  
場でつかりした考え方のもとに、このインバラ  
ンスの問題の是正については日本なりにその縮小  
に努力していく必要がある、こういう認識でおる  
わけでございます。

○安倍(基)委員 私と意見がほとんど同じでござ  
いますけれども、今度のモトローラ問題、通信市  
場開放問題、米の自由化問題、それぞれの直接の  
所管ではないにしても、それについての大田の御  
見解をお聞きしたいと思います。

○村山国務大臣 個別的な各商品の話は所管庁か  
ら聞いていただいて、私が言わない方がいいだろ  
うと思います。

○安倍(基)委員 総理大臣心得というつもりでお  
聞きしたわけですけれども、それは権限外かもし  
れませんから。ただ、基本的な閣内での議論もあ  
るわけでございますから、ここでこの問題は聞か  
なくとも、大体意見はわかっております。

では、通信市場の問題について、大体さつきの  
説明ですけれども、今妥協しようとしているのか  
してないのか。それと米の問題は、今来られてい  
るのはどなたかな。これは予算委員会があるいは  
農林委員会で聞く方がいいかもしねいけれど

も、先に通信の問題について、いわば基本方針を簡単に言つてください。余り時間をかけないでください。

○佐藤説明員 先生の方から大変ありがたい激励のお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

今ちょうど今月末の品目の決定、七月十日に向けての制裁の発動というさなかにございまして、私どもいろいろと努力をしているところでござります。

いろいろと御心配いただいていることをお聞かせます。

原則な妥協といふ点だけは避けるつもりでやつております。私どもの通信の主権という立場からの主張を最大限してまいりたいと思っております。

○安倍(基)委員 米の自由化問題はどうですか。

○永田説明員 お答えをいたします。

米の貿易問題につきまして、我が国の立場は、現在進行中のウルグアイ・ラウンドの場で各国が抱える困難な農業問題それから制度につきまして議論を行う段階になりますれば、米の問題を含むあらゆる農業問題を討議するにやぶさかではない

といふ方針に今後とも変わりございません。

米は、日本国民の主食であり、かつ我が国農業の基幹をなすものであります。また、水田の稻作の重要性にかんがみまして、国会における決議等の趣旨を体し、今後とも国内産で自給するという基本的な方針で対処してまいるという考え方でございます。

以上でございます。

○安倍(基)委員 米の生産性を上げることは必要だし、減反してそれに金をやるようなことはやめてもらいたいと思いますけれども、自由化問題についてはきちっとした態度であつてほしいと私は思ひます。

もう時間も少ないのでから次の問題に移りますけれども、私も大蔵出身でありますから、国の財政を賄ふことは嫌だという気持ちは非常に強いです。反面、私は非常に不合理に思ひますのは、

軍人恩給欠格者という問題があるのです。これは前から随分運動があつて、最後には、ついに最近何か済金みたいな話で済まされている問題があるのです。よく聞いてみると、十二年間という問題があります。

だから、十二年に満たないといつても、現実問題

だけ、いわば戦地に行つた場合なんかはそれはそれなりの加算ということにして、十二年なくとも恩

給をもらえるケループがある反面、それにちょっと欠けていると全然もらえない。私は今ここで、彼らにまた恩給並みに全部金を払えという話まで

してないのですよ。そんなことしたら大変な人数

でもいいけれども、現状、軍人恩給をもらつてるのはどのくらいおつて、どのくらいの額を払つておつて、軍人恩給のいわば期限に満たない者がどのくらいてという答えをちょっとと言つてくれ

さい。

○柳説明員 お答えいたします。

私の方は恩給欠格者の関係を所管している立場で、恩給欠格者の全体の数について先にお答えさ

していただきますけれども、旧軍人軍属の方で、先生今申されましたように年金等の恩給を受けられない方全体で、これは六十一年の調査でござい

ますが、生存者数で約二百七十五万人ということを承知してございます。

○大坪説明員 軍人恩給の今の数字でございま

が、平成元年におきましては、旧軍人といいました

しては百九十三万八千人、予算といました

一兆五千八百八十三億円を予定しております。

○安倍(基)委員 今ここでまた二百七十万人に恩

給並みのことをやつたら國は破産してしまうといふことはわかります。けれども、私が今考えて

いふのは、せめて彼らが外地に徴兵を行つて、た期間を、要するに国民年金なり厚生年金なり、年金のそういう期間の通算期間に加えてやつたらどうかな。例えば文官でいわば途中で徴兵に行つて働いている者は期間通算されるわけですし、鉄道なんかの場合でも、鉄道共済はまたこれから次

の国会だと思いますけれども、そいつた者が徴兵されて行けば、その分は通算される。ですから、十二年に満たないといつても、現実問題としては、要するに三年から四年くらい外地、戦地に行けば十二年くらいになるというような話ですから、軍恩給者の平均の勤務年限というものは、なかなか長いんじゃないんじやないか。

これは聞いてみますと、年金というのはお金を拠出出した者にやるんだ、彼らはお金を拠出してい

るのも、少なくとも徴兵で行つて、帰るに帰られず、いわばサービスでもって国家に尽くしたという者

を、期間の通算さえできないのか。十二年の期限

というのはどういうことで来たのか。聞いてみますと、大正でしたか、その辺に大体十二年くらいが恩給の期間だということで決めたらしくて、将来、徴兵があつて何年間勤務したというようなこ

とは全然考へていません。ところが、現在の軍人恩給に該当している者は、例えば戦時加算なり何かになつてたまだまた十二年を超ればちゃんとそれに乗つかる、十二年以下だつたら少し足りなくても全然乗らない。

私はここで、ほかの国、例えばドイツとかある人は英國とか、そういう国が徴兵で海外に行つた人々に対してどういう措置をとつてゐるのか、それとの比較を果たしてしたのかどうか。軍恩給者

の場合は、もうともかく、要するにさつきから私が気にしているのは、今や日本はODAで一兆円くらいの金をどんどんとばらまいてい

るわけですよ。ところが、この問題が論議されたときは非常に日本は貧乏で、そんなことをやつた

らもう日本は破産しちゃうというような状況のもの

にそういった人々が見捨てられた。ところが、片つ方は恩給がどんどんふえていく。欠格の方

はちょっと外れていると全然だめという話になつてきておる。

私は、今ここで彼らにたくさん恩給並みにやつ

たら國は破産しますから、ただそういう年金計算

ないと払えないよというそのかわりに、実は彼らはサービスでもって生命の危険を冒して働いてきた人ですからね、これだけ日本は豊かになつてきたりと、単にそれだけでもつて差別するのか。ほかの国はどうなつてゐるかということをまずお聞きしたいと思います。イギリスとかドイツにおいて徴兵を行つた連中はどちらつてゐるか、その辺はどういう処理がなされているかを聞きたいと思います。

○大坪説明員 通算の方の話につきましてはうちの方ちょっとと資料がございませんので、各国におきます恩給年限がどういうふうになつてゐるかと、いう数字を御説明申し上げたいと思います……

○安倍(基)委員 や、私が聞いてゐるのは、恩給年限じゃなくて、徴兵を行つた連中は要するにどういう措置を受けているかということだ。

○大坪説明員 それぞれの国におきまして、それぞれそういう歴史とかあるいは社会事情の中ですれぞれの国恩給制度というものができておりまして、いろいろ状況は変わつていて、それが該當する者は恩給を出しているというところですが、一つ言えますことは、そういう恩給の資格年限といふものを各國持つておりまして、それ

ます。つまり、いつ言えば、そのうう恩給の資格年限といふものを各國持つておりまして、それを該當する者は恩給を出しているといふところは間違いないようございます。

○安倍(基)委員 それではその場合に、特に日本の場合は戦争が長かつたけれども、いわば徴兵で行つた連中といふのは、恩給に該当しない場合には全く補償はされないのでですね。

○大坪説明員 各国の状況、そう詳しく当方も資料を持つてゐるわけではございませんで、いろいろ資料を持つてゐるわけではございませんで、恩給資格年限に満たない場合には一時金を出すとかいうような国はあるようでございます。

○安倍(基)委員 私は、この問題について結論を出す前に、諸外国をびちつと調べておくべきだと思いますね。あるようございますという程度で処理していいものかどうか。私は本当にそういう連中をみんな面倒を見たら日本は大変だという

ことはわかるけれども、しかし余りにも格差が大

き過ぎる。だから、もちろん、恩給は何年間だ、それに該当する者はやっている、そんなことは簡単に言えますよ。現にどうやつてたのか。

私は大蔵省のこころ在外財産という課に二年目くらいに入つたことがある。引揚者は、在外財産で持つてこられないで困つている人、随分います。全部知っています。そういった者に対しても戦後は非常に気の毒なことをしたと思います。だけれども、こうなってきたときに今さら在外財産をどうしろということは言いません。ほかの国では徵兵で行つた連中をどういう形でどう処遇されたのかということをろくに調べもしないで、ただ恩給年限に入っている者はやつてあると思いますという程度では、何のための戦後処理をしたのか。ほかの国をもつと調べてください。今知つているところを全部教えてください、どの国は一体どうやつたかということを。払わないのなら払わない、それでもいいのですよ。知らないにおいて、ただ要するにこの国の恩給は何年です。それでどうしたのかを聞いています。今までこの軍恩欠格者の論議を随分したわけでしょう。その過程においてほかの国のこと全然調べなかつたのです。はつきり答えてください。

○大坪説明員 そういう戦後処理一般の問題についてしましては、昭和五十八年、五十九年ごろ総理府に置かれた戦後処理問題懇談会でいろいろな議論がされたや聞いております。それで、恩給といいたしましては、我が国の恩給制度という観点におきまして各国の状況は調査させていただけております。

○安倍(基)委員 私も何も古い話を持ち出して國の財政を破綻させようとおもつておませんが、少なくとも去年かおととしましたが、少くとも去年かおととしましたが、そういった最終結論を出して、何か基金をこしらえてどうのこうのという結論を出したはずですね。そのときにもつとも基本的には、ほかの国はどうしたんだろう。片つ方において恩給は年々とふえていく、片つ方は何ヵ月か足りないために全然もられないという問題もあるわけです。今、日本が

二百萬近くの恩給を払つてているのもどうかという問題もあるかと思います。この問題を財政の面で本当に考えなければいかんというのはわかりますけれども、私は非常に頭に入るには、一方においてはかの国に兆を超える援助をしている、しかも金額を出すどころの騒ぎではないのです、まさに國のために戦つた連中ですから。それに對してはかの国に兆を超える援助をして、しかも金額を出すかも知れないけれども、彼らは当然にばらまいてくる。片やそういうものは一遍見捨てられたらそのままになってしまふ、その辺が私は非常な問題じやないかと思います。

あなたを貰めてみても、最近の担当だろうから昔のことは知らぬかも知れぬけれども、少なくとも去年かおととし軍恩欠格者に對して一つの結論を出したようですが、その前にはもう少し細密な調査をして、果たしてほかの国はどうやっていたか、日本のやり方はこれでいいのかどうか、その辺をよく考えていただきたいと思いま

す。あと時間が少ないので、この軍恩欠格者につきましては、私はこういう財政が悪いときに余り持ち出しあくない問題だけでも、しかし非常に根の深い問題として存在するわけです。大蔵大臣、ちょっと御感想をお聞きしたいと思います。

○村山国務大臣 この問題は、大分前にもう片が予算編成の過程でいろいろ問題になりましたけれども、要求官庁からもそういう問題は特にあります。また新たに、いろいろ過去の経緯がありましては、私が國の恩給制度といふ観点におきまして各國の状況は調査させていただけております。

○安倍(基)委員 私も何も古い話を持ち出して國の財政を破綻させようとおもつておませんが、少くとも去年かおととしましたが、少くとも去年かおととしましたが、そういった最終結論を出して、何か基金をこしらえて、若干色をつけたようですが、大体おさまたなど私は思つておつたわけでございま

す。

○安倍(基)委員 党段階だから知りませんけれども、片つ方は國の命令によって外に厚生省の立場から言ふと、要するに金を払つてないのにやれ、しかも六十歳から六十五歳に上げようとするときにそんな混雑は困るという議論もあると思いますが、せっかく厚生省も来ているのだから、厚生省の意見を簡単に言つてください。

○松本説明員 お答えを申し上げます。

先生、国民年金制度あるいは厚生年金保険制度におきまして軍歴期間を通算すべきではないか、こういふ御意見でござりますけれども、既に今先生のお話にありましたように、国民年金制度あるいは厚生年金保険制度は社会保険という仕組みをとつておるわけでございまして、加入者の保険料の納付、その納付期間並びに納付額というものを前提といたしまして年金給付を行つていくといふ基本的な仕組みでございます。したがいまして、軍歴期間といふのは基本的には保険料納付はないのだけれども、公平の考え方からして、この考え方直す必要がある。

であるから、例えば、彼らに金を渡さなくとも年金のときに通算する年限に入れてやるとか、年金制度として金を出してない者に何ができるかと云ふ議論もあるかも知れないけれども、彼らは当時金を出すどころの騒ぎではないのです、まさに國のために戦つた連中ですから。それに對してはかの国に兆を超える援助をして、しかも圧倒的な多数なわけでございまして、そういうめにばらまいてくる。片やそういうものは一遍見捨てられたらそのままになってしまふ、その辺が私は非常な問題じやないかと思います。

あなたを貰めてみても、最近の担当だろうから昔のことは知らぬかも知れぬけれども、少なくとも去年かおととし軍恩欠格者に對して一つの結論を出したようですが、その前にはもう少し細密な調査をして、果たしてほかの国はどうやっていたか、日本のやり方はこれでいいのかどうか、その辺をよく考えていただきたいと思いま

す。あと時間が少ないので、この軍恩欠格者につきましては、私はこういう財政が悪いときに余り持ち出しあくない問題だけでも、しかし非常に根の深い問題として存在するわけです。大蔵大臣、ちょっと御感想をお聞きしたいと思います。

○村山国務大臣 この問題は、大分前にもう片が予算編成の過程でいろいろ問題になりましたけれども、要求官庁からもそういう問題は特にあります。また新たに、いろいろ過去の経緯がありましては、私が國の恩給制度といふ観点におきまして各國の状況は調査させていただけております。

○安倍(基)委員 大臣も戦前派ですね。私は、戦前派とはいいかないけれども、戦争体験者です。彼らが、自営業者とかサラリーマンとのアンバランスと言つたけれども、片つ方は國の命令によつて外地で戦争してきた連中です。そのアンバランスは何ですか。年金は積み立てだというのをわかります。しかしその分を、國がそのくらいの積立金を面倒見てやれということです、簡単に言えます。ここにも何人かあれがいるけれども、そういう不公平ですか。不公平ですよ。彼らは大体赤紙一本でござります。

○安倍(基)委員 大臣も戦前派ですね。私は、戦前派とはいいかないけれども、戦争体験者です。彼らが、自営業者とかサラリーマンとのアンバランスと言つたけれども、片つ方は國の命令によつて外地で戦争してきた連中です。そのアンバランスは何ですか。年金は積み立てだというのをわかります。しかしその分を、國がそのくらいの積立金を面倒見てやれということです、簡単に言えます。ここにも何人かあれがいるけれども、そういう不公平ですか。不公平ですよ。彼らは大体赤紙一本でござります。

この問題は、余り時間もないからやめておきませんけれども、ちょっと考えてください。一体、本当にどちらが公平か。私は本当に持ち上げる義務はないのです。しかも財政を悪化させるようなことを言いたくないのです。だけれども、余りにもその辺の不均衡があるから、ほかの国はどうなつてゐるかぐらいはちょっと調べてくださいよ。

最後に、あともう十分しかありませんが、私は、これから財政の問題で一番大きな問題は、国は随分きゅうきゅう言つておる、地方、特にメガロポリスあたりは非常に財政は豊かになつてきておる。さっきも出ましたけれども、やはりこれが國と地方のアンバランスの問題です。

私はよく言うのですけれども、今度新井沢に新幹線を通す、必ずあの辺の地価は上がるでしょう。こちらの東京湾横断道路をやる、そうするとまた千葉の方は上がるでしょう。本来、そういう公共事業によって受益をする連中からある程度金を取るべきなんです。今、日本は、さつきも問題ありましたけれども、公共事業によって非常に利益をこうむる人は、単に控除するだけではなくて、資産増をこうむる者とその公共事業の負担者が分かれているので、ここに浜幸さんがいないうれども、大型横断道路ができたら向こうの地価がばんばん上がるわけですから、公共事業もその受益者が負担するというシステムにすれば、相当公共事業の財源もできれば公共事業も進むわけです。まだ、この前も私が言いましたが、東京の半蔵門から四谷まで拡幅工事に幾らかかるか。三千億円かかる。国が三分の二は負担しているわけです。单に国道という意味だけで、国の税金が約二千億円かかる。國が三分の二は負担しているわけですね、單に国道といふ意味だけで、國が三つの二は負担しているわけですね。

そういう公共事業の負担者と受益者。受益者から取るという原則をしないと富はますます不均衡になる。従来の政治はそういうのを中央から持つてくることにおいていかに地元にサービスするかということが中心だったわけです。まさにこれがなくてはいけない。今は國がみんなやってやつて、地方は得をしている。持ってきた方が勝ちだというだけになつて、しかもメガロポリスに金が入り込んでくる。

私はもう時間もないから、公共事業もその受益者が負担するというシステムにすれば、相当公共事業の財源もできれば公共事業も進むわけです。まだ、この前も私が言いましたが、東京の半蔵門から四谷まで拡幅工事に幾らかかるか。三千億円かかる。國が三分の二は負担しているわけです。单に国道といふ意味だけで、國が三つの二は負担しているわけですね。

私はもう時間もないから、公共事業もその受益者が負担するというシステムにすれば、相当公共事業の財源もできれば公共事業も進むわけです。まだ、この前も私が言いましたが、東京の半蔵門から四谷まで拡幅工事に幾らかかるか。三千億円かかる。國が三分の二は負担しているわけです。单に国道といふ意味だけで、國が三つの二は負担しているわけですね。

○安倍(基)委員 もう時間もないから、大臣、今まで土地税でいろいろなことをやつてきましたが、率直に言つて余り効き目がなかつた。もう考えらることを全部やつてきたのですが、やはり土地に対する考え方の基本は今おっしゃつたようなことですね。

○村山国務大臣 土地問題が日本の経済にとって最大の問題であろうということは我々も同様に考えております。今まで土地税でいろいろなことをやつてきましたが、率直に言つて余り効き目がなかつた。もう考えらることを全部やつてきたのですが、やはり土地に対する考え方の基本は今おっしゃつたようなことですね。

○正森委員 財政法案について質問させていただきます。以下、参考等全部含めまして、メンバーは十八名いらっしゃいます。

それで、御指摘のどういう内容のものがあつたのかということなのですが、非常に幅広でござりますので、ごく簡単にかいづまん——よろしくおぞぎます。

私が前から言つていますように、消費税の論議の前に、もう少し国税と地方税、地方税の中、土地の要するに固定資産税ですね。というのは、東京あたりは黙つていても法人住民税と個人住民税で僕は書かになつてきてる。だから固定資産税を全然上げない。私は何も貧乏人から取れと言つてはいるのじやないけれども、東京のど真ん中あたりは、地価が上昇し、それなりに固定資産税を上げなければ高層化せざるを得なくなるのですよ。土地政策に関係があるわけです。

ところが現在の制度が、国税は絶対地方税の場には入れないという問題があるわけです。だからそこで、何を自分でやらせて何を国がやるか、財源はどうするか、これを本当に詰めないと、国はただいま全く感づかれたのか、これはこういう方に上げられないということを言いまして、村山さんはさすが國務大臣だけあって、政治的にこういうふうに角度を変えて、観点を変えて伺います。

この質疑の中で、本会議ではあるいはきょうの質問をするのは減税をしろという意図ではないかと、私がこれから聞きますのは、必ずしも大臣の意図のように減税をしろということを聞くのでも使うんだ、ああいう方にも使うんだ、残りは何もありませんよということを言われたのです。が、私がこれから聞きますのは、必ずしも大臣の意図のように減税をしろということを聞くのではなくて、国債政策なりなんなりを考えるために伺いたいと思っておりますので、率直にお答え願いたいと思います。

確かに福田内閣のときでしたか、三月の法人税収を繰り入れるということがございましたために、税収の見込みも非常に立てにくくなつたといふことで、また最後の締め切りもおくれるということになつて、現在ではまだ六月末ではございませんので、確定していないということは承知しております。しかしながら、三月期決算の法人の法人税収は原則として五月末には既に結論が出ているはずで、その整理が六月末ということになつてゐるはずです。そして、あらゆる経済指標は法人の利益が約二割伸びておる。例えば野村証券などして我々も所要の税制措置を講じてまいりたい。

だから、そういうわば今の中央と地方の見直しども、土光臨調の答申ではろくな答申がないじやないか。だれが責任者でどういうふうに実現されているか、教えてください。

○菊地説明員 わたし申します。

○安倍(基)委員 どうも少し時間を超過しまして済みませんでした。

○中西委員長 正森成二君。

○正森委員 財政法案について質問させていただきますが、既に大蔵省関係にはきのう質問項目を御連絡いたしましたが、きょう伺っておりますと、同僚委員、特に先輩の村山委員と重複していりますが、もう少し国税と地方税、地方税の中、土地の要するに固定資産税ですね。というのは、東京あたりは黙つていても法人住民税と個人住民税で走つたから私は怒っているわけです。もう時間もそろそろあれですからやめましょう。

そういう基本的なメスを入れないで消費税、消費

税で走つたから私は怒っているわけです。もう時

間もそろそろあれですからやめましょう。

では、最後に御決意を聞いてやめておきます。

○村山国務大臣 土地問題が日本の経済にとって

さつきの四谷と半蔵門の拡幅じゃないけれども、

そういう部分が相当ございます。御存じかと思いま

すが。しかし、なるべく単純に、重複しないよう

に、角度を変えて、観点を変えて伺いますので、

若干の重複はお許し願いたいと思います。

まず最初に、昭和六十三年度の自然増収につい

て伺いたいと思います。

この質疑の中で、本会議ではあるいはきょうの質問をするのは減税をしろという意図ではないかと、私がこれから聞きますのは、必ずしも大臣の意図のように減税をしろということを聞くのでも使うんだ、ああいう方にも使うんだ、残りは何もありませんよということを言われたのです。が、私がこれから聞きますのは、必ずしも大臣の意図のように減税をしろということを聞くのではなくて、国債政策なりなんなりを考えるために伺いたいと思っておりますので、率直にお答え願いたいと思います。

確かに福田内閣のときでしたか、三月の法人税

収を繰り入れるということがございましたため

に、税収の見込みも非常に立てにくくなつたとい

ふことで、また最後の締め切りもおくれるとい

ふことで、確定していないということは承知して

おります。しかしながら、三月期決算の法人の法

人税収は原則として五月末には既に結論が出て

いるはずで、その整理が六月末ということになつて

ゐるはずです。そして、あらゆる経済指標は法人

の利益が約二割伸びておる。例えば野村証券などして我々も所要の税制措置を講じてまいりたい。

だから、そういうわば今の中央と地方の見直しども、土光臨調の答申ではろくな答申がないじやないか。だれが責任者でどういうふうに実現されているか、教えてください。

○菊地説明員 わたし申します。

は、半期で約五千億円の利益を出しておるというようなことも関係の調査機関からすべて報告されております。

したがって、多くの新聞にも出ておりますように、補正後予算に比べて国の自然増収が約二兆八千億円前後出るということは、ほぼ疑いのないことを思うのですね。それを大蔵当局が、六月ももう中旬になっておるのに、それが全くわからなかのよな答弁をして、そして減税の要求をあらかじめ封じ込むというようなことは、もしさう考えておられるとすれば必ずしもフェアではない。だから私は、それがあるから減税しろということでお聞くのではなく、率直に自然増収が約二兆八千億円あるのではないか。

そのことを聞きますのは、その次の質問に連続するのですが、たしか補正後に特例公債、赤字国債の額を減縮したと聞いています。私の知る限りでは、現在までに昭和六十三年度分として発行した赤字国債は九千五百億円で、一兆円をやや下回つておるというよう聞いております。大臣の答弁にもありましたように、もし自然増収が出れば、残りの発行予定分があります。その残りは約八千億円ぐらいですね。それは出さないでもよいということにもなつてまいります。そこで、その関連で、大体そういうことだからこそ、もう六月の半ばになるとお納整理期間に出すことのできる特例公債を発行しないで、そして九千五百億円前後の発行額にとどまつておるのではないかとうように思いますので、率直にお答えいただきたいと思います。

○尾崎政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますとおりでございますが、まだ五月分の計数がわかつております。四月末現在の累計といたしましては、前年と比べまして七・三%の増収といふ結果が出ております。六十二年度決算額に対します六十三年度の補正後の予算額の率が一〇二・八%ということです。ある程度の増収があることは間違いないだらうというふうに思いますが、委員御指摘のとおり五月分に入つてしま

ります法人税収、これは法人税収の四割弱、去年で申しまして大体六兆円ぐらゐあるわけでござります。したがいまして、経常利益についての見通し等もいろいろと耳にいたしましたが、中小法人分等もございまして、まだ全体としての姿がはっきりいたしません。この段階で確定的なことを申し上げることができないことを御理解いただきたいと存じます。

公債の問題につきましては担当の方から御答弁申し上げます。

○篠沢政府委員 まず、自然増収の問題につきましては今お答えのとおりでござりますけれども、それを期待し得る状況であるということでございますれば、当然出納整理期間に繰り越した特例公債について発行を取りやめるということになるわけですが、その可能性はあり得るのではないかとおりでございます。その可能性はあり得るのではないかとおりでございますけれども、それを期待し得る状況であるということでございますれば、ぎりぎりの出納整理期間の中で最後の詰めをしていく必要があるうかと思ひます。

いずれにしましても、私どもとしましては特例公債の発行は極力縮減すべきであるという財源法の趣旨を踏まえて、出納整理期間分のものの発行をどうするかということについては、例年極めてセンシティブに扱つておるということを御理解いただきたいと思います。

○正森委員 多少は具体的になりましたけれども、法人税がまだ四割残つておるとかなんとか言つても、五月末までに決まつておつて、その整理が六月までということで、大きなところのおおよそその利益がどのくらいあるかということはもうつかんでおるのでありますから。それは自然増収が二兆八千何百何十億あるとか、そういうことを聞こうとは思つておりませんが、およその傾向としてはそういうことだ。出納整理期間といつてもあと何かも残つてないのです。残つてないのに、権限を付与された特例公債を出してないのでしょうか。では、念のために答えてください。今までに出た特例公債は約九千五百億円で、まだ発行額が約八千億残つておるということは事実ですか。

○篠沢政府委員 捕正予算の段階である程度減額をいたしました結果、本年度の授権をいただいております発行額は一兆七千七百十億でございまして、そのうち年度内に九千五百六十五億を発行いたしましたので、出納整理期間に残されたものは八千百四十五億でございます。

○正森委員 つまり、権限があるのに出さないだけ残している。しかも捕正予算で減額したのをまだ残しているということは、責任ある財政当局としては、自然増収が相当大きい可能性があるということでなければ、大臣が非常に大きな額であるNTTの第四次放出をやめることを検討するなんて言えるわけがないですね。また、大臣がそういうことを発言するというのは、事務当局がそういう資料なり見込みを大臣のお耳に入れなければ、大臣は天から降つてわいたように突如自分が思いついてそんなことを言えるわけがない。大臣はいかなる根拠に基づいてこういう発言を新聞紙上にされたんですか、率直に言うてください。

○村山国務大臣 NTTの株というものは国民の有財産で、極めて大事に使わなければならぬというところが基本でござります。残念ながら今NTTの株は市場で大分下がっております。きょうはまた百四十八万ですか。そういうことを考えますと、平成元年度に売つて、そしてその財源で平成二年度の繰り入れ財源にするわけでございますけれども、見送りといふ意味は、あるいは見送りと言つたかも知れませんが、それは全部または一部の見送りといふ意味でございます。もちろんの話でございます。そういう意味で申し上げたので、これから検討していかなければならぬ事項ではないか、こういうことを申し上げたつもりでございます。

○篠沢政府委員 若干補足をして申し上げさせていただきます。

今先生は、このNTTを見送った場合に本年度の歳人に穴があくかといふふうにおっしゃいましたが、あるいは御承知かと思いますが、元年度予算でNTTを活用して例えば一兆三千億の公共事業的なものを行う、こういう場合には、これは六十三年度におきますNTT売却収入を使つております。したがいまして、これは仮定の話でござい

ますが、もし仮に元年度のNTT株式売却が不調に推移するというような場合には、二年度の予算を編成する際にどう考えるか、この問題はいずれ出ざるを得ないのでござります。あくまでも仮定の話でございますが、お答えを申し上げました。  
○正森委員 ここに新聞も持つておりますが、新聞にも、平成元年度の分は昭和六十三年に売った百五十万株の分で何とか手当ができる、しかし、平成元年度に百九十五万株を売らないとなれば、二兆八千億円ぐらいが平成二年度でどうするかというところで問題になる、そう書いてあります。私の言い方が少し簡略したのでそういうふうになつてきているのですが、しかしそれにしましても、平成三年度まではNTTの売却収入があるはずだ、四年からはなくなりますけれどもね。その平成元年度に売るもの、使うのは二年だけれども、それを見送る。もちろん今の大蔵省といふ部にはいろいろありまして、九割も一部なら一部です。それはいろいろあるでしょうけれども、少なくとも相当大きな額のものをそういうふうに言われるというのはよくよくのことだ。それは大臣がはしなくも言わされましたように、一株が百四十八万とか、これは最盛期に比べますと二分の一以下ですね。そういうことであると、もう少し高ければ国庫にもっと入るのだが、みすみす安く売つて少なくなるという損得の問題とか、NTTの経営その他にも若干の影響を与えるというようないろいろな配慮があつて、そういうことを言われたと思うのです。しかし、これは表現は悪いですけれども、背に腹はかえられぬといふことがありますて、財政事情がもしどうしても悪ければ、そんなせいたくなことはとても言うておられないですね。株の値が下がつたのは市場ですからやむを得ぬけれども、何とか努力して、努力してと言うたら大臣が民間企業の株の値をつり上げることになりますからいけませんが、やはり売却しなければいかぬということになつたら、あ

あいう発言は出てこないと思いますよ。

それがああいう発言があつたということは、昭和六十三年度の自然増収、平成元年度の自然増収を編成する際にどう考えるか、この問題はいずれ出ざるを得ないのでござります。あくまでも仮定の話でございますが、お答えを申し上げました。

○正森委員 ここに新聞も持つておりますが、新聞にも、平成元年度の分は昭和六十三年に売った

一百五十万株の分で何とか手当ができる、しかし、平成元年度に百九十五万株を売らないとなれば、二兆八千億円ぐらいが平成二年度でどうするかというところで問題になる、そう書いてあります。私の言い方が少し簡略したのでそういうふうになつてきているのですが、しかしそれにしましても、平成三年度まではNTTの売却収入があるはずだ、四年からはなくなりますけれどもね。その平成元年度に売るもの、使うのは二年だけれども、それを見送る。もちろん今の大蔵省といふ部にはいろいろありまして、九割も一部なら一部です。それはいろいろあるでしょうけれども、少なくとも相当大きな額のものをそういうふうに言われるというのはよくよくのことだ。それは大臣がはしなくも言わされましたように、一株が百四十八万とか、これは最盛期に比べますと二分の一以下ですね。そういうことであると、もう少し高ければ国庫にもっと入るのだが、みすみす安く売つて少くなるという損得の問題とか、NTTの経営その他にも若干の影響を与えるというようないろいろな配慮があつて、そういうことを言われたと思うのです。しかし、これは表現は悪いですけれども、背に腹はかえられぬといふことがありますて、財政事情がもしどうしても悪ければ、そんなせいたくなことはとても言うておられないですね。株の値が下がつたのは市場ですからやむを得ぬけれども、何とか努力して、努力してと言うたら大臣が民間企業の株の値をつり上げることになりますからいけませんが、やはり売却しなければいかぬということになつたら、あ

つておるということも心の一隅にあつて、あいの御発言が出てくるのですか。それとも、いやいやいに自然増収で十分やれるというくらいの確固たる御自信ですか。

○村山国務大臣 余り下がつたものですから、そつちの方を心配しているわけでございます。

それから、たゞこ会社の株の売却の問題は、正直言いまして今考えておりません。今非常に困難な状況、経営状況が非常に苦しいことはよくわかっています。

○正森委員 たゞこ会社はこの経営を挽回すべくあらゆる努力をしているわけでございますので、今のところ経営がよくなるのを待っているわけでございまして、今売却を考えておりません。

○足立政府委員 大蔵省いたしまして、NTTに限りませんが、個々の銘柄の株価につきまして、どういう理由で上がる、あるいはどういう理

由で下がるというような分析を発表するようなことはいたしてございません。やはり種々の問題、恐らく市場全体の動向とか潜在的な企業の成長性の問題であるとか、あるいは人気、需給関係、もちろんの関係が総合されまして市場において価格が形成されているのだと思いますが、具体的な株価の動向についてコメントすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○正森委員 株価の動向についてコメントすることとは差し控えさせていただきたいなんて便利な言葉で、そういう言葉を覚えていれば議員が何を聞いても答えるなくともいいし、もつと言えば、自分が勉強していくなくても、勉強してないということがみんなの前に知られなくて済むということなのだけれども、しかし理財局長、国庫の収入に関係し、国債整理基金の収入にも関係することについて、そんな個々の企業の株価の動向については言えないとかなんとかと言つて済むことですか。

○正森委員 今直ちにそういうことは日程に上つておらないと伺つていいのですか、それとも別ですか。

○村山国務大臣 JRは、御案内のように清算事業団のあれでござりますから、これは清算事業団の方で大事に使つてもらいたい、こう思つておるところでございます。

○正森委員 これは横道に少しそれますが、理財局長來ていますか。――NTTがひところ三百万円を超えたのに、なぜ百四十万円くらいに下がつて低迷していると思ひますか。つまり、株価が全

て二分の一以下になつたというならそれは当然な

なんけれども、ほかの株価は多かれ少なかれ上がつて、この間の魔の何曜日とか言われるときからさえまた上がり始めているのに、なぜNTTだけが下がるのだろうかということを理財局としては

当然分析しておると思いますが、どういうように考えていますか。

○足立政府委員 大蔵省いたしまして、NTTに限りませんが、個々の銘柄の株価につきまして、どういう理由で上がる、あるいはどういう理

由で下がるというような分析を発表するようなことはいたしてございません。やはり種々の問題、恐らく市場全体の動向とか潜在的な企業の成長性の問題であるとか、あるいは人気、需給関係、もちろんの関係が総合されまして市場において価格が形成されているのだと思いますが、具体的な株価の動向についてコメントすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○正森委員 株価の動向についてコメントすることとは差し控えさせていただきたいなんて便利な言葉で、そういう言葉を覚えていれば議員が何を聞いても答えるなくともいいし、もつと言えば、自分が勉強していくなくても、勉強してないということがみんなの前に知られなくて済むということなのだけれども、しかし理財局長、国庫の収入に関係し、国債整理基金の収入にも関係することについて、そんな個々の企業の株価の動向については言えないとかなんとかと言つて済むことですか。

○正森委員 今直ちにそういうことは日程に上つておらないと伺つていいのですか、それとも別ですか。

○村山国務大臣 JRは、御案内のように清算事業団のあれでござりますから、これは清算事業団の方で大事に使つてもらいたい、こう思つておるところでございます。

○正森委員 これは横道に少しそれますが、理財局長來ていますか。――NTTがひところ三百万円を超えたのに、なぜ百四十万円くらいに下がつて低迷していると思ひますか。つまり、株価が全

ルートもあればいろいろなこともありますよ。しかし、その影響は我々の見るとこ

ろでは比較的少ないで、一番大きな影響は、普通の企業の場合には、七割までは一つの企業の株主は企業が持つてゐるのです。個人が持つてゐるのは三割弱なんです。そして、七割以上の企業は相当部分が安定株主で、株を売らないのですよ。

だから、株価というのはその三割以下の個人、それが売るということで値が決まるから、売りが非常に少ないで、相対取引で売つて株価に影響させない

ことが多いです。だからなかなか値が下がらない。企業がばあんと売る場合には、直接市場に出さないで、相対取引で売つて株価に影響せれない

ことは普通用わっているのですね。それは株の関係の分析した本なんかを見れば皆書いてある。

ところが、NTTの場合には二、三年前から国がばんばんと株を放出する。しかも、最初は公平にいくようといううので、一人一株というよう

ことで非常に大衆的な株主をふやした。だから、すばり言えば普通の一一流企業のような安定株主がないのです。だから売るわけなんです。私、資料を持つきましたけれども、時間がありませんから言いませんけれども、ちよろちよろ売るからなかなか下げどまりしないというよう書いてあるのですね。

つまり、言ってみれば、今の中で相当数の上場企業の株はどんどん上がる。その中でNTTだけは下がつて、二分の一以下になるという根本的な原因はどこにあるかといえば、その株価の構造の仕組みにあるわけなんです。だから、今株の値段が高いといって謳歌している他の上場企業も、もし株主構成がNTTと同じようであれば、二分の一以下に下がるということはないにしても、あんなに株が上がるということは必ずしも保証されないのですね。ですから、今の上場企業の株価が非常に上昇して我が世の春を謳歌しているというの

は、ここに証券業協会の常務理事も出てきておりますけれども、必ずしも歐米ではああいうことは起り得ないのですね。我が国の企業の持ち合い

と法人株主主義というような、そういう表現をされている中で起こっている現象だというように言わなければいけないのですね。ですから、NTTの株の値段をまた三百万円くらいまで上げるなんというのはなかなか大変なことなんですよ。個々の企業の株がどうなるかといふようなことはこの場では言えないなんてあなたが言ったので、やむを得ず正森説を披露するわけですけれども、そういうことも考慮して広く分析しあることですね。ここで言う言わないは別にして、国家のために理財局がそういうことを勉強してないようでは困ります。そのことを申し上げて次の問題に移りたいと思います。

今、財政審が財政再建について六つの指標についていろいろ言っています。重複を避けるために大臣の答弁を引用いたしますと、一言で言えば非常に難しいということで、その六つの指標のうちのどれをメーンの指標にするとかなんとか、それはまだ財政審で検討している最中で、こ

こで答弁し得る状況ではない、こう受け取れるよ

うな答弁と伺いましたが、そう伺ってよろしいか。

○村山国務大臣 そう受け取つてもらつて結構でございます。

○正森委員 そこで、一つの考え方として、その

六つの指標、国債依存度とか国債費率とか残高のGNPとの比較とかいろいろござりますけれども、我が国の財政状況が決して楽観し得る状況じやないということは、これらの幾つかの指標を諸外国の指標と比べてみれば、これは財政審でも全部資料がついておりませんが、東海銀行が調査月報の一九八九年五月号で我が国の将来の財政について有益な調査をしております。私はこれを読ませていただきまして、さらにこの分析の基礎になつたコンピューターの数字も東海銀行の御協力

によって二、三日前に入手いたしました。そこ

で、それらの数字について若干申し上げたいとい

うように思うのです。もちろんこの分析の仕方などで大いに参考になりますが、その結論や過程に

ついて我々が同じ見解というわけにはいかない点があるということは、あらかじめ申し上げておきたいと思うのです。

それで、この中で私が若干注目しましたのは

二、三点ございますが、その一つは利払いの率で

すね。6%で借りているとか7%で借りていると

か8%で借りているというのがあります。それ

について日銀の資料も援用しながら分析している

のです。それはどういうように分析しているかと

いいますと、これは大蔵省は十分御存じのことだ

と思いますが、利払い率、利子率と税収及び利払

い費以外の歳出の伸び率とを比べまして、「税収

及び利払以外の歳出の伸び率とを比べます。」それはそうですね、出ていく利子率より

も収入の方が多いわけですから。しかしながら

「利子率が税収及び利払以外の歳出の伸び率を上回る場合には、」つまり、高い利息を払つて財

政を賄つている場合には、「国債残高の対GNP

比率は無限に上昇し、利払費の歳出に占める割合

と国債依存度は、「100%に収束することとなる。」つまり、全部その利払いに回さなければ

いけないよう究極的にはなるということを言つて

いるのです。これは数式があるようですがれども、

も、常識的に考へても当然のことですね。

だから、ここから言えることは、その程度には

差があつても、税収及び利払いに充てる国債費以

外の伸びといふものは、借金の利子率よりも上で

なければならない。つまり、それよりも利子率は

下でなければならない。つまり、それよりも利子率は

下でなければ、そういう状況が長く続ければ國の財

政は破綻するということを数学的に言つてゐるわ

けであります。これは常識であります。

ところで、その参考のために、お読みになつてお

られるかどうかわかりませんが、東海銀行が調査月報の一九八九年五月号で我が国の将来の財政について有益な調査をしております。私はこれを読ませていただきまして、さらにこの分析の基礎になつたコンピューターの数字も東海銀行の御協力を

見ますと、残念ながら利子率の方が今言いました

○川嶋説明員 お答えいたします。

私どもは、五十九年度にストック推計の一環と

税収及び利払い費以外の歳出を上回つてゐる場合

がごく最近だけで五回あるのですね。これを見ますと、一九七五年、一九八一年、八二年、そして

八三年及び八五年、五回にわたつて利子率が上回つております。この場合の利子率はおおむね皆

八%を超えた場合であります。例えば八・三%、八・一%、八・〇%、一九八五年だけが六・四%

というように、利子率は低いのに、別の項目が低

いのでこれが高くなるという状況になつてゐるの

ですね。そうしますと、それが単年度あるいは十

二、三年の間の四、五回だからいけれども、そ

ういう状況が毎年毎年だつたら、財政が破綻する

ような財政運営が殘念ながら局部的には行われ

ういうことを示してゐるのですね。だから、こう

いう過去の遺産というのは、何らかの形では正されなければならないということは当然出てくること

だと思います。だから、もう一つこの東海月報が言つてお

りますのは、同僚委員の村山先輩が言つてお

ります。それは、そのとつておりますのは、ここに持つて

まいりましたが、「日本の社会資本」という経済企画庁の総合計画局がつくりました本でありま

す。経企庁、来ておられますね。——私こそへ赤

いのを入れて若干読んでまいりたけれども、その六十

年というのは現在では当てはまらないん

だということを言つてゐることなのですね。

それから、もう一つこの東海月報が言つてお

りますのは、同僚委員の村山先輩が言つてお

ります。それは、そのとつておりますのは、ここに持つて

まいりましたが、「日本の社会資本」という経

済企画庁、来ておられますね。——私こそへ赤

いのを入れて若干読んでまいりたけれども、その六十

年というのは現在では当てはまらないん

だということを言つてゐることなのですね。

ただ、今財政事情が非常にまだよくない。本来

なら特例債というのは六十年で返すなんというの

はもつてのほかで、本当は出すのがもつてのほか

だと言つていてのを、大平内閣のときに、出すこ

とは出しますが十年たつたら絶対に借りかえしな

い、全部返しますということと、国会で約束して

やつたのですね。それが背に腹はかえられないの

で、建設国債と同じ六十年で返すということにな

つてゐるわけでしよう。特例債というのは、こう

いう建設国債と違つて裏づけの物件は何もないわ

けなんですからね。そして、裏づけのあるとされ

る建設国債でもこういう状況であるということを

考えますと、財政事情が悪いから——それは理想

を言えは特例債は即時償還、少なくとも十年來た

ら償還、建設国債はできれば法改正して、六十年

償還をせめて四十年とか五十年ということにすべ

きなんでしょうが、それは村山さん、ないそでは

振れぬという御心地でしよう。

だから、私は今そのことをすぐどうこうとい

うに聞きましたが、ここで私が言いたいのは、

少なくともそういうことを考え、かつ利子率が税率の伸び等々より高い場合には、国債費は一〇〇%に限りなく近づくというような財政破綻になるのだということを考えれば、少なくとも東海銀行が分析しているような四年ないし五年の利払い率の方が高かったときに発行した国債について、可能なならばこれを速やかに償還して現在の低い金利のものとかえるということは、財政当局が財政再建の六つの指標についていろいろ頭を悩まされるのはいいのですが、それより前に行なうべきことではないのですか。

私たちもがそう言いますと、大臣はあるいは御存じないかもしませんが、私は今まで二回にわたり非常に高利の国債についての借りかえを主張し、その法律上の根拠があるということを申し上げました。

〔委員長退席、村井委員長代理着席〕

第一、国債には繰り上げ償還することを得といふことが印刷してあって、繰り上げ償還されたから契約違反だと言えないようになっているのですからね。国債整理基金法でもそのことは合法化されております。大臣が繰り上げ償還しようと思えば、八ヵ月なんか、それ以上の国債というのは非常な希少価値ですからね。国債の値段が非常に上がつて、百円よりはるかに上だ、百十何円といふものもあるのですからね。そんなものを買って償却しようとすれば、それだけで金が要るから結局同じことだという意味のことを今言われました。これは、主計局次長も今まで判で押したようにそう答えるのですよ。しかし、国債の繰り上げ償還ということは、何も時価の百十何円なんかで償還することじゃないので、借りた百円払えばそれでいいようになつてきているのですから。そうすれば、結局東海銀行の言うような限りなく一〇〇%に、財政破綻になるような危険なことを犯したことになります。

今私が言つたようなことを実行するということは

できないことではないのですか。

○村山国務大臣 さつき申しましたように、券面にそういう繰り上げ償還ができるということもあることは承知しております。ただ、実際問題として額面で償還するわけでございますから、そのとときは、期近物になつてゐることは当然だらうと非常に高い値段になつてゐることは当然だらうと思ひます。それが一つの国債に対する債権者の期待利益といいますか、そういうものであろう。だから法律的に可能であるということでやつていいかどうか、そこはやはり国債の信認の問題じやないか、こうすることを言つておるわけでございま

がどうなるかというのを見ているわけです。この計算では、歳出のある項目、社会保障関係費は一定率でどんどん伸びる。そうすると、その他の経費がどういうぐあいに一般歳出の中へ圧縮される

よ。念のために申しますと、西暦二〇〇〇年には約五百九十九兆余になつております。二〇一〇年には八百八十兆余になつております。二〇二〇年には千三百十四兆余になつております。しかし、いろいろ努力して率は変わつてきていますので、や異にいたしまして、社会保障関係では大蔵省がかどうか、そこはやはり国債の信認の問題じやないか、こうすることを言つておるわけでございま

す。

○正森委員 その答弁も官澤大臣その他が繰り返し言つたことなんです。私はもう既にこの前の質問のときにも言つておりますから、多くを言おうとは思いませんけれども、信認、信認とおつ

しゃいますが、マル優廃止の場合には、今まで税金がかからなかつたのが一律に利子に二割かか

たのですね。それは利子率を二割切り下げられたのと同じなんです。三百兆ないし四百兆の庶民の預金についてはそういうことが行われておるのに、百六十二兆の残額のうち八ヵ月前後の国債といふのはせいぜい三分の一以下ですね。それについ

てさえそういうことができないということは、庶民の目から見たらそれは庶民いじめで、大口にそ

ういう高利回りの国債を持つておられる民間の銀行とか、そういうものを擁護するものにはかならぬ

のではないかであります。

○篠沢政府委員 今ちょっと後ろで計算をしておりますが、数字の問題でございますので、恐らく誤りはなかろうと思います。

○正森委員 私の秘書が電卓をたたきましたので、単純な数字ですから間違つていらないと思います。だから多少の誤差はありますても、それを前提に議論を進めます、議論をするために言つておるのは非常に大きな割合であります。

主計局、大体頭の中でわかりましたか。大きな過ちはないでしょ。

○篠沢政府委員 今ちょっと後ろで計算をしておりますが、数字の問題でございますので、恐らく誤りはなかろうと思います。

○正森委員 私の秘書が電卓をたたきましたので、単純な算数ですから私から申し上げたいと思いま

す。そのことはレクチャーしておきましたけれども、こういう具体的なことは言つておられませんので、くらくなつたと思ひます。あるいは二〇二〇年にはどれくらいになると思ひますか。にはどれくらいになると思ひますか。——おおよ

そで伺いたいのですが、どなたがお答えになつても結構ですけれども、軍事費の今年度の予算是三兆九千百九十八億ですか、仮に三・九二と置きますか。ODAは七千五百幾らですか。一七六と置きますと、平成でいくとちょっとわかりにくいで西暦でいきますが、二〇〇〇年にはどれくらいになると思ひますか。あるいは二〇二〇年にはどれくらいになると思ひますか。

そのことはレクチャーしておきましたけれども、このことは言つておられませんので、くらくなつたと思ひます。あるいは二〇二〇年にはどれくらいになると思ひますか。——おおよ

そで伺いたいのですが、どなたがお答えになつても結構ですけれども、軍事費の今年度の予算是三兆九千百九十八億ですか、仮に三・九二と置きますか。ODAは七千五百幾らですか。一七六と置きますと、平成でいくとちょっとわかりにくいで西暦でいきますが、二〇〇〇年にはどれくらいになると思ひますか。あるいは二〇二〇年にはどれくらいになると思ひますか。

そのことはレクチャーしておきましたけれども、このことは言つておられませんので、くらくなつたと思ひます。あるいは二〇二〇年にはどれくらいになると思ひますか。——おおよ

そで伺いたいのですが、どなたがお答えになつても結構ですけれども、軍事費の今年度の予算是三兆九千百九十八億ですか、仮に三・九二と置きますか。ODAは七千五百幾らですか。一七六と置きますと、平成でいくとちょっとわかりにくいで西暦でいきますが、二〇〇〇年にはどれくらいになると思ひますか。あるいは二〇二〇年にはどれくらいになると思ひますか。

そのことはレクチャーしておきましたけれども、このことは言つておられませんので、くらくなつたと思ひます。あるいは二〇二〇年にはどれくらいになると思ひますか。——おおよ

そで伺いたいのですが、どなたがお答えになつても結構ですけれども、軍事費の今年度の予算是三兆九千百九十八億ですか、仮に三・九二と置きますか。ODAは七千五百幾らですか。一七六と置きますと、平成でいくとちょっとわかりにくいで西暦でいきますが、二〇〇〇年にはどれくらいになると思ひますか。あるいは二〇二〇年にはどれくらいになると思ひますか。

そのことはレクチャーしておきましたけれども、このことは言つておられませんので、くらくなつたと思ひます。あるいは二〇二〇年にはどれくらいになると思ひますか。——おおよ

体の中で四二・九%になります。一九八九年、本年の割合はどうかといえば、それは五七・六%です。この五七・六%というのは東海銀行の数字であります。四二・九%というのは私の独自の計算に基づいて私の部屋で計算をしたものであります。

主計局次長、この数字の持つ意味がわかりますか。もしバードンシェアリングとか言って防衛費とODAとを今の割合でどんどんやらせば、公共事業費とか社会保障費とか教育費とか公務員の給料とかは、現在の一般歳出に占める五七・六から四二・九に減る。ということは、約四分の一切り詰めなければならないということを意味するのです。これは大変なことですね。東海銀行によると、公務員の数は何分の一にしなければやつていけないとか、公共事業の支出については大部分が維持費あるいは更新費にとられて、新規事業はできなくなるとかいうようなことが書いてあります。それは当然ですね。

ですから、こういう状況になり得るのだということを考えるならば、財政再建の指標を、財政審

が言っている単純なあの六つのうちのどれかがとか、どれの組み合わせとかいうことではないに、歳出のうちのバードンシェアリングなんかと言つて軍事費やODAをどんどんぶやしていくということは、二年や三年はもつかもしれないけれども、二十年、三十年たてば、まさに高齢化社会がピークになる二〇二〇年でこういう財政の姿になるのだということを我々は考える必要があり、その根本的な問題について考ることなしに財政再建の指標を考えることは、今の政策を継続するということと、これは必ずしも意味を持たないのでないかというのが私の意見であります。これは東海銀行の分析に基づいて、東海銀行とは違う方向の結論を私が独自に出したわけであります。しかし、私の前提と論理を置く限り、そういう結論も一つの見方としては出てくるということは、村山大蔵大臣も虚心にお聞きいただければそうなると思うのですね。これこそまさに問題である。このことを私は大蔵大臣や財政当局にお考えいただ

きたい、こう思うわけです。もし御意見がございましたらおっしゃってください。

○村山国務大臣　ただいま一般会計の中のそれぞれの主要経費項目についての数字の相關関係について伺いました。数字としては恐らくそうなるであります。しかしながら、実際の予算というものは、そのときどきの資源配分を考えいくことはもう当然でございます。そんなことにならないことも大いに伺いました。数字としては恐らくそうなるであります。しかし、実際の予算としては非常に貴重なものでございます。今の利払い費、恐らく平均の利払い費をお話しされているのだろうと思うのです。そういうものはやはり一つの参考になる数字であろう、こう思つておるわけでござります。

○正森委員　お立場も違いますから、一つの問題提起をしただけで、これ以上申そうとは思いません。

次に、全銀協の会長さんと証券業協会の関さんにおいでいただきておりますので、時間がだんだん少なくなつてしまりましたが、えらいお待ちいただいて申しわけございませんが、伺わせていただきます。

同じく先輩の村山委員がお話しになりましたが、国債市場というのはさま変わりですね。ここに私が持つてまいりましたのは一月十八日の東京新聞です。お気に召さないかもしれません、読んでみますのでお聞き願いたいのです。こう言つておられます。

「昔は債券市場が育つていなかつたので、国債の消化に苦労したが、今は全く逆。国債発行額を減らすと、銀行や証券会社が泣きついているのです。

えらい言葉は悪いですよ。私が言つておるのじやないのだ。赤旗じゃないですよ。十八日の東京新聞にそう書いてある。

一九八九年度の国債発行計画を詰めている大蔵省理財局では、以前と様変わりの国債人気にな

ら、やや困惑気味だ。

きたい、こう思つておるわけですね。もし御意見がございましたらおっしゃってください。

○村山国務大臣　ただいま一般会計の中のそれぞれの主要経費項目についての数字の相關関係につ

いて伺いました。数字としては恐らくそうなるであります。しかし、実際の予算としては非常に貴重なものでございます。今の利払い費、恐らく平

均の利払い費をお話しされているのだろうと思うのです。そういうものはやはり一つの参考になる

数字であろう、こう思つておるわけでござります。

○正森委員　お立場も違いますから、一つの問題提起をしただけで、これ以上申そうとは思いませ

ん。

次に、全銀協の会長さんと証券業協会の関さんにおいでいただきておりますので、時間がだんだん少なくなつてしまりましたが、えらいお待ちいただいて申しわけございませんが、伺わせていただきます。

シンジケート団の引き受け額を前年度比七千億円減にとどめて、八兆一千億円にすることに

しました。これで、銀行や証券会社は一息つけるといふ。

こうなつているのです。「銀行、証券に泣きつかれ」というのが見出しなのです。

私どもは、今から十年ほど前の財政法案の審議のときは、時間がもう少しありましたので、銀行協会やら証券業協会の会長さんはいつでも参考人として来ていただきて、半日とつていたのであります。そのときに私は大蔵委員でしたので覚えてい

るのですが、たしか私が、国債というものはおかしなものだ。普通は金を借りる方が、済みませんけれども金を借りてくれと言つて頭を下げる条件を聞く。ところが、国債だけは大蔵省が許認可権を持ち、いろいろあるので非常に威張つておつて、御用金的な感覚でこれを銀行や証券に割り当てて

いる。こうのでは困るのじやないか、きょうは構わぬから思い切つて言うてもらわぬと言つたら、皆一齊に、市中金利を御参考にして決めて、それよりずっと低く下げられて泣いておつた

わけですよ。それが今やさま変わりなんですね。

それで皆さん方に伺いたいのですが、この間、四月に長期国債の四割ですか、入札したでしょ

う。そうしたら、結局一円ぐらい高く入札された

御努力によりまして国債の発行額は順調に減少してきている、そのような状況にござりますけれど

も、国債の消化というものは金融環境の変化の影響を受けるのも大きいと存じます。したがいまして、その消化につきましては今後ともシグニфикантとして、入札制度とバランスをとつて機能を持たせていくことが肝要かと考えております。しながらまして、シグニфикантの維持ということを第二点としてお願い申し上げます。

最後に、市場実勢の尊重という点で、先ほど申しましたように、十年債につきましては本年四月債から発行量の四〇%を価格競争入札制度がとられておりますけれども、残りの六〇%は固定のシニアとすることで、コンバイン方式による新しいシグニфикант制度がスタートしておりますけれども、この制度の早期の定着、円滑なる消化のために、新制度の運用に当たりましては市場実勢の尊重という点について十分の御配慮をいただきたい。

以上、三点をお願いする次第でございます。

○関参考人 先生御指摘のとおり、十年前に比べまして国債の消化状況はまさにさま変わりということで、公債市場を国際的に非常に立派なものにしておるわけでございます。しかし、私ども証券界といたしましては、国債の順調な消化に努力しまして國債を中核にいたしまして、我が国の公債市場を国際的に非常に立派なものにしておるわけでございます。

こういった観点から、国債につきましては引き続きいろいろと制度の整備、改善をお願いをしなければならないと考えていることが幾つかござります。せっかくのお尋ねでございますので、そういったことの中から二つお願いを申し上げております。

第一は、十年物の国債についてでございます。ただいま全銀協会長もお触れになりましたけれども、十年物国債の発行方式が変更されまして、部分的競争入札が導入されたわけあります。この措置は、市場の競争性や透明性を確保して、さらに市場の一層の効率化とか活性化を図るという観

点から、極めて大きな意義があるものと考えておるわけです。証券界としては、この新しい方式の中心にして、入札制度とバランスをとつて機能を持たせていくことが肝要かと考えております。しながらまして、シグニфикантの維持ということを第二点としてお願い申し上げます。

二つ目は、短期国債についてでございます。先ほど申し上げましたように、国際的な市場をつくらるという観点からいたしましたと、短期金融市場の整備拡充が国内内外から大変要請されている状況でございます。短期国債につきましては、短期金融市場の中核商品として積極的に育成していくべきというふうに考えておりまして、その意味で、今年度の国債発行計画で短期国債の発行額が大幅に増額されておることを高く評価しているわけでございます。

○正森委員 一応そういう御見解の表明があつたわけですけれども、時間がだんだん切迫してまいりました。非常に失礼ですが、個別の問題について、せつかく二人がお見えになつておりますので、それぞれ一問ずつ聞かせていただきたいと思います。

それは、今度政府は年金の支給年齢を六十歳から六十五歳に繰り延べする。もちろん来年からやるべきではないと考へてゐることが幾つかござります。せつかくのお尋ねでございますので、そういったことの中から二つお願いを申し上げております。

第一は、十年物の国債についてでございます。ただいま全銀協会長もお触れになりましたけれども、十年物国債の発行方式が変更されまして、部分的競争入札が導入されたわけあります。この措置は、市場の競争性や透明性を確保して、さらに市場の一層の効率化とか活性化を図るという観

見て六割ぐらいというように言われております。まだ三割余りは実施されていないということになります。銀行関係も、五十五歳で一たん退職して、そして再雇用とかあるいは顧問とか嘱託とかいう制度もございましたが、最近ではそれぞれも入るのが多いと思うのですが、それが調査産業全部で四六・六なのに金融・保険業は六九・二%、つまり七〇%が下がるということで、すば抜けて定年延長等々に伴つての処遇が悪いんですね。

ただ、ここで問題なのは、六十歳に移行する

はいいのだけれども、五十五歳を超えると待遇ががくつと下がるという傾向があるのです。これは事実なんです。それで、きのう私、たしかレchnerのときに、労働省の雇用管理調査報告等々の資料がございまして、もしよければそれをご覧になつておいていただきたいといふとともに御要望

が非常に関心を持ちましたのは——ここにたくさ

みあります、それを読んでいるとあれですので、そこから二〇%以上三〇%未満が二六・三、

三〇%以上といふのは六・二にすぎないのです。

三〇%以上もあればもっとあるのですよ、それが実に百九十九人では、三〇%以上ですから四〇%もあれば五〇%もあればもっとあるのですね。ところが、金融機関を見まして、特に五千人以上と千人から四千九百九十九人を見ますと、極端に悪い

のです。例えば五千人以上では三〇%以上下がる

というのが実に六六・七%です。千人から四千九

八八・九%、九割です。

私は、これは全銀協としてもよくよく考えていただかなければならぬのではないか。銀行とい

えば、特に都市銀行だと市中銀行といえば、日本でも経営が安定し、もつとすばりと言えば、もうかつているのでも有数の産業でしよう。しかも、それはコンピューターも導入しておるかもしないけれども、五十五歳で定年になつた人の今までの知識経験、ノーカウントの場合は、肉体労働じやないんですから一層活用できるはずなのに、これが見ますと、賃金が下がる、変わらない、上がるというように分けますと、産業全体では平

均が下がるというのが三五・五で、金融・保険業は三六・七ですからそう悪くないように見えるので

す。ところが、五千人以上、第一勧銀さん、都市銀行は全部そだと思いませんけれども、それは極

端に悪くて、調査産業の計では下がるというの

七五というものが通常なんです。それに比べて極端に悪いのです。

私が調査に行きました、名前を挙げていけないけれども、青森銀行に至ってはダウン率が五〇%を超えて、五十五歳から六十歳定年になったのはいいんだけど、給与は平均して四五%ぐらいですよ。それで定年延長と言えますか。これはいいのいい一たん解雇再雇用で、そして先行行員などと言うて非常に安く銀行員を使う。しかもうかつてているリーダーである産業部門がそういうのです。そんなことは単なる経営上の理由では考えられないのです。

今、多くの企業ではこの問題で提訴され、中には和解に入っているものもあるようですけれども、一銀行の問題ではなくしに全銀協全体として、定年延長で六十どころか六十五歳まで働きたい、年金が六十五歳支給にまでなるという社会情勢の中で、そして平均寿命が八十歳に近づこうとしているときに、五十五歳から六十歳の人材をもつと活用することを銀行協会は考えていいんじゃないかということを私は申し上げて、御感想と御決意を承りたいと思うのです。

○宮崎参考人　ただいま定年制の延長ということでおいろいろ御意見、まだお尋ねをいただきましたけれども、全国銀行協会連合会におきましては、定年延長問題につきましてはその実態を把握いたしておりません。

まず第一点の六十歳までの定年延長をしているのはどの程度かと申しますのは、昨年十一月に銀行労働研究会が出した銀行労働調査時報によりますと、八八年の三月現在で約八〇%の銀行が定年を六十歳までに延長している。ただ、あとの二〇%は全く五十五ということじゃなくて、五十八とか、そういうところも結構多いかと思います。ちなみに個別銀行といいましては、私どもの銀行では五十七年から六十歳の定年制延長を実施いたしております。

それから御指摘の五十五歳以降の処遇について

でございますが、この点につきましては、本格的な高齢化社会の到来を迎えるままで、雇用拡大の社会的要請にこたえるということは私どもも前向きに取り組みたいというふうに存じております。

だ、一方で私ども長年五十五歳定年の待遇体系をつくつておりましたので、またそれの本人の将来のライフスタイルを十分勘案しながら、労使協議、合議の上でその処遇についてそれぞれの銀行が決定しているというふうに理解しております。

そこで、ちなみに個別銀行の問題として私ども立場からこの問題につきましては十分意を用いるように努力いたしたいと存じております。具体的に私どもの銀行でも、やはり五十五歳に至るまで

の今後の処遇につきましては、本人の実績、能力、これから的生活設計というものを十分勘案しながら、労使協議の上にテーブルをつくってやっておりまして、今の比率が非常に低いということを努力してまいりたいと存じております。

○正森委員　今後とも努力すると言わされました。

きょうは参考人でおいでいただいているのですから、余りぎりぎり言う必要はございませんので、このぐらいやめておきますけれども、労使協議の上で決めておりますと言いましても、定年延長をしてもらう方は圧倒的に弱い立場なんですね。だから、労使協議と言つても経営者側の意向が非常に強く出るということと、労使決定だといふことに甘んじないで、経営者側から世間並みぐらいはほとんど提案するというくらいの度量を持つてください。

○関参考人　ただいま委員の提起された問題につきましては、私ども二月十三日に証券業協会としての正式な調査結果を発表いたしておりますが、

ますが、私は証券業協会あるいは直接には幹事証券会社が十分に自己検討し、反省する必要があるのではないかと思うのです。といいますのは、店頭登録を初めてやるわけでしょう。だから、店頭登録に伴うルールなんというのは、原則としては

当該リクルートは余りよく知らなかつたと見なけばなりません。それを教えて指導し、いろいろ協議、合議の上でその処遇についてそれぞれの銀行が決定しているというふうに理解しております。

そこで、それをまた売り、傍若無人のことをやつてしまふ。それをまだ売り、傍若無人のことをやつてしまふ。

そうすると、リクルートの場合の幹事証券会社

というのは大和だとあるいは野村だったようですがれども、四大証券ですね。それがそういうことだつた。世間では余り批判されないけれども、幹事証券会社の責任は極めて重大だ。私は必ず

ぱり言えば、幹事証券会社がリクルートによく指導せずに、あるいは助言せずにそういうことをやらせたりあるいはやつたり、あるいはそれを発見することができなかつたとすれば、幹事証券会社

は無能もしくは怠慢ですね。それで、知つておつてそれを黙認したとかやらせたといふことになれば、共謀共犯でワルですね。したがつて、幹事証券会社は無能かつ怠慢であるかワルであるかどうか

ちかである。それを見過ごしておつた証券業協会も、まあ無能かワルなんて失礼なことは言ひませんが、余りよろしくないといふことは言えると思

うのです。それについての反省あるいは御見解、

それから、今後そういうことが起らぬないように

どうしようと思つてはいるかについて簡単に答えてください。

○関参考人　ただいま委員の提起された問題につきましては、私ども二月十三日に証券業協会としての正式な調査結果を発表いたしておりますが、

その中に触れてあるわけでございます。

まず、大和証券等幹事証券は、先生御指摘のように、初めて店頭登録をするという会社に対しま

して、協会のルール等も含めていろいろな手続については詳細な説明をしたということは、これは事実でございます。そういうことを説明をいたし

まして、かつ、特に株移動につきましては、そういったことが登録を予定されているリクルートコスモス側に万一発生した場合は、必ず事前に幹事証券の方に連絡するようにして強く指導しているにもかかわらず、遺憾ながらそういったことの何ら連絡がなかつた、こういうことが事実でございます。

したがいまして、先ほどいろいろ御批判ございましたけれども、私どもの調査では、幹事証券はいろいろ指導をいたしましたけれども、またその指導を承知をしていながら、俗な言葉で言えば裏をかかれたというものが実態だというふうに今判断をいたしております。しかしながら、結果として内規違反が発生し、それに伴いまして大きな事件に展開したということについては、幹事証券会社も証券業協会も十分反省しなければならないだろう、こういうふうに考えておるわけでございます。まず幹事証券に対しましては、協会から、こういったことがなぜ起きたかということの反省点を含めて、てんまつ書を出すようにという指示をいたしまして、そのてんまつ書が提出されてきております。

そのてんまつ書の内容については、審査体制についてこういったことが起きないよう再度点検をする、それからまた、特に株移動については具体的に把握をするような体制を個別に考える等、具体的なことも約束をしてきております。

それからまた、証券局、証券取引審議会等の答申を踏まえまして、この事件を契機にいたしまして御承知のようないろいろなルールの改善措置が行われております。そういうものの適宜協会ベースにおきまして実施に移しております。協会も証券業界全体といたしましても、こういったもののが再発が起きないよう全力を尽くしてまいりたい、こういうふうに存じております。

○正森委員　消費税について伺いたいと思つて

おりましたが、時間が参りましたので、わざか一分ぐらいですが、貧者の一灯で終わります。

○村井委員長代理 沢田広君。

○沢田委員 御苦勞さまでござります。きょうは久しぶりに一日審議をするということになつたわけで、政府委員もお疲れかと思いますが、ひとつ心を新たにいたしましてまた御答弁をお願いいたしたいと思います。

〔村井委員長代理退席、委員長着席〕

最初に消費税。今お話を出ましたが、何回もこれは出ていることだと思うのですが、見直しをするとかいろいろ意見が出ましたので、五兆四千億という予定は今でもそういうふうに考えておられるのかどうか、これは大臣の方からひとお聞かせください。

○村山国務大臣 これは主税局の方で計算したわけでございますが、計算は確かにござりますから間違いないであろう、こう思つております。

○沢田委員 三百六十兆として、その五〇%を消費対象とするとして大体百八十兆、それの三%をして五兆幾ら。ところが、実際に考えてみるとどうはならないということに気がついてきたのじゃないのかな、こういうふうに思います。これは当初ですから、若干の変動要素は当然予定の中に入つておるというふうに、例えば正しくなつたとしても、平年度で計算して四割から三割五分ぐらいい、あるいは極端に言えば三千万以下が六割だと言つておるわけですから、五億以下が三割で五億以上は一割だといつたら、恐らく二兆円そこそこか二兆円ちょっと超えるくらいだというふうにわかるわけですが、これは主計局としてはそういう読みは入つていたと見ていいのですか、それともそうでないのですか。

○尾崎政務委員 大蔵大臣、総理大臣から消費税の問題についてさらに勉強してみるようにといふ御指示をいただいておるわけでございますが、その勉強の内容といたしましては、例えば中小企業に対する特別措置その他のいわば税の仕組みに関する問題についてということでございまして、ただ

いま御指摘のように税収という見地が入つての電話とは承つておりません。税収の件につきましては、私どもできる限りの資料を用いまして誠実に見積もつたつもりでございまして、それについて現在のところ、その見積もりに従つて物事を考えていきたいと思つております。

○沢田委員 だから五兆四千億、これは皆さんの方から配られた資料で私は言つてはいるわけです。ですから、どう考へてもこれだけにはならないということが、必然的にそうなるのではないか。

その見通しは今現在においていかがなんですか。○尾崎政府委員 平成元年度の税収見積もりといたしましては、新たに課税対象額の推計をし直しまして、課税対象額といたしましては平成元年度ベース百九十八兆円というように見込んでおります。したがいまして、五兆九千四百億というよう見込んでいる次第でござります。

○沢田委員 あとは意見にしておきますが、今はそう見ても、三百六十兆の中の二百兆を見るといふことは極めて困難なのではないかということを申し上げておるのです。政府というのはそういうところはなかなか頑固で、間違つても素直に間違つたとは言わないので、その点は了としますが、しかしそれは無理な話なのではないか。

私も地方の方へ行きましてけれども、どこへ行っても三千万以下が相当多いし、五億以下がほとんどである。そうしますと、帳簿方式をとつてゐる者は職員を一人採用しなければなりません。ですから、どうしても費用がかかつて難しい、こういうことになる。だから、つかまつても、一人採用するよりはその方が得だという計算の方が多いと見る方が正しいだらうと思うのです。ですから、これは改めて御検討をいただきたい。

それから、政府が配る書類にちょっとどうそが多過ぎるのではないかという気がするのです。「どうぞ、一つずつ言ってみますと「奥様の」「内助の功」と書いてある。共稼ぎの奥さんは内助の功はないのかな。大臣、どうですか、共稼ぎの奥さ

んには内助の功はないのですか。

○村山国務大臣 税制上の話でござりますから、本人がそれぞの基礎控除を受け、いろいろされているわけでございます。ただ、本人の奥さんの方の収入のいかんによりましては配偶者特別控除があるということは御案内のとおりでございますが、配偶者控除はない、こういうふうになつります。

○沢田委員 出した文書に誇大広告はいかぬ、こう言つておるわけであります。それを減税で手取りがふえましたと書いておいて、「奥様の「内助の功」に配慮して配偶者特別控除を新設しました。」実際に共稼ぎの人には適用ない。ここにおられる速記の方々にはないのです。だからそういうのはうそになる。——ここにおられる方は奥さんじやない……。

それから次に子供の教育費。子供は幾つまで子供というか、これも大臣ちょっと答えてください。

○尾崎政府委員 子供の教育費と申しますと大変範囲が広くなるわけでございますが、ここに書いてございまるのは「子供の教育費などの支出ができる世代に配慮して」ということでございまして、その子供の教育費の支出がかかる世代というのは、年齢別にいろいろ統計を見てみると、大体長子が大学に入っているというような年齢でございます。そこで扶養控除の割り増し制度を新設いたしたのでござりますけれども、十六歳から二十二歳という年齢をとらえまして、そのところに十万円の特別の割り増しを乗つけるというようになります。この制度改正をいたしました。

○沢田委員 これを見て、十六から二十二といふのはどこからも出てこないのでですね。働き盛りの人、ただし書きをつけて説明しなければ、これはわからないですね。これも誇大広告の部類に属する。

そこで、同じ問題でいきますが、大臣のところへこれを一部渡します。六十二年度と六十三年度を比較しますと、いわゆる年金が定額控除になりましてどういうふうに変わつたかといいますと、税金の上で減税されますよ、こう言つてはいるのですが、実際には六十三年度で一万円も税金がふえちゃつた。これは一人の例です。しかし、この人ばかりの例ではありません。これは実際に私のところへ来た書類ですから——ただ見ているのでは

すか。あなたが手取りでふえたというのは、大体幾らふえたか。あなたに言つたんじゃ悪いですね。恐らくわからないだろうと思うのです。だからどれだけふえたということが、例えば大蔵省の課長クラスでもいいですが、仲間で言えますか。

○沢田委員 結果的にこれで一般の人をだますといふ格好、そういう意図はこの中にはないと思いませんが、そういう結果を招きましたのは、しかもこれは年末調整で調整するのですね、この分はこの特別控除の三十五万、それから十六歳から二十二歳の十万円は年末調整です。パートの人は九十二万を超えるれば五万刻みで減つてきますよ、こういうことでしょう。そういうふうに「減税効果はこれからも手取りに現われてきます」というのですが、大蔵大臣、大体そういうものにはうそが多くあつたのではまずいということを私は言いたかったわけなのであります。やはりそれは本當は本當で言つてもらわないと、みんな期待するのですよ。うちの子も大丈夫ですか、こう言われるから、いや、あなたのところはだめですよ、こう言わなくちゃならない。我々が政府の逆宣伝というか、言いわけを言わなくちゃならないということは極めて遺憾なことですから、今後ひとつ。

あれですから委員長にも差し上げますが、後で返してください。

そのように一万円も税金がふえました。結局この前の税制改革の中では、年金受給者はそれぞれ給与所得控除から定額控除に変えられたのですね。その定額控除ははじらなかった。いわゆる勤労控除、三百万と六百万で一〇%、二〇%に改定したのですが、結果的にはその分が動かなかつたので、三百五十六万の人ですが、大体三割くらいですから勤労控除は百万減ります。ところが片方は六十万しか減らない。これは六十五歳以下の方で、そういうふうに安くなると言つたがうそだ、沢田さんうそを言つた、こういつて私のところに言つてきた文書であります。そういうことで、私が実際に出してみたらばこれだけ税金がふえましたよと。だから、これもやはり全体的に見て、税制改革の中で取り忘れたものあるいは取り残したもの、そういうものがあつたならば是正をしてもらいたい。ここで回答はいたさませんけれども、委員長、これはうそじやないのであるから、このままの数字で税務署へ持つていった金額を言つておられるわけですから、それは調べてみて御検討いただきたい。大臣、それはお約束できますか。

○尾崎政府委員 六十二年度、六十三年度をとりまして、この改正された制度を比較して計算をいたしますと、ここにございますように一部の分野でもつて増税になるところがあらわれます。

それはなぜかと申しますと、実はその税制改正、六十三年度の場合にはまだ控除の分が入っておりません。税率だけでございます。平成元年度から控除が含まれてまいりますので、平成元年度の税制で同じものを計算いたしますと、五万二千円と書いてございますが、これが大体二万五千円くらいになるという計算に相なります。それは控除の違いでございます。

六十三年度の税制で計算をいたしましてもこのような負担増加が生じますのは、大体三百五十万から四百二十万の間の年金所得者の方々でござい

ます。三百五十万から四百二十万の年金といいまして、大変高い年金でございまして、年金受給者の分布に当てはめてみると、六十五歳以上の方のうち三百万円を超えるものというのと、そのごく一部の方のところに税率表の関係でちょっと一年だけ増税が出るという結果になつたわけでございました。平成元年度になりますと、ここも減税になります。

○沢田委員

ちょっととか、やはり税制改革といふものには一三百五十万というと、今度は通勤費が五万円になりましたから、この例に当てはめると、大体四百万くらいが毎月勤労統計で言う労者の標準報酬ですね。普通のサラリーマンで言えば大体六百万くらいの人に当たるわけですね。ですから、そういう人たちにとってみれば、そういう人たちがやめられた場合には、今まで我々は大体二掛けの三掛けの四、こういうふうに言つていたわけですね。今度はその三が三十万じゃなくて四十万になつていますから、あと

動総月数を掛けますと標準報酬が高くなればその程度にはなるのですね。運動費を対象にしておりますから、通勤費まで報酬の中に含めて計算をすることに上がるわけですから、その分で当然上がつて行くことはこれから想定ではされるわけです。ですから、そういうことが仮にも一部でも出れば、それはやはり税制調査会でも審議したのでしょ

うが、そういうものについては、これはだめです。しかし、ある一定の予想を立てていくと、これはできないのかどうか。例えばこういう場合は繰り上げ返しますよという、こういう場合というのは入らないのかどうか、その点だけひとつ。ただ、これはあくまでも私の方の任意性です。どういう場合であろうと私の方が勝手に決めます、どういう場合であらうと私の方が勝手に決める問題です。そういう白紙一任ではないのではないかといふ。こういう場合は返してもいいんじゃないですかといふ。そういう相互性があつていいのではないかといふ点が感じられるのですが、大臣、いかが考えられますか。

○沢田委員

私の言うのは、そういう場合はある程度定款、契約なら契約の中に、こういう場合はそういうことが起り得ることがあります、どういう場合であろうと政府側の一存でどうにでもなるという解釈は一方的にすぎないかといふのが私の意見です。こういう場合といふのは、ある程度わかる場合は、こういうことがありますよと予告するが筋ではないのかといふのが私の言つているのが筋ではないのかといふのが私の言つていることです。こういう場合といふことを予告できないなら、やらないということです。その辺はどうですか。

○足立政府委員

ただいま申し上げましたよう

に、法的にはあるいは制度的にはこの繰り上げ債権ができるわけですが、今先生の言われたのが筋ではないのかといふのが私の言つていることです。こういう場合といふことを予告できないと、それが債権の問題になります。したがいまして、この債権期限等重要な内容については、御承知のとおり券面に表示されございます。したがいまして、國は國債の保有者に対しまして、券面等に表示されておりますその内容に基づきまして、債権等の義務を負うものでございます。現実にこの券面にはいろいろな部の方のところに税率表の関係でちょっと一年だけ増税が出るという結果になつたわけでございました。しかしあは、借金をするときには返すことを考えなきゃならぬ。借りるときにはどうして返していくかという返済計画を立てる必要がある。

それで、その返済計画に当たつて、さつきもちよつと質問がありましたが、國債の場合は契約なのか契約でないのか。これは生命保険とかその他もそうなんですが、当然、国債は十年なら十年たつてもらうということが相手側に一つの信義として約束されたものなのか。しかし、一部には繰り上げ返済をする、低利借りかえのためには繰り上げ償還をするということは、制度的に法的に可能でございます。

ただ、実はそこまでお尋ねがないかもしませんが、問題は現在国債につきまして流通市場というのが十分でござりまして、かつての高クーポン債といふものは市場におきましてある程度の値段がついてございますので、繰り上げ償還をいたしますと、その国債の保有者にいわば不測の損害を与えると申しますか、現実に百何円というような価格がついておりますので、繰り上げ償還をいたしますから、その点が問題ではないか、こういうことでございます。

○足立政府委員 先生のお尋ねの趣旨は、国債の低利借りかえということが頭の中におありになつて、それとの関連かと思いますが、この国債といふものは、そもそも大蔵大臣が国債ニ関スル法律に基づきまして、利率あるいは償還期限等、起債に必要な事項を定めて発行する有価証券でござい

れは先進国各國でも、実はそういう例をやるところは最近ではございません。その券面において繰り上げ償還条項を付しているというところはむしろ少のうございまして、そういうことをいたしますと、國債に対する信認あるいは國債の市場といふものが壊れてしまう。現実にはやり得るよと書いてございますけれども、いたさない、こういうことでございます。

○沢田委員 それは約定書というか、國債の債券としての価値の中にはそう書いてあるが、実効は伴わない、だから額面どおりに執行するのです、そういうことと解釈してそれが契約内容と政府は考えておる、そういうふうに理解していいですね。

○足立政府委員 繰り上げ償還につきましてはなし得ると書いてございますが、現実にはいたさない、こういうことで解釈していただいて結構だと思います。

○沢田委員 これは正森さんがさつき質問したその逆で聞いてみたわけなんです。だから政府は今後そういうことは国民に対しては行わない、こういう前提で物を考えるのだということははつきりすれば、それで結構です。

続いて、日銀さんにおいていただきましたが、とにかく異常な円安が続いている。これで、NTTじゃありませんが、株は暴落するわ、百五十円にはなるのじやないか、短期的に見てもあるいは長期的に見ても非常に経済界に不安、動揺を与えていることは事実です。十億ドルくらいは日銀で買ったというふうにも伝えられておりますが、その辺のことも含めまして、日銀としては今この時点でどういう対応を考え、どういう見通しを持って、サミットまではわからないのですといふことなのかどうか、それも含めて御見解を承りたいと思います。

○青木参考人 日本銀行の青木でございます。  
為替相場の動きでござりますけれども、御指摘のとおり、先月の下旬から先週くらいまでは百四十円、百四十三円というようなところで比較的落

ちついておりましたけれども、急に先週の終わりの海外市場から今週の初めにかけましてドル高。円安ということになりますと、外貨建てで輸入しております。それがどういうふうに国内の物価に影響しておりますかということでございます。これは幾らの予想では〇・五%ぐらいの上昇で済むのじゃなかが、アメリカの金融緩和期待が急速に後退した。これが〇・九%というようなことでございましたから、いかというふうなことでございましたから、アメリカの金融緩和期待が急速に後退した。

金利が高い今までいくのじゃないかというようなこと、そのほかにも中国情勢が非常に混乱しているふうに私ども思っております。しかし、こんなようなことも書いているということでおさがいますけれども、いずれにしても、今回のドル買いといふのは相当投機的な動きであるといたしまして、対応いたしましては、私は米国など主要各国と密接に協調いたしまして、相手強力に介入を行っておるわけでございます。これはそれなりの効果を上げてきておる。まだもちろん情勢が落ちついだというところまでまいりませんけれども、それなりの効果を上げてきておるというふうに思つておりますし、こういう努力を続けることによって落ちつきを期待し得るのではないかというふうに思つておる次第でござります。

○沢田委員 せっかくおいでいただきまして済みませんが、もう一回だけ。  
例え石油なんか一バレルで十七ドル、十八ドルということで、一円違つて八十億違うと言われておる。それから自動車においても、一円違えば百億違うと言つておる。そういうことで、これからまたアメリカの七%の金利はそのままに繼續される、そういう状況を判断しますと、やはり相当憂うべき状況が出てくるのではないかな、こういう危惧を持つわけがありますが、それらはどのよう御認識されておりますか。

○青木参考人 円安・ドル高の影響でござりますけれども、まず第一には、私ども物価への影響と

いうことを大変懸念しておるわけでございます。円安ということになりますと、外貨建てで輸入しております輸入品の値段がそのまま上がつてしまつます。それがどういうふうに国内の物価に影響しておりますかということでございます。これは幾らの予想では〇・五%ぐらいの上昇で済むのじゃなかが、一概に何とも申し上げられませんけれども、上がつたらどれくらい影響するというようなことは、国内の景気情勢あるいは需給環境等ございますから、いかといふ方向に作用するということは間違いない。

それから対外均衡の問題につきまして、結局のドルが高くなりますとアメリカの輸出品の競争力はそれだけ落ちてくるわけでございますから、アメリカの赤字縮小にとって決してよい要因とは言えない。同様に日本の黒字の縮小にとってよい要因とは言えないといふふうに思つておられます。こういうようなことで、仮に今の円安・ドル高が長引いてしまう、定着してしまうということになると困ったことだということでございますが、かなり投機的な動きでございますから、こういったものを極力一時的なものとして抑制していくことが大事ではないかといふふうに思つておるわけでございます。

○沢田委員 お忙しい中おいでをいただきまして、どうもありがとうございました。  
続いて今の関係で、これは関連いたしますから経済企画庁、通産省あわせて大きいところだけ聞いておきますが、電力と自動車、それが一番大きいだろうと思いますが、その影響をどういうふうに把握しておりますか。

○徳永説明員 円レートの見方につきましては、ただいま日銀から御答弁がありましたと同じ認識でござります。ただいま経済企画庁の方からも御紹介ございましたが、電力各社の合理化努力と内部留保の維持されるよう通産省として期待しているところを与えると試算されてございます。したがいまして、最近のよだな円安のレベルで為替レートが推移をいたしますと、最近の原油価格が上昇傾向にあることもございまして、電力会社の収支に相当大きな影響を与えることが予想されております。ただ、ただいま経済企画庁の方からも御紹介ございましたが、電力各社の合理化努力と内部留保の活用等を図りまして、現行料金水準が一日も長く維持されるよう通産省として期待しているところをございます。

○沢田委員 これはさつき日銀さんが来たからそこでチェックしたので、まだちょっと消費税に戻ります。

消費税の中でいろいろ問題点があるのですが、これは予算委員会で大臣も答えておられるようで

すが、特にアパートとかマンションとかに住んでいる人たちの消費税の増額分というのは、これは普通生活費十五万、この計算でいくともっと多いと思うのですが、四十万のうち二十万使うとすれば一ヶ月六千円ということなのです。だけれども、大体十五、六万が一ヶ月にかかる経費。大体四千五百円から四千八百円くらい。ところが、マンションとか借り家がありますと途端に、十五万とすれば四千五百円になるわけですね。そしてさらに管理費があって、それが一万円なら一万円で三百円かかる。こういうことだと月に一万円以上になってしまいます。だから一年では十二万円くらいになります。その辺は大体読んだ筋書き上に出るわけですね。その辺は大体読んだ筋書き上に出るわけですね。それともこれはうつかりした分なのです。  
だから、まあアメリカじゃありませんけれども、家賃なら家賃の半分は控除の対象に入れるとかなんかしてやらないと、やはり持ち家と借家人とのバランスがとれないのではないか。  
片一方は固定資産税を納めているということにはなりますが、果たしてその辺はどういうふうな見方をしたのか、お伺いをしたい。

○尾崎政府委員 売上税の場合には、家賃それか

ら住宅の取得、両方とも非課税ということにいたしました。消費税の場合には、その非課税項目を極力絞りましたので、住宅の取得そのものも課税にいたしました。それとのバランスで家賃も課税というふうに考へたわけですが、たしかに人との間で消費税として非常に差があるのではないか、それは勘定済みなのか、それとも後になつて気がついたことなのか。その点はもう持ち家にならなければおまえは損をするのだよ、そういうことを認識した上での施行なのか、それともいやその辺

はということなのか。そこは言えないなら言えな

くともいいですが、そういう点をやはり考へるべきではなかつたか、あるいは今後考へるべきではないか、こういう提言ですから、その点はどうで

すか。

○尾崎政府委員 ただいま申し上げましたように、住宅を取得するときには、そこでかなり高額の消費税を払つていただくということになるわけですが、それを借家という形で分割して払う。便益を受けるわけでございますから、それにつけやはり三%ずつ払つていくということで、そこはバランスがとれているというふうに考へます。

それから、事務取引という点から考へまして

も、帳簿方式の中で考へておきます場合にそいつ

う例外は極力絞りたいといふことでございまし

て、家賃の場合、住宅のみならず事務的な家賃、オフィスのようなものもござりますので、そいつ

う点からも課税ということに考へた次第でございま

りますが、便乗車上昇について、これも予算委員会やその他でたくさん言われておるわけであります。

○沢田委員 念のためにもう一つお伺いします

が、会社なんかが持つておる宿舎では、三千万円

以下の収入ならばかけなくていいということにな

る、独立して考へれば。ところが官庁は、皆さん

のよろ公務員二百六十何万が皆どこかに住んでおいて外構で取つておる。どうしてですかと聞

いたら、いや政府の方でもしこれをやめられたと

いふのは、もうそれで値上げをしておいておる。極端なのは、もうそれで値上げをしておいて外構で取つておる。どうしてですかと聞

例がほとんどだと思います。

○沢田委員 反復繼續、その独立の中から見る

かわらけじやないですか、全国的に消費税一

〇番を置いて受けていくという姿勢が必要だと思

うのですが、その点はいかが考へていますか。こ

れは国税庁かどうかわかりませんけれども、やは

り苦情を聞いていく、そういう姿勢をひとつ出

すか。

○鈴木説明員 公正取引委員会では三月十六日からカルテル一一〇番という電話を特設しまして、二十本ぐらい設けておりましたが、一般消費者等からの情報をいただきまして、大体三月が一日三十件、四月が一日五十件、五月になりますと一日二、三件と情報が集まりまして、この合計して千六百件弱の情報が集まりまして、このうち二百件余りがやみカルテルに関連する情報でございました。それらをもとに、先ほど申し上げましたような調査をいたしました。

○沢田委員 それはやはり公取という立場だからです。大蔵省でやれば、相談もあるかもしれません

いが、もつと全然違う。公取となると、独占禁止法違反でなければ告発できないのかなという印象を与えますから、ブレークがかかるてしまふ。これは刑法に触れなければ告発できないのと同じになつてしまふ。ですから、そういうのではなくて、大蔵省の税務署の中に全部つくたら量は違うと思ひますので、ひとつ御考慮ください。

○鈴木説明員 御説明申し上げます。

公正取引委員会は四月に、理容とか豆腐など一部の業界でやみカルテルが行われていた疑いがございましたので、これを調査いたしました。調査した件数は今までに大体六十四件、うち処理したのが五十四件、調査中が十件ということになつておりますが、これらの事案は、大体消費税実施前の先取り値上げカルテルに関するものでございます。消費税が実施された四月一日以降のいわゆる便乗車上昇につきましては、今のところ余り頭在化していないといふふうに思われますが、そのよ

うなカルテルを発見した場合には早急に対処した

事件の検査結果に関する報告をしなかつたので

すか。これはちょっと見解だけ聞いておきたいと思ひます。どうして大蔵委員会に法務省はリクル

ト事件の検査結果に関する報告をしなかつたので

すか。これはちょっと見解だけ聞いておきたいと思ひます。これは株なんですよ。株は大蔵省が所管している。法務省のものであれ何にしろ、やはり大蔵委員会に一応報告するのが筋じゃないですか。まずその見解から聞いておきましょう。

○沢田委員 これも実施してからはないなんて言

つておりますが、もし何なら、そんなに費用がか

かるわけじやないですか、全国的に消費税一

〇番を置いて受けていくという姿勢が必要だと思

うのですが、その点はいかが考へていますか。こ

れは国税庁かどうかわかりませんけれども、やは

り苦情を聞いていく、そういう姿勢をひとつ出

すか。

○鈴木説明員 まずその見解から聞いておきましょ

う。

○尾崎政府委員 国家公務員の場合は、消費税分

万円を超えていて課税業者ということで扱われる

会社の場合には、その会社全体の売り上げと合

わせて考えますので、したがいまして、大体三千

万円を超えていて課税業者ということで扱われる

それからもう一つは、会社で寮をつくった場合

に三千万円以下なら消費税は納めなくともいい、

こういうふうに解釈していいですか。

○沢田委員 それは内容はわかっているのです。

ただ、一般的のサラリーマン、勤めに行つている人

で、持ち家の人とそれから借家をしている人との間に消費税として非常な差があるのでないか、それは勘定済みなのか、それとも後になつて気が

ついたことなのか。その点はもう持ち家にならなければおまえは損をするのだよ、そういうことを認識した上での施行なのか、それともいやその辺

○伊藤(博)政府委員 御質問は刑事案件の報告に關しての御報告とあります。その点は検察庁でおやりになっておられたことですので、私どもが申し上げる筋合いのものではございませんが、昨日来聞いておりましたのは、リクルート事件に關連しての経緯等を中心にして法務省の方から御報告がございました。私どもも本件に関しましては、これまでもいろいろなところで、税の関係でいろいろ問題があるのじゃないかという御質問をいただいております。それら重立つたものを要約いたしますと、三つほどの論点があつたよう思います。

一つは、株式の譲渡に關連しての有価証券取引税の關係で問題はなかつたかどうか。それから、譲渡された者についての譲渡益についての所得税の問題はどうであるか。三番目には、贈与税の關係はどうであろうかというような点が重立つたものであったかというふうに思います。これらについての法律關係は、沢田先生も専門家でいらっしゃいますから改めて申し上げるまでもないかと思いますけれども、当時における施行されております法律のもとでのそれぞれの税目の課税關係といふのをちょっとおさらい的に申し上げてみたいと思います。

有価証券取引税は、有償で譲渡された場合には、相対取引の場合を含めまして課税の対象になります。それから二番目の所得税の問題。これは基本的にはキャピタルゲインでございます。キャピタルゲインというのはあくまでも実現した段階で課税ということ、それから、実現した段階におきましても、当時の法制度下におきましては、一定の要件を満たすものに限って課税ということになつております。回数にして五十回以上等々の要件がございます。それから三番目の贈与税等の問題は、一般的に有償で取引された場合には贈与税といふ問題は発生いたしませんけれども、例外的に、取得された価格がそのときの時価、取得時期における時価に比べて著しく低いというような場合には、ある種のみなし課税ということで、場合

によつては贈与税あるいは一時所得という問題があり得るという方が一般的な法制かと思います。

私どもも国会等で御議論、御質疑いただきました

こととも十分念頭に置きながら、常に資料の収集に努めております。

ただ、個々の事案に即してどうであつたかといふことは差し控えさせていただきますけれども、国会での御議論も十分念頭に置いておるということだけは御報告申し上げていかと思います。

○沢田委員 法務省にも来ていただいておりますから若干聞いておきますが、法務省の方の報告の中にも、今それを先に答弁されました。殖産住宅事件に関する最高裁の判断では、いわゆる株の譲渡に当たっては期待的な利益を含むというのが一つあります。それから、議員が委員会の中で審査中の法律案に関して、その委員会に所属しない議員に対しても贈収賄が成立する、こういう最高裁判の判決もあります。

これはタクシーカーブ事件ですね。簡単でありますから読んでおきますと、

利害關係のある者が、国会議員に對し、當該法案の国会係属中に、その廢案あるいは自己に有利な方向での修正がなされるよう、その法案の審議、表決に当たり、自らその旨の意思表明をすることや、他の国会議員に對して説得勧誘することを依頼して金品を供与した事實があれば、右法案が當該国会議員の所属しない委員会の審査に付されていても、国会議員の職務に関する賄賂の授受として贈収賄罪が成立するとした一つの事例判断である。

これは最高裁の第三小法廷でのタクシーカーブ事件上告審の最高裁の判決です。ですから、きのう刑

事局長が言われた抽象的な職務権限とは違つて明確に、国会議員としては自分の所属すると否とにかかるらずそういう場合は贈収賄に当たる、こういう判決も出ているわけです。

そこで、これは法務省から若干聞きたいのですが、リクルート事件の報告の中に「店頭登

録の一年十ヵ月前になされたものであつて、贈収賄罪の客体たる財産上の利益に当たるとは認定し得ないため」こう書いてある。これは株のことから言うのですが、一年十ヵ月前だったらなぜ将来の予測ができないのですか。その点お伺いしておきたい。

ですから大蔵でやつてもいいのだろうと思ひます。

私どもも国会等で御議論、御質疑いたしました

こととも十分念頭に置きながら、常に資料の収集に努めております。

ただ、個々の事案に即してどうであつたかといふことは差し控えさせていただきますけれども、国会での御議論も十分念頭に置いておるということだけは御報告申し上げていかと思います。

○古川説明員 殖産住宅事件におきましては公開直前の株が問題となつたわけでござりますけれども、時期的には大変直前の株でございました。それに対しまして五十九年末の公開株の譲渡の時期につきましては、御報告でも申し上げましたとおも、約二年近く前という事でござります。殖

産住宅の事件に関する最高裁で申しておりますの

は、値上がりが確実であるというようなことでございまして、それはその具体的な時期との關係で

もケースごとに変わつてくるというふうに言わざるを得ないわけでございまして、種々検察当局に

おきましたも検討いたしました末に、値上がりが確実であるというふうにはなかなか言えないといふふな認定に至つたものというふうに承知いたしております。

○沢田委員 現在は結果的には値上がりをしません。そうすると、一年十ヵ月前までは、これは裁判にならないから判例にはならないのであります。裁判事務局としては一年十ヵ月という線を一応引いて、その辺まではどんなに将来上がっても、それは上がるなどを期待しない期限と設定しておきました。

○古川説明員 私どもの方では事件自体は個々具体的な事件ごとに判断せざるを得ないものですので、抽象的、一律的にそのような認定をしたわけではありません。

○沢田委員 たゞ、ここには「この未公開株式の譲渡は」とか、「一般的なのです。この場合とは書いていない。一般的に「未公開株式の譲渡は、

確かに、国会議員としては自分の所属すると否とにかかるらずそういう場合は贈収賄に当たる、こう

いう判決も出しているわけです。

そこで、これは法務省から若干聞きたいのですが、リクルート事件の報告の中に「店頭登

登録の一年十ヵ月前になされたものであつて、贈収賄罪の客体たる財産上の利益に当たるとは認定し得ないため」だれが判断したか。現実にはうんと上がつたですね。なぜ一年十ヵ月前だったら免罪だということを決めたのか、それをお聞きしたいのです。

○古川説明員 やはり株の關係でござりますの

で、しかもその取引をされておるわけでありまして、当事者、そのときどきにおける客観的な状況

プラス関係者の認識というのもございます。そ

ういうふうな両方を兼ね合わせて総合的に証拠を

収集してまいりまして、冷静に厳正に最終的に判断するということにならざるを得ないわけでございまして、もとよりそういう判断は検査当局においてなされるものでございます。

なお、その前に御指摘を受けました、報告書の記載が未公開株一般というような表現ではなかろうかという点につきましては、私どもの報告では

そのような趣旨で書いておるものではございませんでして、五十九年に行われました当該未公開株に限つて申し上げているつもりでございます。

○沢田委員 そうあなたがただし書きを言われて、この報告書は一応公のものですから、やはり一般的なもの解釈の基準を示したものとこれを受け取ることは当然だと思うのです。それはそれ

で、もうあなたの場合いいです。

○古川説明員 たゞ、法務府として、いわゆるファーストファイナンスに金を出させて、名前を貸してその差額だけを受け取る、あるいは全額を受け取つてから返済する場合もあるでしょうが、その差額だけを受け取つた者は少なくとも贈与あるいは譲渡、譲渡と言ふ方が正しいのでしょうか、その性格はどういう判断をしておりますか。

○伊藤(博)政府委員 おつしやつしているケースは、それぞれ先生の頭の中にあるケースはいろいろ特定のケースを想定しておられるのかもしれませんけれども、一般的に私ども承知しております

のは、株式を譲り受け、一定の時期を置いて譲渡した、譲り受ける際の金融の手当てを受けたとい

う三つの取引がそれを行われたというのを前提にして考えるべきものではないかというふうに

一般的には考えております。

○沢田委員 これもはつきりしていることです  
ね、搜査の中身を当然あなたの方では見ること  
になるのか贈与になるのか、その辺の判別はまだ  
不明でありますけれども、その両者の客観的な判  
断で判断すべきものである。少なくともこの前私  
がここで質問したときは、正式の株の売買であ  
つたから、それは売買として取り扱う限り二十万  
株と回数の問題があるから対象にならないです、  
こう答えた。しかし、今度は違ってきた。相手が  
金は出していない、売買行為は行われていない。  
それで竹下さんも参ったわけですね。三点セッ  
ト、こう言われたわけです。では契約書はどうな  
つていたんだ、払い込みはどこで行われたか、あ  
るいはその判こはだれが押したのか、あなたがも  
しそうおっしゃるならそういうことを証明してく  
ださい。さもなかつたら検査記録の中にあるもの  
を示して、大蔵として、国税庁としては、これは  
こうです、これはこうです、一歩譲って名前は例  
えばA、Bでもいいですよ。しかし、この場合は  
れる者との立場としてやはり納得しがたい、こういう  
ことになると思うのですね。それははつきりして  
いただけませんか。

○伊藤(博)政府委員 個別具体的な事例に即してと  
いうことになりますと、從来から申し上げており  
ますように私ども答弁を差し控えさせていただい  
ておりますが、一般論の議論として、具体的なA  
さん、Bさんを一般化して申し上げれば、私ども  
の承知しております中では、それぞれの行為があ  
つて、結果として利益を得たというのが一般的な  
ケースじやないかなと思います。

ただ、先生おっしゃるのは、全く個々の取引が  
架空と認定できるようなケースがあるじゃないか  
という御質問かと思います。これは個々具体的な

ケースに即しての事実認定の問題になりますけれ  
ども、私どもが一般的に承知しているのは、冒頭  
申し上げたようのが一般的な類型かなと思つて  
おるということでお許しいただければというふう  
に思います。

○沢田委員 ここで逃げてもどうしようもないの  
で、残念ながら七年間は国税は時効にならないの  
ですよ。贈収賄は五十九年の十二月に時効になつ  
たかもしませんが、国税の税金の方はならない  
わけです。それは御承知のとおりであつて、それ  
が言うならば贈与に当たつているのか、実際の売  
買行為が行われてないのかあつたのかは、それは  
書類の中ではつきりしているのですね。報道でも  
はつきりしている。ですから、そういう点につい  
ては雑所得で処理するなら処理をするという明確  
な対応をする。自民党に寄附したからといって逃  
れきるものじゃないのですよ。その領収証で税金を  
納めないで済むというものではないですね、所得  
をしたという事実に伴つて税金は納めるのですか  
ら。だから当然そういうことで対応していただけ  
る、こう解釈してよろしくございますか。

○伊藤(博)政府委員 後半お話をございました、  
所得の処分が所得の取得段階の課税関係を変える  
委員会その他から出ている資料から申し上げるの  
ですが、我が党の大先輩が質問をされたことに關  
連して土地の問題で若干伺います。

六十二年は結局七十四兆の金が動いておる。そ  
の中で、不動産業は五十六年のときには五兆円で  
あった。それが六十二年には二十兆九千五百四十  
四億ですから、結果的には二十一兆円に及ぶ資產  
の推移になつておる。しかもこれは金融とか保険  
業は除外されていますね。ですから不動産業が一  
番、五倍にも膨れ上がつておるのですよ。それで  
株式も同じように、五十六年に比較すると五倍に  
なつておる。その他のところの産業は、織維にし  
てもあるいは化学にしても非鉄金属にしても、せ  
いぜい二倍なんですね。いかに不動産業が土地の  
資金の運用の中で膨大な資金量を保有し、使つて  
きたか、そしてまた株式の保有も一般のはかの産  
業に比べていかに大きいか、こういうことです。

さらには借入金と自己資本を見ますと、短期借入  
金は八兆円です。それから長期の方が六兆円で  
す。結果的には、社債も含めまして合計して十五  
兆六千七百四十五億円です。これも比率として見  
ますと、資本金はただの八百七億なんです。こ  
れは三百六十億の船舶、九十八億のガス・水道業  
もありますが、それ以外では最下位に近い。それ

おります。

今回の改正の大きな柱は二つございます。その  
一つは、主として中小会社にふさわしい法規制を

実現するための会社法の改正、もう一つは、社債

制度の全般的な改善を目的といたします社債関連

法規の全面改正、この二つでございます。

その

で結果的には総トータル三十九兆七千億の自己資  
本の中では二兆一千億という割合を占めておる。

これも異常ですね。

ですから、国税の中でこれだけ資産をため、こ

れだけの株を持ち、そしてこれだけの利益があつ  
たかどうかは一応別問題としますと、これだけ膨  
大な資金量を流用していった産業というのはほかに  
はないのですね。ほかは皆三角印がつくようなと  
ころなんです。そうすると、これを見ただけでも  
いかに不動産業というものが膨大な利益を上げて  
きたかということは言えるわけでありまして、こ  
れは財政再建の中の一つでもありますから、土地  
の大もうけというものに対しては厳重な審査を行  
つて対応していただきたい。これは要望して終わ  
ります。

○沢田委員 これは聞くだけで、後また改めてや  
ります。

国税庁にちょっとお伺いしますが、これは予算  
委員会その他から出ている資料から申し上げるの  
ですが、我が党の大先輩が質問をされたことに關  
連して土地の問題で若干伺います。

六十二年は結局七十四兆の金が動いておる。そ  
の後半お話をございました、所得の処分が所得の取  
得段階の課税関係を変える委員会その他から出  
ている資料から申し上げるのですが、我が党の大先  
輩が質問をされたことに關連して土地の問題で若  
干伺います。

最後に日本語学校、外国人労働者の問題です。  
人労働者がこれから、これは大蔵大臣にも聞いて  
おいでもらいたいのですが、どんどんふえてい  
く。それで、防衛の二十四万人は今データントで要  
求されていますから、八万人ぐらい、三分の一ぐらいは民  
間企業に応援に出したらどうだ、実はそういうふ  
うに私は思っていた。幾ら戦車を動かしたからと  
いつたって余り効果はないじゃないかというふう  
に思いますが、そういう時期ですから、八万人  
ぐらいは今の人手不足という状況の中でそういう  
対応を考えたらどうだ。外国人労働者の受け入れ  
についても立法措置が必要じゃなかろうかという  
ふうに思います。さもなければ、これはアジア  
の——これは時間になつたという意味ですから、  
以上で終わります。私は非常にまじめです。そ  
ういうことで、大臣として検討されることを期待し  
て、いろいろありましたが、別の機会にしま  
す。

○大谷説明員 商法の改正につきましては、かね  
てから法制審議会の商法部会で御検討いただいて  
おりました。

○沢田委員 時間的に皆さんに御協力する意味を  
含めて、若干はしております。

商法改正がとにかく話題になつて、それぞれの  
企業も商業界あるいは経済界、非常にいろいろ危  
惧をし、心配をしております。そういう立場に立  
つて、商法改正のこれからスケジュール、見通  
し等についてお答えいただきたいと思います。

○大谷説明員 商法の改正につきましては、かね

て、あれだけの株を持ち、そしてこれだけの利益があつ  
たかどうかは一応別問題としますと、これだけ膨  
大な資金量を流用していった産業というのはほかに  
はないのですね。ほかは皆三角印がつくようなと  
ころなんです。そうすると、これを見ただけでも  
いかに不動産業というものが膨大な利益を上げて  
きたかということは言えるわけでありまして、こ  
れは財政再建の中の一つでもありますから、土地  
の大もうけというものに対しては厳重な審査を行  
つて対応していただきたい。これは要望して終わ  
ります。

○沢田委員 これは聞くだけで、後また改めてや  
ります。

国税庁にちょっとお伺いしますが、これは予算  
委員会その他から出ている資料から申し上げるの  
ですが、我が党の大先輩が質問をされたことに關  
連して土地の問題で若干伺います。

六十二年は結局七十四兆の金が動いておる。そ  
の後半お話をございました、所得の処分が所得の取  
得段階の課税関係を変える委員会その他から出  
ている資料から申し上げるのですが、我が党の大先  
輩が質問をされたことに關連して土地の問題で若  
干伺います。

最後に日本語学校、外国人労働者の問題です。  
人労働者がこれから、これは大蔵大臣にも聞いて  
おいでもらいたいのですが、どんどんふえてい  
く。それで、防衛の二十四万人は今データントで要  
求されていますから、八万人ぐらい、三分の一ぐらいは民  
間企業に応援に出したらどうだ、実はそういうふ  
うに私は思っていた。幾ら戦車を動かしたからと  
いつたって余り効果はないじゃないかというふう  
に思いますが、そういう時期ですから、八万人  
ぐらいは今の人手不足という状況の中でそういう  
対応を考えたらどうだ。外国人労働者の受け入れ  
についても立法措置が必要じゃなかろうかという  
ふうに思います。さもなければ、これはアジア  
の——これは時間になつたという意味ですから、  
以上で終わります。私は非常にまじめです。そ  
ういうことで、大臣として検討されることを期待し  
て、いろいろありましたが、別の機会にしま  
す。

○大谷説明員 商法の改正につきましては、かね  
てから法制審議会の商法部会で御検討いただいて  
おりました。

○沢田委員 時間的に皆さんに御協力する意味を  
含めて、若干はしております。

商法改正がとにかく話題になつて、それぞれの  
企業も商業界あるいは経済界、非常にいろいろ危  
惧をし、心配をしております。そういう立場に立  
つて、商法改正のこれからスケジュール、見通  
し等についてお答えいただきたいと思います。

○大谷説明員 商法の改正につきましては、かね

○森田(景)委員 消費税が実施されましてから二ヵ月半になるわけでございます。消費税は空気以外は全部税金をかけると言われておるわけでございまして、もちろん生活必需品にも全部かかるわけでござります。そのため、消費税に對しまして消費者は全くすすべがないというのが現状であります。確かに物品税は廃止されて、車とか宝石とかあるいは毛皮といった高級品は安くなつたものもあると言われておりますが、しかし、そんなものに縁のない庶民にとりましては、日用品の軒並み値上げで物価が7%になつた、あるいは10%にも感じられる、こういう声を耳にしております。そういうわけで、所得税減税といふことを言わませしても、庶民の立場ではだまされたという実感はどうしようもない、このように私も地域の方々から言われております。

この消費税、九つの懸念というものが前竹下総理から示されました。そのトップにありますのが逆進性、こういうことでございました。所得税減税の恩恵をほとんど受けっていない低所得者層あるいは生活保護家庭、年金生活者、身障者など弱者には、早くも消費税が重くのしかかっているわけでございます。主婦連などの相談窓口にも、この弱者からの窮状を訴える内容が大変目立つてゐるわけでございまして、大蔵大臣あるいは耳にして参考のために若干例を申し上げてみたいと思います。

東京都に住んでいらっしゃる無職の女性、七十九歳の方はこうおっしゃっておられます。六年前に主人が死んで都営住宅で一人暮らし、生活保護と近くに住む息子からの仕送りで、合わせて月七万円で生活している。精進揚げ一個五十円が六十円になりました。豆腐百円が百十円になりました。揚げ豆腐四十五円が五十円に上がつて、毎日のかず代が大変です。節約のためテレビもなるべくつけないようにしております。七十九歳のお年寄りでございます。

それから、身障者からはこういう声が出ており

ます。私の義兄にも税がかかるなんて納得できません。消費でなく体の一部なのです。こんなものにまで税金をかける政治は何とか変えはしら。今まで税金をかける政治は何とか変えはしら。また、病氣の方の声では、心臓病で、生活保護を受けている。生活保護世帯です。月六万円ぐらいいだというのですね。家賃一万六千円は市が払つてくれるけれども、管理費千円のほか、生活必需品に消費税がかかつてると生活できない。免税業者というのもあるわけですから、免税消費者というものがあつてもいいじゃないか、こういう声も寄せられているわけでございます。

また、ある団地に住んでおります年金生活者の八十歳の方は、御夫婦でございますけれども、家賃の値上げ通告がいつ来るかということで毎日心配しているというのですね。収入は厚生年金など月額約十一万円だそうです。お二人です。二DKの民間団地の家賃五万円、この家賃を引いたおよそ月六万円を食費など生活費に充てているというのです。お二人で六万円です。不足分はこつこつためた預金を引き出して補つてゐるのが実情である。奥さんは四月一日から物が皆値上がりして苦労している。加えて、あちこちで始まつた家賃の値上げがいつ来るか、この御夫婦は気が気がならない、額が大きいからだ、こうおっしゃつております。こうした年金受給者というのは全国で約八百三十万人いらっしゃるそうです。そしてこの方々の平均月支給額は十三万円にすぎない、こういう状況でございます。これは消費者の立場でございまして、またこの納税義務である事業者の方もいろいろと御苦労していらっしゃるわけでござります。

そこで、私はちょっと新聞をコピーしてまいりました。これは大臣もごらんになつていらっしゃると思うのです。「ご存じですか、あなたの減税」のうのですね。こういうのが新聞に出でおりました。皆さんもごらんになつたと思います。「ご存じですか、あなたの減税」というのです。これは政府広報、新規制実施パッケージ推進本部というところで広告を出しているようでございます。また、

これまで税金をかける政治は何とか変えはしら。また、病氣の方の声では、心臓病で、生活保護を受けている。生活保護世帯です。月六万円ぐらいいだというのですね。家賃一万六千円は市が払つてくれるけれども、管理費千円のほか、生活必需品に消費税がかかつてると生活できない。免税業者といふことをお尋ねしておきたいと思います。

#### ○中川説明員 お答え申し上げます。

減税を主な内容といたします政府広報につきま

しては、新規制実施のための広報の一環として実

施しておるところでございまして、ことしの四月

以降、まず新聞につきましては一般紙、いわゆる

中央紙、ブロック紙、地方紙でございますが、こ

の一般紙で三回、ただいま先生お示しになられま

した記事下広告が二回と、そのほかに突き出し広

告といふものを一回、合わせまして三回実施いた

しております。このほか新聞関係では、団地紙等

で二回実施をいたしました。さらに週刊誌につき

まして一回、またテレビスポットも実施したとこ

ろでございます。

これらの広報に係る経費でございますが、ごく

大まかに試算をいたしますと、約三億円程度と見

込まれるところでございます。

○森田(景)委員 約三億円を使って減税のPRを

する。大蔵省としてはなるべく減税のPRをした

いのだと思いますけれども、これは私は三億円の

むだ遣いだ、こう申し上げておきたい。

なぜならば、先ほども沢田委員の話がありま

す。この竹下前総理の見解といふのは、表現が悪

いかもしれませんのが、日本のことわざにイタチの

最後つべといふのがあるんですね。私は、竹下総

理のこれは最後つべじゃなかつたかな、こう見て

いるわけです。九つの懸念が解消されたなんとい

うことはどこにもありません。みんな厳しい状況

を認めている。将来の課題に残したわけでござ

ります。

私は、前回もこの九つの懸念の見解を幾つか取

り上げましたけれども、きょうは時間が許せば第

四の懸念、税率の引き上げの不安という問題、そ

れから第八の懸念、消費者の負担した税が納税さ

れないのではないかという問題、それから第二の

懸念、中堅所得者の不公平感、第五の懸念、物価

の上昇、こうしたことについていろいろと質問を

して、見解を聞きたいと思っております。

そこで、私はちょっと新聞をコピーしてまいりました。これは大臣もごらんになつていらっしゃると思うのです。「ご存じですか、あなたの減税」のうのですね。こういうのが新聞に出でおりました。皆さんもごらんになつたと思います。「ご存じですか、あなたの減税」というのです。これは全国生活協同組合連合会の試算を見ましても、平均して一世帯九千円ぐらいかかるようですね。そうすると、せつかり政府が標準世帯で試算した、この中にもありますけれども、標準世帯で四百万の收入で年間十一万五千円、こういうのが出でているわけでございますが、実際はもう減税効果といふのはないわけです。だから、最初に申し上げましたように物価は7%とか10%も上が

ます。

最初に第四の懸念、税率の引き上げの不安といふことでございますが、この消費税を導入すると高齢化社会への対応とは言つておられます。句だつたわけでございまして、今でも現総理大臣も村山大蔵大臣もずっとおっしゃっていますね。高齢化社会への対応とは言つておられますけれども、どういふうに対応するんだとすることが明確じゃないのです。私はいろいろ調べてみまして、高齢化社会への対応と言つておられるのは、これは税率を引き上げるという含みがやはり根底にあっての発言だと思うのです。大蔵大臣も前に、たしか二十一世紀までは3%で何とかもつていいけそうだという御発言をなさったことがありますね。この委員会だったかと思います。まず最初にその辺のところをお答えいただきたい。

○村山国務大臣 三つの点でお答えいたします。

高齢化社会への対応という点でございますが、御案内のように、これから日本は世界でかつてないほど急速に高齢化を迎えるわけでござります。そのことの意味は、これから稼得者、働く人が相対的に少なくなる、こういう意味でござります。それで現在の税制を見ておりますと、所得課税に余りにも、しかも結果的には給与所得者がほとんど支えているわけでござりますので、そこに余り負担をかけるような現行税制をやつておりますと、活力が失われることはもう当然なのでございます。老齢者の医療費は大体普通の人の五倍かかるとか、今千八百万人の年金受給者が三千三百万人に間もなくなるとか、こういうことを考えただけでも早く歳入構造を考える必要がある。あわせて安定した税収構造というものも考えねばならぬであろう。こういうことを考えますと、租税体系として大きく転換する必要がある、こういうことでやつておられるわけでございます。もつと述べますれば随分長い話になりますので、それくらい省略いたします。

それから、第二番目の問題として消費税の引き上げの問題、3%というのでございますが、これ

は竹下前総理もそれから現宇野総理も、自分の在任中は上げません、こう言っておられます。理論的に言うと、それにはいろいろ言つておますが、

この税率の問題というのは結局は受益と負担の関係であつて、将来の国民の選択の問題であるので、それ以上のことは言えないが、こう言つているわけでございます。それから、実際問題といったしまして、これだけやかましくというか、これだけ苦労をして実施した消費税でございまして、これがだけ批判があるわけでございますが、特に最後は国会の承認を要するわけでございます。したがいまして、そういうことからいいましても、最後に善後としての国会がある限り、将来の受益と負担としてのものの関係だとしても非常に難しいのではなかろうか、こういうことを言つておるわけです。

それで、私がさあこれは二十一世紀ぐらいまでもつんじないかなと言つたのは、今の景気が続

き、そして特別の財政需要がない限り、日本のG.N.P.は非常に大きいわけでございますので、総合勘案して三%でもつことを期待する、そういう意味の発言をしておるのでござります。

○森田(景)委員 これは日本広報協会、監修 大

藏省「新税制：豊かな明日へ」というのが出ております。老齢者の医療費は大体普通の人の五倍かかるとか、今千八百万人の年金受給者が三千三百万人に間もなくなるとか、こういうことを考えただけでも早く歳入構造を考える必要がある。あわせて安定した税収構造というのも考えねばならぬであろう。こういうことを考えますと、租税体系として大きく転換する必要がある、こういうことでやつておられるわけでございます。もつと述べますれば随分長い話になりますので、それくらい省略いたします。

それから、第二番目の問題として消費税の引き上げの問題、3%というのでござりますが、これ

そういうふうに考えるわけです。

それから、今の状況が続いていけば二十一世紀まで大丈夫だ、そういうお話をございました。ご

もつともだと思いませんけれども、国会の承認がなければ税率アップはできません、これは法律に書

いてあるのですから、そのとおりです。だけれども、この消費税も我々反対したけれども、自民

党の三百議席という大きな力によって強行成立し

たわけです。だから、今大蔵大臣のおっしゃる

三%より上げないというこの税率アップの論どめ

というのは、これはやはり与党にたくさんの議席

を与えてはいけないという意味だと思うのです。

ね。ちょうど景気と同じように、この国会の与野

党の議席数も今のようないずつといけば、三%

が五%になりあるいは一〇%になるかもしねれな

い、そういうことになるという意味ですね。だか

ら、この3%が法律に歯どめがかけてあるから上

がらないというのは詭弁にすぎない、私はこう思

うのです。大臣、どうですか。

○村山国務大臣 間違いないようにはつづり言

つておきます。我が自民党はこんなものを上げた

いなんて、だれ一人思つておりません。できるだけ

これで二十一世紀まで続けたい、こういうことでござりますので、どうぞその辺はお間違えにならぬようにしてください。

○森田(景)委員 大蔵大臣、よく言つてくれまし

た。これが総理大臣もまた自民党的議員の皆さん

方もみんな同じ意見であるならば、二十一世紀ま

で安心だと思います。よく受けとめておきます。

それから、ちょっと戻りますけれども、竹下前

総理大臣は私の在任期間中はやらないと言つた。

宇野総理大臣も私の在任期間中は上げませんと言つた。これはいいのです。だけれども、竹下さん

はそんな長くできなかつたですね。今の宇野総理

大臣もいつまでもつのだかわかりません。そいつ

う不安定な方のおっしゃることは余り信用できませんで、今の村山大蔵大臣のように自民党的議員

は全部だれも上げようと思つていません、責任持

つて言い切つて、みんながそう言つてくれればい

いのです。そういう点では大変勇氣ある御発言だ、このように評価をしておきたいと思います。

だけれども、ちゃんと守つてくださいよ。

次は第二の懸念でございます。不公平感とい

ことですね。消費税がやはり金持ちを非常に優遇

しておられるわけでございます。

例えは輸出業者。輸出の品物には消費税がかか

らないことになっているわけです。この輸出関税

企業のいろいろな数字を調べてみると、今現実

には数字が出てきませんので、昭和六十一年から

六十二年までの一年間の計算を申し上げます。例

えばトヨタ自動車。三%消費税をかけたと仮定し

て計算しますと、ここは年間百十三億円の消費税

になるそうですね、国内販売で。輸出販売にかか

わる税金、これは戻し税になるわけですから、こ

れが六百十六億。差し引き戻し税額というのは五

百三億になる。結局トヨタ自動車は消費税を払わ

なくて済む、こういう計算になつてくる。しかも

物品税が廃止になりまして、納めなくて済むお金

が三千三百七億円だ。一つ一つやつてきますと

時間がなくなりますから、全部申し上げませんけ

れども、去年の七月十八日のエコノミストにこう

いう計算が出ております。トヨタ自動車、日産自

動車、本田技研工業、マツダ、松下電器産業、日

立製作所、東芝、ソニー、新日本製鉄、三菱重工

業、こういう大手の企業の例が載つております。

それから、これは五月二十六日の朝日新聞に載つておきましたのですが、大手商社九社、このう

ち七社が過去最高の売り上げだというのですね。

伊藤忠商事がトップでございまして、売上高十五

兆五千五百五十九億円、三井物産が十四兆八千二

百七十六億円、住友商事が十四兆五千七百六億

円、丸紅が十四兆一千八百九十三億円、三菱商事

が十三兆八千三百七億円、日商岩井が十一兆六

十四億円、トーメンが五兆二千三百十九億円、ニ

チメンが四兆七千二百十億円、兼松江商さんが四

兆三千八百三十億円、こうあるのですね。大変な

略いたします。

それから、第二番目の問題として消費税の引き

上げの問題、3%というのでござりますが、これ

売り上げをしていらっしゃるわけでございます。こういう方々の努力で日本の景気もまた伸びているのかかもしれませんけれども、しかし事消費税に關して考えてみますと、売上高に単純に3%を掛けますと、トップの伊藤忠さんは年間四千六百十六億円、こういうことですね。三井物産では四千四百四十八億円、大変な金額でございます。一年三百六十五日、これは毎日一億でも三百六十五億でございますから、一日十億以上の消費税が入ってくるんですね、売り上げの多いところは。そうすると、こういうところはそのお金財テクに運用することができるわけでございまして、これは大変大企業優遇じゃないか、こういうふうに思われるを得ないわけです。

日経新聞の六月十日付を見ますと、非常に企業は財テクがお上手のようございまして、「財テク企業ランキング」上位に自動車・電機、こうありますて、八八年度金融収支ランキング、トップがトヨタ自動車さん、二番が松下電器産業さん、三番が日立製作所、四番がシャープ、五番が日産自動車、こういうふうに出ております。それぞれ、トヨタさんで一千二百七十五億、このくらいの財テクをしていらっしゃるわけですね。ですから大手の企業、メトカーさんは財テクも非常に上手だ。消費税も単純計算で毎日十億円以上も入ってくる勘定になる。大手はますます豊かになっていく、こういう勘定になるわけですね。庶民は本当に日用品まで消費税で苦しんでいるのに、大企業はそういういろいろな有利な道が残されている。こういう点で非常に不公平だと私は思います。大臣の見解をお尋ねします。

○尾崎政府委員 まず輸出の問題でござりますが、もう委員よく御承知のとおり、これは国際的にそういう調整の仕方が行われているわけでございまして、お互いに輸出には消費税のよな税をかけないということにしているわけでございます。水際で税金を全部落として輸出をするということでござりますから、逆に考えていただければよろしいわけでございますけれども、外国から輸入

しているもの、それは全部外国の税を水際で落としてくるわけでございます。日本の場合、食料品その他必需品をたくさん輸入しておりますが、そういうものは外国の税を落としてまいりますから、その分だけ日本の消費者が安く買えるということになるわけでございます。そのようにお考いだいたらわかるいただける問題だらうとというように存じます。

それから、財テクという御指摘でございまして、確かに消費税の場合には売上税と違います。た。確かに消費税の場合には売上税と違います。ただ、売上税の場合には三ヶ月ごとに税金を納付して、売上税の場合には三ヶ月ごとに税金を納付していただくという制度でございましたが、消費税の場合にはいわば企業の法人税の計算に合わせるということで、一年という納付の期限をとつております。途中で中間申告が半年にござりますけれども、そういう制度をとつておりますので、その間、消費税がたまっていたらそれが運用できるのではないかという問題が出てくるわけでございません。しかしながら、実は企業が仕入れますもの、仕入れを行います場合に、その仕入れには税金がやはり3%乗っかかるわけでございまして、その仕入れの3%だけは逆に企業は先に払わなくてはいけないという問題があるわけでございまして。その先払いの分、それから売掛金の中には、もちろん税金も売掛金という形になつて残るわけございまして、そのように3%入つてくる方だけをお考いだかないで仕入れで払つてやると、その先払いの分、それから売掛金の中には、もちろん税金も売掛金といつて残るわけございまして、追加的値上げがまかり通つていて、こういうことのようですね。カーネーションとか、ワイヤーシャツ、豆腐、左官の手間代、ワンピース、スパゲッティ、コーヒー代、かけうどん等々前月比あるいは前年同月比、これを比べましてもみな上がつていいわけですが、そういうこととで、この一回だけ3%の分値上がりする、こういふ説明がありましたけれども、どうも消費税は欠陥があつて、この欠陥の怖さというのはこれから出てくるのじゃないかと大変憂慮されていることになります。この物価上昇に対してもう一つ対策を考えいかれるのか、お答えいただきたいと思います。

○村山国務大臣 もう言うまでもない話でございますが、消費税の実施ということはいつとき限りの一過性の問題でござります。ですから四月の数字は世界の中ではまだ一番安定している物価であります。時間が余りありませんので、それから御質問の方からお話をありましたように、私どもはこの欠陥だからそれは消費税のいつとき限りの値上げ分と、それから御質問からきた、タイムラグでできたものの複合値がそこにきておる。三・三という数字は世界の中ではまだ一番安定している物価であります。

○森田(景)委員 時間も余りありませんので途中を飛ばしまして、先ほど我が党の矢追委員の方からお話をありましたように、私どもはこの欠陥消費税は廃止すべきであるという立場でございまして、これは参議院選挙の公約にも掲げました。

いますが、生鮮食料品を除いた季節調整済みでは一・二、こういうところでございます。だから、むしろその方が正確であろう。一・二でございます。

それから、少しおくれるんじゃないかな、確かに五月分を見ますと、先ほど報告がありました〇・六、こういうわけですね。そこで、それが全部消費税の追加値上げ分であるかどうかかといふと、それは必ずしもそうでないであろう。例えば三月の二月に対する前月比の上昇率を見ておりますと、それが〇・五であるとか、こういうある数字があるわけでございます。若干〇・六の方が多いわけになりますけれども、その差でむしろ読む方が正確ではないか。

それから、なぜそんなふうに前月で上がつてゐるかといいますと、やはり卸売物価がいろいろな関係で上がってきたものが、タイムラグを持つて消費者物価にやがてくるわけでございます。先ほど大づかみには三四半期ぐらいかかる、こう言っておるところでございます。ですから、その辺の物価の読みというものはまた別であろう。

それから、問題は消費税のいつときの値上がりを含んで前年同月比がどうなつてゐるか、これは両方含んでくるわけでございますが、先ほど総務省の人が言われたように五月の都区部で三・三、こういうことを言つております。全国平均ではもちろんそれより低いわけでございましょう。

だからそれは消費税のいつとき限りの値上げ分と、それから御質問からきた、タイムラグでできたものの複合値がそこにきておる。三・三といふ数字は世界の中ではまだ一番安定している物価であります。

そういうことで、我々がこの消費税が悪いと言つたのはいろいろなものがあるのですけれども、一番根本にあるのは公約違反の消費税であるということ、これは村山大臣もよく御存じだと思います。

もう一遍ここでどういうふうに公約違反だったか申し上げてみます。

自民党が国民から大きく信用を失ったのは、「大型間接税はやりません」と選挙公約をしておきながら、その公約で三百議席を得たあと、急に変心し、大型間接税そのものである消費税を、強行実施したことである。国民と政治を結ぶべき、選挙の公約が、すぐ否定され、全く意味を持たなくなつた。これは、政治に根本的な不信を抱かせる大事件である。

政権交代である自民党が、何をやります、と公約しながら、まだやっていない、やろうとしていない、という公約違反は今まで数知れないが、しかし、何々はやりません、と公約の筆頭に掲げておきながら、それを破つたのは、今まであまり例がないことである。

中曾根前首相は、三年前、ウソをついて、衆参同日選挙を強行した。衆参同日選挙は、それ自体が違憲の疑いが強いが、中曾根氏は、「解散は考えていない。白さも白き富士の白雪」と野党にウソをつき、いわゆる死んだフリをして、だまし打ち的に衆参同日選挙を実施したのである。

同日選を決定すると、中曾根氏は、次は、選挙公約で「大型間接税はやりません」の大キヤンペーンを始めた。

昭和六十一年六月十四日、自民党本部で開かれた東京都各種団体終決起大会であります。国民や党員の皆さんのが反対する大型間接税をやる考え方ではない」。

六月十五日、高松市の街頭で、「野党がいろいろ宣伝しておった大型間接税、あるいはマル優制度については、きのうもはっきり申し上げ

ておきましたように、国民が反対し、自民党員も反対するような大型間接税と称するようなものはやりませんと申し上げておる」。

六月になると四谷怪談でおばけが出る。おばけにごまかされてはいけません。私は、国民の皆

が言つておるのですからこれは間違いない」。

こういうふうに繰り返し繰り返しやつた結果がやはり消費税導入になつたわけでござりますし、またリクルートでも実態がはつきりしたわけでござります。それでいろいろと申し上げ、大臣の意見を聞きたかったのですが、やめます。

最後に、日刊電通情報、こういうパンフレットがありまして、これが時々私の会館の事務所の方に来ております。私の大変共感する記事が載つております。私も読んで御紹介いたします。

消費税反対議員を当選させ悪税を廃止させよう

日本人の生活は消費税の実施によって大きくなつた五十日でした。定価百円の物を買っても、消費税を取られます。

消費税を実施した直後に竹下首相が夫人同伴でデパート回りをした折り、一本一万五千円のネクタイを買い物消費税は時間をかけて国民が馴れればそう悪い税金ではないなどと同行記者団に語りましたが、首相には庶民の生活が全然わからないといつて国民から反発を受けたことは有名なことです。

五月二十日の日本テレビで、東京浅草商店街の人達が消費税の実施によっていかに苦しんで

いるかをリポートしていました。その中で金融機関を定年退職した男性が母と二人暮らしの中で消費税についてこう語っていました。「私は定年退職後母と二人暮らしですが、私と母の年金二百万円で生活しています、消費税を六万円

取られるのでそれだけ毎日の生活費を切り詰めなくてはならない。年金だけの生活で六万円の税金はひどい」といます。

また、ある小売商店の老主人は昨年夫人が死亡しました。それで一年になるのでお墓参りに行くといい、息子さんがその老主人におふくろは、昨年亡くなつてよかつた。平成元年は子供が生までも、人が死んで葬式を出すにも消費税がかかると言つてやりなよ、と話していました。

この商店街では消費税分を、利益分に組み込んでお客様には負担させないと日々に語り、いま

までは自民党支持だったが今度は自民党を支持しないといつていましたが、この商店街に残っている唯一軒の駄菓子屋の老主人（女性）は、子供相手に十円と百円までの品物を売つてゐるのでとても消費税を子供からとれないが、子供の方がよく知つていて「おばあさん消費税で大変だろう、今まで百円しか買わなかつたけど、二百円買つてあげる」とつてくれます、といつていましたが、竹下首相らは全国の小売業などが苦労している消費税の実態を知つているのか、と言いたい。

とにかく、参議院議員選挙、そして近く行われるであろう衆議院議員選挙で消費税反対議員を一人でも多く当選させて、「消費税等を廃止する法律案」を可決してこの悪税を葬り去らせましょう。

以上でございます。こういう決意で我々も今後取り組んでまいります。

消費税は以上で終わります。

「財政の中期展望」によりますと、平成二年度には特例公債依存体質脱却といふ悲願が達成されることは確実になつた、こう言わであります。早くればこの平成元年度の税収の好調によつて赤

字国債から脱却できるのではないか、このようにも言われておるようでございます。しかし、この

目標達成に寄与してきたのは、NTTの株式売却益が大きく寄与したのではないか、このように思

うのですが、大臣の所感はいかがでしょう。

○村山国務大臣　おっしゃるとおりでございます。これは容易なことではありませんで、たまたまNTTの株の売却収入がありましたのですか

まNNTの株の売却収入がありました。たまたま現金償還を無事にやつてきた、こういうことでござります。したがいまして、いずれは平成四年度あたりからなくなるわけでございますから、そ

れらの問題を含めて、特例公債新規発行脱却をどうぞあります。したがいまして、いずれは平成四年度あたりからなくなるわけでございますから、そ

国民のためになるわけでございますので、その辺を考へておる。場合によると一部または全部、全部ということはなかなか難しいでしょうが、平成二年度の現金償還の財源になるNTTの株の売却を一部見送る必要があるかもしだれぬ、こういう懸念を申し上げたところでございます。

○森田(景)委員 なるべく高く売れればいい、こ

れは当然の話でございますけれども、もともと最初に公開したときの値段というのは百十何万だったかと思いますね。きのうの値段で百四十八万円。ですから、最初売り出したときのお金のことを考えれば決して国民に迷惑をかけることにもならないと思いますし、それから、大体株券は五万円ですからね。五万円を二百五十五万円で売ろうというのですから、そう簡単には二百五十五万円はいかないと思いますよ、ずっと下げてきているのですから。だから、最初に公開したときの値段を基準にしてやれば、決して国民に迷惑をかけることはない。そういうことでひとついろいろと意見を申し上げたわけでありますけれども、考へていいだのも一つの考え方じゃないかと思います。

きょうはNTTの代表取締役の児島副社長においていただいておりますので、大変長い時間お待たせをしましたが、お尋ねしたいと思います。NTTは、リクルート事件に関連しまして、長谷川元取締役とかあるいは式場元取締役とか真藤前会長とか村田元秘書、こういう人たちが逮捕されたり起訴されたりということで、大変大きなイメージダウンをしたわけでございます。しかし、NTTは、そういう一部の幹部がそういうことをしたからといって、そのままでいいというわけにいかないわけですね。今も大臣からお話をありましたように、国が大きな民活といいますか、民营化ということで踏み切った大変大事な会社ですから、これから大きく業績も回復させ、イメージを刷新していかなければならぬ、こういう立場にあると思いますので、ひとつ会社を代表して、リクルート事件にどのような反省をお持ちになつ

○児島参考人 お答え申し上げます。

私たちも、ただいま先生から御指摘ございましたように大変な不祥事を起こしまして、世間をお騒がせしましたことに對しまして、まず最初にお詫びをしたいと思います。

現在私ども、確かに失墜いたしました信用ある者は評判というものに對してどう回復していくか、全社を挙げていろいろ討論をし、検討しておりますが、一つはつきりしておりますのは、言い

われはきかぬということだと思います。したがい

まして、要するに実績を上げていかなければいかぬということであります。世間から見てNTTもしつかりこのころやっておるなどいうことだろ

うと思います。ただ、この一つの道しかないと思

ふし、派手な動きにもならぬわけであります。し

かし、私どもは少々時間がかかるても、社長以下

一丸となって企業体質の改善、それから、世間からさらに信用を受けるような業績というものを上げていきたいというふうに誓つておるわけであります。

○森田(景)委員 余り時間がなくなつてきましたので……。

私もNTTの株が低迷している原因というものをいろいろと、先ほどの高尚な理論じゃなくて、素人の考え方並べてみたのです。リクルート事

件、それから企業分割論、今こういうときに企業分割なんということを出したら、人気が下がるの

は当たり前だと思うのですね。それから郵政省と

NTTがけんかしているというのですね。それから株主の優待制度なんというのではない。NTTが

政府機関や地方団体から縮め出しを食つたとか、配当は一株当たり五千円だと、いろいろあると

思うのです。これをやつているとまた迷惑をかけますから、やめます。

こういう記事がありましたので、参考のために

御紹介しておきます。これは四月二十五日のエコノミストの「満鉄株とNTT株?」というので

す。  
一般大衆(農民をも含めて)が、株式市場に参加始めたのは、日露戦後の株式ブームからである。その初期となるのは、明治三九年九月の南滿州鉄道(満鉄)の株式公募だった。ロシ

ていらっしゃるのか、あるいは会社の名譽回復にこれからどういうふうに取り組んでいかれるのか、その御決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○児島参考人 お答え申し上げます。

私は、ただいま先生から御指摘ございましたように大変な不祥事を起こしまして、世間をお騒がせしましたことに對しまして、まず最初にお詫びをしたいと思います。

現在私ども、確かに失墜いたしました信用ある者は評判というものに對してどう回復していくか、全社を挙げていろいろ討論をし、検討しておりますが、一つはつきりしてておりますのは、言い

われはきかぬということだと思います。したがい

まして、要するに実績を上げていかなければいかぬということであります。世間から見てNTTもしつかりこのころやっておるなどいうことだろ

うと思います。ただ、この一つの道しかないと思

ふし、派手な動きにもならぬわけであります。し

かし、私どもは少々時間がかかるても、社長以下

一丸となって企業体質の改善、それから、世間からさらに信用を受けるような業績というものを上げていきたいというふうに誓つておるわけであります。

○森田(景)委員 余り時間がなくなつてきましたので……。

私もNTTの株が低迷している原因というものをいろいろと、先ほどの高尚な理論じゃなくて、素人の考え方並べてみたのです。リクルート事

件、それから企業分割論、今こういうときに企業分割なんということを出したら、人気が下がるの

は当たり前だと思うのですね。それから郵政省と

NTTがけんかしているというのですね。それから

株主の優待制度なんというのではない。NTTが

政府機関や地方団体から縮め出しを食つたとか、配当は一株当たり五千円だと、いろいろあると

思うのです。これをやつているとまた迷惑をかけますから、やめます。

こういう記事がありましたので、参考のために

御紹介しておきます。これは四月二十五日のエコ

ノミストの「満鉄株とNTT株?」というので

す。  
市場での売買開始が大正三年の満鉄株が、こ

の時、ヤマ相場でいくら下がったかはつきりし

ないが、當時、株式全体の指標となつた東株相

場が七八〇円から九〇円まで下げたことからほ

ぼ推察はできよう。政府が「国民的企業として

あまねく各階級の同胞にその株を」と宣伝した

この満鉄株、その後の運命はともかく、出だし

はNTTとよく似ている。

アから得た満州(中国・東北地区)の各種利権を独占するこの半官・半民会社の株式公募が発表されると、国内に熱狂的株ブームを引き起こし、市場全体の投機熱を大きくあおつた。

これは明治の話ですから、私もこれを信用するしかありません。

「募集締切に切迫して俄然応募額を増加し、募集中九万九〇〇〇株に対し一億六七三万一三五八株に上り、一〇七八倍に達し、(中略)締切日にありては、権利価格は騰貴して、申込金五円に対し三九円を唱え、締切の後は四二円六〇銭の価格を有するに至れり」(『日本金融史論』)。その後、満鉄株の権利価格は、ヤミ相場で九〇円にもなった。

また当時の株ブームについては「商人は云うに及ばず、地方の農夫に至る迄、株に手を染め、株に手を出さざる者は人にして人に非ずといただきたいと思います。

私が言われていることは事実でございますが、その一つ一つについてのコメントは差し控えさせていただきます。

がまた影響しているのではないか、いろいろなことが言われていることは事実でございますが、その一つ一つについてのコメントは差し控えさせていただきます。

私もNTTの株が低迷している原因というものをいろいろと、先ほどの高尚な理論じゃなくて、素人の考え方並べてみたのです。リクルート事

件、それから企業分割論、今こういうときに企業分割なんということを出したら、人気が下がるの

は当たり前だと思うのですね。それから郵政省と

NTTがけんかしているというのですね。それから

株主の優待制度なんというのではない。NTTが

政府機関や地方団体から縮め出しを食つたとか、配当は一株当たり五千円だと、いろいろあると

思うのです。これをやつているとまた迷惑をかけますから、やめます。

こういう記事がありましたので、参考のために

御紹介しておきます。これは四月二十五日のエコ

ノミストの「満鉄株とNTT株?」というので

す。  
市場での売買開始が大正三年の満鉄株が、こ

の時、ヤマ相場でいくら下がったかはつきりし

ないが、當時、株式全体の指標となつた東株相

場が七八〇円から九〇円まで下げたことからほ

ぼ推察はできよう。政府が「国民的企業として

あまねく各階級の同胞にその株を」と宣伝した

この満鉄株、その後の運命はともかく、出だし

はNTTとよく似ている。

こういう記事でございまして、こういうことは大臣や関係者の皆様方もよく御存じだと思います。私もまだ生まれるはるか以前の出来事なものですが

から、大変興味を持って読みました。

どうかひとつNTTの皆さん方も、こういう満鉄の株の二の舞になるようなことはよもやないとは思いますが、こういう前車のわだちを踏まないという立場で、今後とも会社の発展のためにしっかりと頑張っていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。

○中西委員長 次回は、来る十六日金曜日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十八分散会





平成元年六月二十六日印刷

平成元年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D